

平成24年9月6日（木曜日）第1号

○議事日程	1頁
○本日の会議に付した事件	2頁
○出席議員	2頁
○欠席議員	3頁
○説明のため出席した者	3頁
○職務のため出席した事務局職員	4頁
○開会宣告	5頁
○開議宣告	5頁
○日程第 1 会議録署名議員の指名	5頁
○日程第 2 会期の決定	5頁
○諸般の報告	5頁
○日程第 3 議案第 75号から 日程第34 議案第106号まで	5頁
○監査委員の審査意見の報告	8頁
○委員会付託省略の議決	9頁
○教育長就任挨拶	10頁
○休会の件	10頁
○散会宣告	11頁

平成24年9月10日（月曜日）第2号

○議事日程	13頁
○本日の会議に付した事件	13頁
○出席議員	13頁
○欠席議員	13頁
○説明のため出席した者	14頁
○職務のため出席した事務局職員	14頁
○開議宣告	16頁
○日程第 1 一般質問	16頁
23番 磯 辺 勇 司 議員	16頁
7番 成 田 和 美 議員	24頁
13番 秋 元 洋 子 議員	28頁

5番 山田和宗議員	34頁
1番 花田進議員	40頁
○散会宣告	53頁

平成24年9月11日（火曜日）第3号

○議事日程	55頁
○本日の会議に付した事件	55頁
○出席議員	55頁
○欠席議員	55頁
○説明のため出席した者	56頁
○職務のため出席した事務局職員	56頁
○開議宣告	58頁
○日程第1 一般質問	58頁
14番 稲葉好彦議員	58頁
18番 阿部春市議員	61頁
24番 平山秀直議員	75頁
20番 加藤磐議員	83頁
21番 木村清一議員	91頁
○散会宣告	102頁

平成24年9月12日（水曜日）第4号

○議事日程	103頁
○本日の会議に付した事件	103頁
○出席議員	103頁
○欠席議員	103頁
○説明のため出席した者	103頁
○職務のため出席した事務局職員	104頁
○開議宣告	106頁
○日程第1 一般質問	106頁
19番 福士寛美議員	106頁
15番 松野武司議員	117頁
○日程第2 議案第75号から議案第104号まで	121頁

○休会の件	121頁
○散会宣告	122頁

平成24年9月21日（金曜日）第5号

○議事日程	123頁
○本日の会議に付した事件	124頁
○出席議員	124頁
○欠席議員	125頁
○説明のため出席した者	125頁
○職務のため出席した事務局職員	126頁
○開議宣告	127頁
○日程第 1 議案第 97号	127頁
○日程第 2 議案第104号	128頁
○日程第 3 議案第 98号から 日程第 8 議案第103号まで	128頁
○日程第 9 議案第 75号から 日程第30 議案第 96号まで	130頁
○日程第31 発議第 6号	133頁
○市長挨拶	134頁
○閉会宣告	135頁

署名	137頁
----	------

参考資料

○議決結果表	139頁
○会期及び日程	143頁
○一般質問通告表	145頁
○議案付託区分表	151頁
○予算決算特別委員長報告資料	153頁

平成24年五所川原市議会第3回定例会会議録（第1号）

◎議事日程

平成24年9月6日（木）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 75号 平成23年度五所川原市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 議案第 76号 平成23年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 議案第 77号 平成23年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 議案第 78号 平成23年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 議案第 79号 平成23年度五所川原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 議案第 80号 平成23年度五所川原市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 議案第 81号 平成23年度五所川原市高等看護学院特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 議案第 82号 平成23年度五所川原市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 議案第 83号 平成23年度五所川原市神山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 議案第 84号 平成23年度五所川原市松野木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 議案第 85号 平成23年度五所川原市戸沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14 議案第 86号 平成23年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第15 議案第 87号 平成23年度五所川原市相内財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

- 第16 議案第 88号 平成23年度五所川原市脇元財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第17 議案第 89号 平成23年度五所川原市十三財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第18 議案第 90号 平成23年度五所川原市水道事業会計決算の認定について
- 第19 議案第 91号 平成23年度五所川原市工業用水道事業会計決算の認定について
- 第20 議案第 92号 平成23年度五所川原市下水道事業会計決算の認定について
- 第21 議案第 93号 平成23年度五所川原市病院事業会計決算の認定について
- 第22 議案第 94号 平成23年度公立金木病院組合病院事業会計決算の認定について
- 第23 議案第 95号 平成24年度五所川原市一般会計補正予算(第2号)
- 第24 議案第 96号 平成24年度五所川原市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 第25 議案第 97号 五所川原市集会所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第26 議案第 98号 五所川原市布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について
- 第27 議案第 99号 五所川原市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 第28 議案第100号 財産の取得について
- 第29 議案第101号 市道路線の認定について
- 第30 議案第102号 市道路線の認定について
- 第31 議案第103号 市道路線の認定について
- 第32 議案第104号 青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第33 議案第105号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 第34 議案第106号 人権擁護委員の候補者の推薦について

◎本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

◎出席議員(26名)

1番	花田	進	議員	2番	鳴海	初男	議員
3番	山田	善治	議員	4番	工藤	武則	議員

5番	山田和宗	議員	6番	木村慶憲	議員
7番	成田和美	議員	8番	吉岡良浩	議員
9番	伊藤永慈	議員	10番	山口孝夫	議員
11番	木村博	議員	12番	古川幸治	議員
13番	秋元洋子	議員	14番	稲葉好彦	議員
15番	松野武司	議員	16番	寺田武造	議員
17番	桑田茂	議員	18番	阿部春市	議員
19番	福士寛美	議員	20番	加藤磐	議員
21番	木村清一	議員	22番	川浪茂浩	議員
23番	磯辺勇司	議員	24番	平山秀直	議員
25番	三渦春樹	議員	26番	葛西収三	議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者（25名）

市 長	平山誠敏
副 市 長	三上裕行
総 務 部 長	小田桐宏之
財 政 部 長	佐藤明
民 生 部 長	高橋勇公
福 祉 部 長	工藤勝
経 済 部 長	島谷淳
建 設 部 長	菊池司
上下水道部長	對馬隆博
会 計 管 理 者	岩川静子
教 育 委 員 長	阿部育也
教 育 長	長尾孝紀
教 育 部 長	福井定治
選挙管理委員会 委 員 長	白川昭麿
監 査 委 員	山本將雄

監査委員 事務局 長	前 田 晃
農業委員会 長	齋 藤 靖 裕
農業委員 事務局 長	小山内 洋 一
総務課 長	岩 崎 明 彦
財政課 長	三 橋 大 輔
市民課 長	山 中 均
保護福祉課 長	長 尾 功 一
商工観光課 長	古 川 貞 治
土木課 長	蒔 苗 司
教育総務課 長	諏 訪 秀 清

◎職務のため出席した事務局職員

事務局 長	佐 藤 文 治
次 長	浅 利 寿 夫

◎開会宣告

○工藤武則議長 おはようございます。ただいまの出席議員26名、定足数に達しております。

これより平成24年五所川原市議会第3回定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○工藤武則議長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号により進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○工藤武則議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、6番、木村慶憲議員、7番、成田和美議員、8番、吉岡良浩議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○工藤武則議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から21日までの16日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○工藤武則議長 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から16日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○工藤武則議長 次に、諸般の報告をいたします。

市長より報告第18号から報告第24号まで7件の報告が、また監査委員より地方自治法の規定に基づく例月現金出納検査及び定期監査の結果報告がありました。報告書は、お手元に配付しておりますので、御了承願います。

◎日程第 3 議案第 75号から

日程第 3 4 議案第 106号まで

○工藤武則議長 次に、日程第3、議案第75号 平成23年度五所川原市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第34、議案第106号 人権擁護委員の候補者の推薦についてまでの32件を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 一登壇一

平成24年五所川原市議会第3回定例会の開会に当たり、提案いたしました議案の提案理由を御説明いたします。

議案第75号から議案第94号までの20件は、平成23年度各会計決算の認定についてであります。

議案第75号は、平成23年度五所川原市一般会計歳入歳出決算であります。

議案第76号は、平成23年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算であります。

議案第77号は、平成23年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計歳入歳出決算であります。

議案第78号は、平成23年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計歳入歳出決算であります。

議案第79号は、平成23年度五所川原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算であります。

議案第80号は、平成23年度五所川原市介護保険特別会計歳入歳出決算であります。

議案第81号は、平成23年度五所川原市高等看護学院特別会計歳入歳出決算であります。

議案第82号は、平成23年度五所川原市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算であります。

議案第83号は、平成23年度五所川原市神山財産区特別会計歳入歳出決算であります。

議案第84号は、平成23年度五所川原市松野木財産区特別会計歳入歳出決算であります。

議案第85号は、平成23年度五所川原市戸沢財産区特別会計歳入歳出決算であります。

議案第86号は、平成23年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計歳入歳出決算であります。

議案第87号は、平成23年度五所川原市相内財産区特別会計歳入歳出決算であります。

議案第88号は、平成23年度五所川原市脇元財産区特別会計歳入歳出決算であります。

議案第89号は、平成23年度五所川原市十三財産区特別会計歳入歳出決算であります。

議案第90号は、平成23年度五所川原市水道事業会計決算であります。

議案第91号は、平成23年度五所川原市工業用水道事業会計決算であります。

議案第92号は、平成23年度五所川原市下水道事業会計決算であります。

議案第93号は、平成23年度五所川原市病院事業会計決算であります。

議案第94号は、一部事務組合の解散に伴う平成23年度公立金木病院組合病院事業会計決算であります。

以上、各会計決算について、地方自治法及び地方公営企業法の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものであります。

議案第95号は、五所川原市一般会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億3,077万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ332億5,928万3,000円とするものであります。

議案第96号は、五所川原市介護保険特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,838万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億6,793万5,000円とするものであります。

議案第97号は、五所川原市集会所設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。杉派立集会所の建て替えに伴い、所要の事項を改めるため提案するものであります。

議案第98号は、五所川原市布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について、議案第99号は五所川原市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、議案第98号にあっては、新たに布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を条例で規定し、議案第99号にあっては、新たに公共下水道の構造及び終末処理場の維持管理等に関し必要な事項を条例で定めるため、それぞれ提案するものであります。

議案第100号は、財産の取得についてであります。地方自治法第96条第1項第8号及び五所川原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第101号から議案第103号までの3件は、市道路線の認定についてであります。道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第104号は、青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてであります。青森県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するため提案するものであります。

議案第105号及び議案第106号は、人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上が本定例会に提案いたしました議案の概要であります。詳細につきましては、議

事の過程で本職並びに関係職員が説明いたしますので、全議案とも御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

◎監査委員の審査意見の報告

○工藤武則議長 次に、監査委員から審査意見の概要について説明を求めます。

監査委員。

○山本将雄監査委員 一登壇一

市長より審査に付されました平成23年度五所川原市一般会計、特別会計及び五所川原市公営企業会計の各会計決算について、その審査結果の概要を御報告いたします。

初めに、五所川原市一般会計の決算についてであります。歳入歳出予算額は344億2,588万1,445円に対し、歳入決算額は329億7,537万3,897円、歳出決算額は319億7,711万9,216円となり、その差し引き残額は9億9,825万4,681円となっております。

次に、国民健康保険事業勘定特別会計から十三財産区特別会計までの14の特別会計の決算についてであります。各会計の詳細につきましては省略させていただき、14の特別会計の合計額で御報告いたします。歳入歳出予算額150億1,560万2,000円に対し、歳入決算額は149億596万8,640円、歳出決算額は145億4,896万9,954円となり、その差し引き残額は3億5,699万8,686円となっております。

次に、五所川原市公営企業会計の決算についてであります。決算審査意見書の記載順序と一部前後いたしますが、水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計のほか平成23年度限りの決算審査報告となります病院事業会計並びに公立金木病院組合病院事業会計の5会計の決算額についてであります。消費税抜きであらわしている損益計算書に基づき御報告いたします。

水道事業会計では、収益的収入の決算額が14億6,335万8,877円、収益的支出の決算額が12億1,664万5,653円となり、純利益が2億4,671万3,224円となっております。

次に、工業用水道事業会計では、収益的収入の決算額が1億488万906円、収益的支出の決算額が6,126万1,750円となり、純利益が4,361万9,156円となっております。

次に、下水道事業会計では、収益的収入の決算額が6億4,609万1,395円、収益的支出の決算額が8億2,530万9,963円となり、純損失が1億7,921万8,568円となっております。

次に、病院事業会計では、収益的収入の決算額が81億4,007万9,747円、収益的支出の決算額が74億2,691万1,069円となり、純利益が7億1,316万8,678円となっております。

次に、公立金木病院組合病院事業会計では、収益的収入の決算額が33億923万514円、収益的支出の決算額が17億3,258万8,047円となり、純利益が15億7,664万2,467円となっ

ております。

以上が決算額の概要であります。

最後に、審査結果について御報告申し上げます。審査に付されました各会計の決算等につきましては、法令及び会計の原則に従って作成され、また決算諸表の計数はそれぞれの関係書類と符合しており、予算の執行についても議決予算に従って執行されており、適正であると認めました。

なお、詳細につきましては決算審査意見書のとおりでございますので、よろしくお願い申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○工藤武則議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第105号及び議案第106号 人権擁護委員の候補者の推薦についての2件については、委員会付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○工藤武則議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第105号及び議案第106号の2件については委員会付託を省略し、直ちに審議することに決しました。

○工藤武則議長 初めに、議案第105号 人権擁護委員の候補者の推薦について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○工藤武則議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○工藤武則議長 御異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

○工藤武則議長 次に、議案第106号 人権擁護委員の候補者の推薦について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**工藤武則議長** 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**工藤武則議長** 御異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

◎教育長就任挨拶

○**工藤武則議長** 次に、先般就任されました教育長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

教育長。

○**長尾孝紀教育長** 一登壇一

おはようございます。議長のお許しを得まして、一言御挨拶申し上げます。

去る6月23日の教育委員会臨時会において、教育長の任命をいただきました長尾孝紀といいます。教育行政は、学校教育を初めとして社会教育、文化スポーツと広範囲に及び、課題も山積しておりますが、五所川原市の教育基本目標でありますふるさとを愛し、ふるさとの文化を育む心豊かでたくましい人づくりの具現化に向けて、市長部局との連携を密にし、職員一丸となって誠心誠意取り組む所存です。

議員各位には、旧に倍して御支援、御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げ、まことに簡単ですが、挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

◎休会の件

○**工藤武則議長** 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明7日から9日までの3日間は議案熟考のため休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**工藤武則議長** 御異議なしと認めます。

よって、3日間は休会することに決しました。

次回は10日定刻より会議を開きます。

◎散会宣告

○工藤武則議長 本日はこれにて散会いたします。

午前10時28分 散会

平成24年五所川原市議会第3回定例会会議録（第2号）

◎議事日程

平成24年9月10日（月）午前10時開議

第1 一般質問（5人）

- 23番 磯辺 勇司 議員
 - 7番 成田 和美 議員
 - 13番 秋元 洋子 議員
 - 5番 山田 和宗 議員
 - 1番 花田 進 議員
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（25名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 花田 進 議員 | 2番 鳴海 初男 議員 |
| 3番 山田 善治 議員 | 4番 工藤 武則 議員 |
| 5番 山田 和宗 議員 | 6番 木村 慶憲 議員 |
| 7番 成田 和美 議員 | 8番 吉岡 良浩 議員 |
| 9番 伊藤 永慈 議員 | 10番 山口 孝夫 議員 |
| 11番 木村 博 議員 | 13番 秋元 洋子 議員 |
| 14番 稲葉 好彦 議員 | 15番 松野 武司 議員 |
| 16番 寺田 武造 議員 | 17番 桑田 茂 議員 |
| 18番 阿部 春市 議員 | 19番 福士 寛美 議員 |
| 20番 加藤 磐 議員 | 21番 木村 清一 議員 |
| 22番 川浪 茂浩 議員 | 23番 磯辺 勇司 議員 |
| 24番 平山 秀直 議員 | 25番 三瀨 春樹 議員 |
| 26番 葛西 収三 議員 | |
-

◎欠席議員（1名）

- 12番 古川 幸治 議員
-

◎説明のため出席した者（26名）

市 長	平 山 誠 敏
副 市 長	三 上 裕 行
総 務 部 長	小田桐 宏 之
財 政 部 長	佐 藤 明
民 生 部 長	高 橋 勇 公
福 祉 部 長	工 藤 勝
経 済 部 長	島 谷 淳
建 設 部 長	菊 池 司
上下水道部長	對 馬 隆 博
会 計 管 理 者	岩 川 静 子
教 育 委 員 長	阿 部 育 也
教 育 長	長 尾 孝 紀
教 育 部 長	福 井 定 治
選挙管理委員会 委 員 長	白 川 昭 磨
監 査 委 員	山 本 將 雄
監 査 委 員	
監 事 務 局 長	前 田 晃
農業委員会会長	斎 藤 靖 裕
農 業 委 員 会 事 務 局 長	小山内 洋 一
総 務 課 長	岩 崎 明 彦
財 政 課 長	三 橋 大 輔
環 境 対 策 課 長	中 谷 昌 志
保 護 福 祉 課 長	長 尾 功 一
商 工 観 光 課 長	古 川 貞 治
土 木 課 長	蒔 苗 司
上 下 水 道 部 総 務 課 長	今 眞
社 会 教 育 課 長	井 沼 清 英

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長 佐藤文治
次長 浅利寿夫

◎開議宣告

○工藤武則議長 おはようございます。ただいまの出席議員25名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号により進めます。

◎日程第1 一般質問

○工藤武則議長 日程第1、一般質問を行います。

質問は再質問を含め3回までとなっておりますので、質問、答弁とも簡潔明瞭にお願いいたします。

それでは、23番、磯辺勇司議員の質問を許可いたします。23番。

○23番 磯辺勇司議員 一登壇一

傍聴席の市民の皆様、報道、議会関係者の皆様方、改めておはようございます。平成24年第3回定例会に当たり、一般質問の先陣を切らせていただきます。自由民主党、至誠公明会の磯辺勇司であります。

1年ぶりの登壇となりましたが、私がこうして議会活動できるのも、心温まる叱咤激励をしてくださる多くの支持者、市民の皆様方のおかげであると改めて深く感謝を申し上げる次第であります。私ごとで恐縮ですが、市民の皆様方から応援をいただいて初当選したのが15年前の9月7日でありました。支持者の方々からは、与党であっても年に1回は一般質問をするように言われ、今回でちょうど15回目の節目の登壇でございます。でも、今回ほど傍聴席におられる皆さん方の視線が私の気持ちを圧迫するような不可思議な緊張感を抱いております。ということは、前回の6月議会で質問議員が3名という議員姿勢がマスコミの話題となったせいかどうか定かではありませんが、議員の一人として誠心誠意質問をいたしたいと思っております。

それから、前回の定例会の閉会日が6月の20日、その後さまざまなおことがございました。その中で何といても世界最大のスポーツの祭典、ロンドンオリンピックでありましょう。日本のメダルの獲得数は過去最多の38個、国民に多くの感動と興奮を与えました。また、8月4日から5日間にわたって行われた当市のメインイベント、立佞武多、ことしも最終日の8日には大型3台のお見合いを見ようと集まった約33万人の観客を魅了いたしました。その反面悲しいこともありました。それは、6月20日に笠井幸市氏、

そして7月2日には齊藤一郎氏が御逝去されたことでもあります。私ごとですが、齊藤一郎前議長には、初当選した際、御挨拶に伺ったときに、「磯辺さん、私もあなたも今後議員なんだよ。議員としての仕事をするのが使命なんだ」と、その言葉が今でも私の脳裏に残って離れません。私は、この言葉を大事に議員として、また与党会派の一員としてこの言葉を忘れることなく、平山市長をしっかり支え活動したいと思います。

なお、今議会から木下前教育長にかわって長尾教育長が誕生しております。長尾教育長には、今、全国的に児童の虐待やいじめ問題などで教育問題大変でしょうが、当市の教育行政向上のため大いに期待しておりますので頑張ってください。

なお、今議会は決算議会であり、平成23年度決算の結果も出ておりますが、その詳細については特別委員会が設置されるわけですので、そちらのほうで審議されると思います。

それでは、前段が長くなりましたけれども、早速質問に入ります。初めに、除排雪対策についてであります。我々雪国で生活する五所川原市民にとって、冬の間快適に過ごすことは市民共通の願いであります。私は、これまで除排雪対策について合併前の平成15年、そして平成20年と2回にわたって質問をさせていただきました。その中で提言した民間の各候補の委託業者の割り当て表を市の広報に掲載することや、住宅密集地での雪捨て場、民有地を借りる場合の減免措置、また行政側、委託業者と地域の町内会の代表を含む打合会、それらについてはすぐに実施していただいていたところでしたが、それに旧市街地融雪溝の整備などは、残念ながら予算などの関係でまだ実施されていません。

さて、御承知のように今冬は昨年12月の中旬から雪の降る日が長く続き、加えて気温が低いために積雪がなかなか減らず、平年を大きく上回る豪雪で、当初予算約3億円でしたが、3回にわたる追加補正で約7億4,000万円ほど使われております。2月14日には参議院災害対策特別委員会の14名が当市に視察に来た際、市長、副市長、関係職員、それに私も議長に同行し、豪雪に伴う当市の除排雪体制、それに対する対応、農業関係のハウス等の倒壊被害、人的被害、そして除排雪に関する経費の状況等を要望し、除排雪関連経費に対する支援をお願いしたところでございます。

それでは、質問ですが、除排雪対策は本市にとって避けて通れないわけであり、毎年この雪の処理については、市当局、除雪本部、対策本部、加えて業者の努力や御配慮を十分に認識し、御労苦のほど痛いほどわかっておりますけれども、次の議会になりますと既に今年度の除排雪計画ができ上がっていることから、その前に作成に生かしていただくため、あえて今議会で質問をいたします。

1 点目として、今冬の豪雪を教訓に今後の除排雪対策の取り組みについて、当市ではどのように考えて計画を進めていくのか。あわせて除排雪費の使い道も含めてお伺いいたします。

2 点目として、その委託方法と市民の要望、苦情などに対して、これまでどのように対応してきたのかをお伺いいたします。

3 点目として、行政側、委託業者、そして地域の町内会の代表との打合会の実施についてお聞きいたします。この問題については最近開催していないようですので、答弁をお願いいたします。

次に、質問事項の 2 番目として、指定管理者制度についてお伺いいたします。国は、平成15年ごろと記憶しておりますが、地方自治法の一部が改正され、小泉内閣のもとに財政改革の手法として、コストの低い民間に従来の委託業務や請負業務に加え、指定管理者制度が法律的にスタートいたしました。五所川原市においても、行政改革をさらに進展させる上で、効率的で効果的な運用を図ることを目的に、民間でできることは民間からということから指定管理者制度を導入いたしました。全国の自治体でも公務行政が次々と指定管理へ移行し、現在では全国に 7 万ぐらいの公務業務が民間業務に移行されたと言われております。

当市では、合併前の平成15年に条例制度が行われ、平成16年 4 月に最初に立佞武多の館の指定管理者制度を発足させたと思っています。これら自治体の固有業務のサービスが公正、公平に行われているのか、そして市民に喜ばれ生かされているのか、担当者の対応がどうなのか、市民の声や意見はどのように把握されているのかが大事であります。利用料や使用料などを徴収しているが苦情や問題点がないのか。また、働く職員の賃金、勤務時間などの労働条件はどうか。福祉部門、教育委員会関係のスポーツ施設や文化施設、さらには農業関係では牧場施設などがあると思いますが、これら業務はどちらかという現場的であると同時に、市民と密着している業務が多いと考えます。そこで、質問をいたします。

1 点目として、現在指定管理している総数、並びに管理料の総額を示してください。

2 点目として、指定管理者制度の導入による経費節減額をお知らせ願います。

3 点目は、制度移行によって市職員はどのくらい減少したのでありましようか。

そして最後に、4 点目として、指定管理はもともと市の固有業務であります。民間で行ったほうが効率的で効果的であることが前提条件であると考えますが、そのようになっているのか、経営内容や利用者からの反応、また私が前段で述べたようなことがチェックされているのか、あわせて雇用創出につながっているのかを御答弁お願いいたします。

以上をもちまして、壇上からの一般質問を終わらせていただきます。市長初め、理事者側におかれましては友愛精神に満ちた御答弁を希望し、さらには御期待を申し上げて終わります。

○**工藤武則議長** ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○**平山誠敏市長** ただいまの磯辺議員にお答えいたします。

市の除排雪につきましては、冬期間における交通の確保と市民生活及び産業、経済活動の安定を図るため、市並びに市民が協働して除排雪作業を実施するために必要な事項を毎年度事業計画として取りまとめております。

当市の除雪対策路線の総延長は約620キロメートルあり、五所川原、金木、市浦地区直営の臨時職員64名、委託業者35社によって除排雪対応しております。平成23年度は豪雪となり、想定を超える降雪量に除排雪対応が追いつかず、市民の皆様には御不便をおかけしたところでございます。

市といたしましては、昨年、一昨年と2年続いた豪雪の経験を踏まえながら、今年度は巡回パトロールを強化充実するとともに、委託業者への個別指導の強化徹底を図るなど効率的、効果的な除排雪作業を実施できるよう計画を策定し、対応してまいりたいと考えております。

よろしく申し上げます。

○**工藤武則議長** 建設部長。

○**菊池 司建設部長** 平成23年度の除排雪事業の支出状況についてお答えいたします。

昨年度の除排雪事業に関する当初予算は3億68万円でしたが、豪雪により2度の専決処分と補正予算を経て約7億4,200万円の支出に至りました。主な支出項目として、直営の臨時職員の賃金に約1億1,300万円、業者委託料に約4億8,700万円を支出しております。

なお、今年度の除排雪事業に関する当初予算は2億9,777万5,000円を計上してございます。

次に、除排雪業務の委託方法、市民からの要望、苦情に対する対応についてお答えいたします。まず、除排雪業務の委託方法でございますが、業者委託は五所川原地区及び金木地区で行っており、それぞれ除排雪業務委託業者選定委員会により選定された業者と契約しております。委託契約の内容といたしましては、除排雪車両ごとに時間単価を設定して各業者と契約を結び、市からの出動命令により出動し、作業した時間に応じて支払う出来高払いの方式をとってございます。

除排雪に関する市民の皆様からの要望、苦情については、平成23年12月から平成24年3月の期間に3,236件と多数寄せられており、これは平年と比べて積雪が多く気温の低い状態が続いた影響と思われます。要望、苦情は、除雪、排雪の要望や、除雪車が家の前に雪を置いていったとの内容が大半を占めており、職員が現場の状況を把握し、速やかな処理を行ったところでございます。

続いて、行政、委託業者、町内会代表による打合会を開催したらどうかとの御質問に対しお答えいたします。除排雪事業におきましては、行政だけの取り組みに限界があり地域住民、委託業者、行政が一体となって除排雪作業に取り組んでいくことが必要でございます。平成15年及び平成18年に町内会長、除雪業者、行政による地域雪対策懇談会を開催いたしましたところ、出席者の方々から多くの御意見、御要望をいただきました。その後、市では同懇談会を開催しておりませんが、平成21年度から市内各所で住民懇談会を開催し、町内会代表者を初めとした市民の皆様から除排雪事業に関して御意見、御要望をいただき、その内容を反映させた除排雪計画を策定し、委託業者に対しましても指導するよう努めております。現時点ではこのような事情で開催する予定はございません。

以上でございます。

○工藤武則議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 指定管理者制度を活用した施設の総数等についてお答えいたします。

市では、五所川原市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例により指定管理者を公募及び指定しているところでございます。平成24年度現在において、指定管理している施設の総数は51施設であり、管理料の総額は平成23年度決算において2億8,413万1,000円となっております。

それから、指定管理者制度を導入した場合の経費の節減額についてですが、一般的に施設の光熱水費、燃料費、その他の施設維持に関する費用は、指定管理者による管理をしたからといって大幅に節減できることはございませんが、直営から指定管理者制度に移行する場合に経費の節減効果が最も顕著にあらわれるのが人件費です。指定管理に移行する前に市の職員が配置されていた施設で申し上げますと、平成18年度に津軽三味線会館及び斜陽館から職員を引き揚げました。そのときの人件費がそれぞれ2,013万7,000円、それから1,815万3,000円となっております。そして、平成19年度に五所川原支所6カ所及びつがる克雪ドームが指定管理者制度を導入しており、それぞれの人件費が1億869万1,000円と1,112万7,000円となっております。また、ふるさと交流圏民センタ

一においては、平成19年度に一部事務組合を解散しまして市へ移行後、平成20年度に指定管理者制度を導入しており、人件費分は4,637万5,000円です。これらの施設における人件費の総額は、年度の別はございますけれども、2億448万3,000円となっております。

今述べました施設における指定管理後の指定管理料積算上の賃金見積額総額は、平成23年度現在において6,058万4,000円となっております。直営時代の人件費との差額1億4,389万9,000円が単年度当たりの経費節減額と考えることができるかと思えます。

○工藤武則議長 総務部長。

○小田桐宏之総務部長 施設を指定管理したことによる市職員の減少数についてお答えいたします。

職員を配置している施設の指定管理は、平成18年度から、太宰治記念館、津軽三味線会館、各地区のコミュニティセンター、つがる克雪ドーム、ふるさと交流圏民センターなど10カ所を行っております。これにより、それまで配置しておりました22名の職員が他の部署へ配置がえとなっております。

次に、利用者の反応と雇用についてでございます。指定管理者制度は、民間事業者を公の施設の管理者とすることで、民間事業者のノウハウを活用し、また多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応しながら、住民サービスの向上や経費の削減などを図ることを目的とした制度であります。市では、これまでその導入を進めてきたところであります。利用者の反応や経営内容のチェックにつきましては、指定管理者との協定の中で、施設管理の責任分担のほか、定期報告についても規定しており、利用者からの要望等はこうした定期報告に反映されることとなっております。

また、住民サービスに支障が生じるような場合や災害時など緊急を要する場合には、その都度、指定管理者と施設担当部署が連絡をとり合っているところであります。

なお、行政サービス向上のため、利用者からいただいた御意見は、指定管理者の段階で実施すべきものは指定管理者が、市で実施すべきものは指定管理者を通じて市がそれぞれ検討し、実施しております。

また、経営内容については、協定において毎年度終了後に事業報告書の提出も義務づけしております。当該報告書で経営内容の確認もしているところであります。

さらに、雇用創出については、現在指定管理者が管理する公の施設51施設で、常勤、非常勤の方を合わせますと、33団体、210名の方が指定管理業務に従事されており、雇用創出につながっているものと考えております。

○工藤武則議長 23番、磯辺勇司議員。

○23番 磯辺勇司議員 それでは、再質問に入ります。

除排雪対策ですが、それは町内会とかいろいろな地域で委託業者の除排雪にばらつきが多いという苦情や情報がよく私のうちに参ります。この上手い、下手はオペレーターの腕にあると思います。実は昨年12月でしたか、いただいたこの市民意識の調査結果、アンケート、この中の居住環境124件のうち、雪に対しての苦情が83件と圧倒的に多いわけでありまして。そのほとんどが委託業者に対してであります。除雪が下手だとか、近隣のまちと比べると最悪、除雪業者へもっと厳しく指導してとか、業者に対しての苦情が一番多いわけでありまして。そこで、直営で臨時職員を採用するのと同じように、委託業者にも契約時に除雪オペレーターの経験年数何年とか、そういうことまで踏み込んで契約するとか、また業者と役所とのタイアップした講習会を開くとかを検討する必要があると思います。

それにこの打合会ですが、各町内会の会長や行政連絡員は広報等を配布し地域の道路事情に詳しいわけで、ここ何年か打合会を行っていないようですので、必要だと思います。それを開催することによって雪の苦情も大分解消するものと思います。青森市でも2年連続の豪雪を受けて、通学路の除排雪や雪捨て場の確保など、身近な課題について意見交換する雪対策懇談会を立ち上げ、先般初会合を開いたのを新聞に掲載されておりました。答弁をお願いいたします。

指定管理者制度ですが、この業務は先ほど登壇して述べたように、これは市の業務であります。でも、一旦その業務を指定管理者に移行しますと、半永久的にそちらのほうはその事業を担うことになることが多いのではないかと思います。ですから、そういう意味から当然五所川原市の固有業務ですから、市民サービスに対しての公正、公平なものでなければならぬし、あるいは市民からどんな要望があるのか、どんな意見があるのか、そういうことは把握しておかなければならないと思います。ただ、どんな問題があるのか。例えば私は雇用の面についてあえて聞きました。それだって増やせる事業があるかもしれないけれども、五所川原市から指定管理された内容、あれこれだというふうにコンクリートされますから、それ以上のことができないかもしれないけれども、そんな問題点が出てきてほしいと、出てこなければならぬのではないかというふうに思うのです。ですから、その中身をきちんと明らかにして議会に報告していただくことが大事だと思っておりますが、その辺の見解を改めてお聞きいたします。

以上でございます。

○工藤武則議長 建設部長。

○菊池 司建設部長 除雪技術の向上と行政連絡員を含めた打合会の開催についてお答えいたします。

委託業者における除排雪のよしあしにつきましては、工区内の道路の作業条件により難易度に差があるほか、除排雪に対する姿勢の問題や除排雪技術自体に差があることが考えられます。それに対しましては、除排雪委託業者説明会を開催し、市の除排雪基準の周知及び除排雪技術の向上について指導強化を図っております。

また、地域の道路事情にお詳しい行政連絡員の皆様を含めた除排雪事業に関する打合会につきましては、現在行われている住民懇談会にて町内会を代表される方々から御意見をいただいておりますが、今後の状況を踏まえ、開催を検討してまいりますので、よろしく願いいたします。

○工藤武則議長 総務部長。

○小田桐宏之総務部長 指定管理者制度につきましては、地方自治法及びこれに基づく市の条例、規則に沿った指定の手続、協定等を実施しているところでございます。ただいま磯辺議員御指摘の問題については、指定管理者が管理する施設の運営上の課題等についてのことかと存じます。指定管理者による施設の運営管理につきましては、施設それぞれの個性に応じた問題が生じることとなっております。16施設に指定管理者制度を導入していますコミュニティセンターを例にとりましても、地域の特性や建物の状態等により、利用者である地域住民の方々からの要望はさまざまであります。こうしたさまざまな問題については、利用者からの御意見同様、定期報告等で指定管理者から連絡を受けていくとともに、大規模修繕等、市が実施すべき問題につきましては、市が引き続き実施してまいります。

また、特に問題が生じていない場合でも、指定管理者との連絡を密にし、利用者だけでなく指定管理者からの要望等も伺い、課題等の把握に努めながら、よりよい施設の維持管理を実施してまいります。

議会への報告につきましては、指定管理者の指定の際、議決を求めることとなっております。このほか施設の管理上重大な課題等が発生した場合には、議員の皆様にもお諮りし、御意見等を伺ってまいりたいと考えております。

○工藤武則議長 23番、磯辺勇司議員。

○23番 磯辺勇司議員 1回目、2回目の御答弁、大変ありがとうございました。

それでは、私の要望、意見を申し上げて終わりたいと思います。雪はこの後何十年、何百年、何千年、恐らく地球がなくなるまで降り続くものと思います。ただ、毎年降る雪を重機で除雪するだけでは余りにも策がなさ過ぎると思います。実は私、今年の1月でしたか、議員の研修視察で新潟県の長岡市に行ってまいりました。長岡市は全国でも有数な豪雪地帯であります。そこで私、雪に対してどのように取り組んでいるのか、朝

早く起床しホテルを出て街に出たところ、屋根におよそ30センチぐらいでしょうか、雪が積もっているのですが、道路にはありませんでした。そこで、駅に行って駅員に尋ねたところ、地下水をくみ上げて側溝に流しているとのことでありました。そのほかにもいろいろ工夫して、冬でも道路に雪がないところも聞いたことがあります。

そこで、提案ですが、当市は県内でも温泉施設が多いわけで、その捨てるお湯を利用して側溝に流す。特にこの雛田町とか五月町あたりは住宅密集地で、道幅もまた狭いわけでありまして。例えば生き活きセンターのお湯、若葉一帯の側溝を整備しそれを流す。それらについては予算も期間もかかると思います。でも、毎年何億円というお金が、ただ水になって流れてしまうだけです。でも、市民の冬期間の生活環境確保のためには必要なお金であります。そこで、市長、例えばそれを50年計画で、長い目でそういう検討するのも一つの方法ではないでしょうか。恐らく50年後は私も市長も、議場の中でもほとんどいないと思いますけれども、いるとすれば成田和美議員ぐらいでしょう。やはりそういう考え方もまたあると思います。

それから、指定管理者制度はいろいろな施設での経費削減や運用面での改革した結果だと思いき、理事者を大いに評価いたしたいと思っております。実はこの制度について、たしか昨年ですか、阿部議員も質問したと思っておりますが、私は各この地域の住民協議会の総会とか新年会、忘年会に出席させていただいております。その中で指定管理者の方々のお話では、維持管理上、財政的に厳しく、町内会費を値上げしてそれに充てているとのことでありまして、運営状況を聞いてみると相当逼迫しているようであります。今、具体的に案が出ないと思っておりますけれども、ひとつ今後に向けて何か考えてやってほしいと思っております。財政部長、お願いしますよ。

以上、除排雪対策、管理者制度、このことを要望して申し上げ、私の質問を終わります。

○工藤武則議長 以上をもって磯辺勇司議員の質問を終了いたします。

次に、7番、成田和美議員の質問を許可いたします。7番、成田和美議員。

○7番 成田和美議員 一登壇一

おはようございます。7番、至誠公明会の成田和美であります。議長のお許しをいただきましたので、ただいまから通告に従い一般質問をさせていただきます。どうぞ最後までよろしく願いいたします。

今年の夏はひときわ残暑が厳しいようで、9月に入ってもなお暑くて寝苦しい日々が続いております。さて、熱いといえば、今月の1日と2日に当市で開催された東北青年フォーラムin奥津軽五所川原にも私参加させていただきましたが、東北各地の仲間と、

あの未曾有の大震災から東北再建のために何ができるか、何をしたらよいのかということで、熱い、熱い意見を交換することができました。その後、もう一度私なりに振り返って見たのですが、五所川原市には豊かな観光資源があることを再発見、再認識できたと同時に、五所川原市の活性化の鍵になるのは、間違いなく観光振興であると確信したところでございます。その中でやはり核となるのは、五所川原立佞武多でしょう。しかし、この立佞武多にだけ頼ってはいは、当市の観光も先細りになってしまうのではないかと不安に駆られてまいります。立佞武多も今や全国区と称されておりますが、果たしてそれを真に受けてもいいのでしょうか。私は、まだまだと思っております。なぜなら、立佞武多は知っているけれども、五所川原市を知らない方が全国にはたくさんいるからです。せつかく立佞武多が有名になっても五所川原市を知ってもらわなければ、そして覚えてもらわなければ意味がないと考えております。

そこで、4点ほど質問させていただきます。まず、1点目の質問ですが、今年の五所川原立佞武多の入れ込み客数を震災前の水準と比較してお知らせ願います。

2点目の質問は、これから予定している主要な観光PR事業の事業内容を簡単でよろしいので、お知らせ願います。

3点目の質問は、観光PRのあり方と申しますか、来年度以降どのように展開していくのか。前段で申し上げましたが、立佞武多を活用してどのようにPRしていけば五所川原市をもっともっと全国区にしていけるかということで、市長のお考えを聞かせていただければと思います。

最後に、4点目は教育長にお尋ねいたします。五所川原市にはたくさんの観光資源と、多くの先人に残していただいた貴重な文化財や史跡があります。特に十三湊遺跡は全国的に見ても貴重な財産であります。この貴重な資源を整備していかなければ、2015年度末までの開通を目指している北海道新幹線に設置される奥津軽駅から当市への創客に非常に大きなダメージがあるのではないかと危惧しているわけですが、文化財や史跡周辺環境整備をどのようにとらえているのか、考えをお聞かせいただければと思います。

以上で壇上での私の質問を終わり、答弁によりましては自席で再質問、意見、要望等を述べさせていただきます。よろしく願いいたします。

○工藤武則議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 ただいまの成田議員にお答えいたします。

来年度以降の観光PR事業についてでございますが、まず今後も立佞武多を活用した誘客促進を考えておりまして、具体的には5カ年計画で県外でのキャラバン事業を展開

してまいります。これまでは主に首都圏を中心とした東日本に向けての情報発信を行ってまいりましたが、この計画では、西日本の政令都市、北海道新幹線開業前の北海道への情報発信を展開してまいります。まず、来年度は名古屋市で五所川原市観光PR誘客キャラバン事業を実施し、中京圏からの誘客促進を図ってまいります。以降、平成26年度は函館市、平成27年度は大阪市、平成28年度は広島市、平成29年度は福岡市とキャラバン事業を展開する予定であります。

また、海外からの誘客事業として、平成22年度から継続して参加し本市を紹介してまいりましたソウルランタンフェスティバルの次のステップを今後検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、今まで以上に五所川原の知名度、認知度の向上に努めてまいります。

以上でございます。

○工藤武則議長 経済部長。

○島谷 淳経済部長 五所川原立佞武多の観光入れ込み客数についてお答えいたします。

今年度の五所川原立佞武多の入れ込み数につきましては、161万人となっております。震災前の平成22年度の入れ込み数180万5,000人と比較しますと19万5,000人の減少、率にして11%のマイナスとなっております。県内への観光入れ込み客数が、震災前と比べておおむね7割と大幅な減となっている中、五所川原立佞武多の入れ込み数は約9割ということで、比較的健闘している数字であると考えております。今後とも市民並びに観光客の皆様さらなる魅力を提供できるよう、そして愛される五所川原立佞武多等を目指して、関係団体ともども取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

次に、観光PR事業についてお答えいたします。今後予定しております観光PR事業ではありますが、まず県内向けPR事業として今週末、9月15、16日の両日、JR新青森駅前で開催されます、あおもり10市大祭典に参加いたします。また、県外向けPR事業として1月12日から20日までの9日間、東京ドームで開催されます、ふるさと祭り東京2013に、さらに海外向けPR事業として10月3日、ソウル市コエックス展示場で開催されます日韓交流おまつりに、そして翌11月2日から18日までの17日間、ソウル市清溪川で開催されますソウルランタンフェスティバルに参加して、積極的なPR活動を展開して誘客促進に努めてまいります。

以上です。

○工藤武則議長 教育部長。

○福井定治教育部長 市浦地区の遺跡を今後どのように整備すべきかということについて

お答えいたします。

市浦地区は、中世に極めて発展した奥州津軽十三湊と呼ばれた、北日本を代表する港湾都市が、津軽の豪族安藤氏によって治められておりました。発掘調査により十三湊は国際貿易港として、極めて重要な意味を持っていることから、平成17年に国史跡指定となったところでございます。そのほかにも十三湖北側には、福島城跡、唐川城跡など県内でも有数の大規模城館のほか、山王坊遺跡といった宗教施設など歴史的にも貴重な文化遺産が数多く存在してございます。

また、現在縄文時代晩期の遺跡であります五月女范遺跡の発掘調査を進めているところでございますが、これまでの調査で、土偶を伴う祭祀遺構やマウンドを持つ土壇墓が多数検出され、特に土壇墓からは埋葬された人骨が3体検出されました。日本海側における縄文時代の人骨の発見例は非常に少なく、DNA鑑定も可能な良好な状態となっているために、日本列島の人類史を語る上で欠かせないものであるとのことで注目を浴びてございます。

教育委員会では、これまで市のホームページを活用して情報発信や遺跡見学会を実施してまいりました。今後全国から専門家や考古学ファン、観光客が訪れやすい環境として、発掘現場の一般公開、市民提案型事業を活用して活動している地元のボランティア団体、安藤の里応援隊等と連携し、ガイドを派遣できるような体制を整えていきたいと考えております。

市浦歴史民俗資料館においては、五月女范遺跡の解明に向けた取り組みと最新の成果を紹介するため、企画展を開催し、遺跡の周知に努めてまいりましたが、引き続き内容を充実し取り組んでいきたいと考えております。

また、遺跡案内板などについても、随時内容を点検し、わかりやすく見やすいものに更新していきたいというふうに考えてございます。

○工藤武則議長 7番、成田和美議員。

○7番 成田和美議員 御答弁ありがとうございました。再質問でございますけれども、私からは意見、要望等を述べさせていただきまして、終わりにしたいと思います。

お話を聞くと、観光客の入れ込み数は震災直後に比べまして戻りつつあるも、震災前の水準にはまだまだ戻り切れていないということのようで、風評被害によるものもあるのでしょうか、関係部署の職員には今後とも頑張ってくださいと思います。

また、今後予定している観光PR事業につきましても、ぜひ市長のトップセールスなど交えて、全国に五所川原をPRしていただければと思います。

それから、来年度以降の展開であります。青森ねぶたがなぜ全国区になったのか。

それは全国キャラバンを展開したからです。五所川原市でもこれまで東京都を中心にPR事業を実施されていますが、今後は西日本にも出向いていかなければ、今以上に知名度を向上させることはできないと思いますので、そのような事業展開も検討していただき、立佞武多がある五所川原、五所川原がある青森県として全国の方々に広く五所川原市を知っていただけるよう、そして五所川原市そのものがブランドとして認知されますよう御尽力いただきたいと思います。

そして、十三湊遺跡周辺の環境整備でございますが、これに関してはぜひお願いしたいです。整備されてこそ観光PRができるでしょうし、北海道側からの修学旅行にも活用されるのではないかと。また、津軽半島一帯の活性化にもつながることでしょうから、前向きな検討をよろしくお願いしたいと思います。

最後になりますが、東北青年フォーラムでお会いした被災地からの仲間たちがすごく前向きで、明るく振る舞い、頑張っておられました。3.11東日本大震災のこの教訓は、私たちは忘れてはいけません。当市からも観光による経済復興支援など、いろんな形で力になっていかなければならないと強く感じました。この場をおかりして被災地の一日も早い復興を望むとともに、心からお見舞いを申し上げます。

御清聴ありがとうございました。

○**工藤武則議長** 以上をもって成田和美議員の質問を終了いたします。

次に、13番、秋元洋子議員の質問を許可いたします。

○**13番 秋元洋子議員** ー登壇ー

皆様、おはようございます。至誠公明会の秋元洋子です。通告に従い一般質問をさせていただきます。

長く続いた残暑もやっと一段落したと見られる今日この頃、昨日は待望の雨が地面をゆっくりと潤していくような気がして、草花や農家の方々が喜んでいらっしゃると思って、久し振りの雨の音が心地よかったです。この雨の前ぶれのような事件が1つ金木町でありました。9月8日土曜日午後1時10分ごろ、知人が我が家にあたふたと駆け込み、下町の長内洋品店の前の道路から真っ黒い泥水が1メートル近く上に噴き出しているから役所へ電話してくれと言われ、信じられないような気持ちで、まさかと言いながらも消防署へ通報いたしました。署員は道がわからないと言うので、あなた金木の職員ですかと聞くと、いえ、五所川原だと言うので道順を知らせ、私も駆けつけましたら、道路に水がどこからともなく湧き出ていましたが、幸いなことに長内さん方の車庫や玄関には水が入っておらず、融雪溝のおかげで水はすべて融雪溝の中に吸い込まれておりました。消防署員が早い対応で水道課に連絡をとってくれ、すぐ来てみるということで私も安心

して帰りました。

この日は斜陽館通りでリヤカー市が開かれていて、三味線会館前では夜の仁太坊まつりの準備中でした。そして、夜の8時過ぎ電話が鳴り、長内さんの奥さんから、工事の人たち、それに職員の人たちが食事もしないで頑張っているんです。どうしたらいいかしら、食事の差し入れをしたらどうかという電話で、早速私に来てほしいということで、急いで行ってみますと、深い穴の中で水道パイプが破裂し、それも修理されていて、あとは砂と、何か砂利土と言うんだそうですが、それを入れて終了という、水道課の職員は食事もとらず、おにぎりが袋に入ったままでした。工事を請け負っておりました人夫の人たちにも「御苦労さまですね」って声をかけると、「ジュース1本飲んだけれども、御飯も何も食べている暇ない、あと少しで終わるから大丈夫だ」と言いまして、終わってから食事をするということでございました。9時まで仕事をしていました。土を埋めて終了すると道具を車に積み込んだので、私も帰りましようと思ってちょっと見たら、職員の方はみずから竹ぼうきを手に砂や砂利を掃き清め、黙々と仕事をしておりました。必死に住民のために食事もとらず働く人たち、仁太坊まつりの三味線を楽しんだ帰り、徐行もせず通り過ぎる車、やるせない気持ちでいっぱいでした。道路、水道、その他もろもろ老朽化が進み水道パイプの破裂が起きる。まず、そういう状況でございます。

まず、第1点目に金木町老人福祉センターですが、まさにこの老朽化が進んだ建物、通称川倉の湯っこです。12月議会の一般質問で市長より、施設の老朽度、利用者の満足度を考えると改修による維持管理でなく、施設の新設に向けて検討する考えだと言われ、私はおもしろくて、うれしくて舞い上がりました。年間4万人以上の利用者があり、また金木町には公衆浴場が1軒もないのです。金木町民の憩いの場であり、町民が愛してやまない湯っこなのです。源泉の温質がとても効能がよいそうです。そしてまた、7月5日、明鏡欄に金木地区住民が整備を望む公衆浴場の新築がだめなら、改修工事でもよいから市民は知りたいと書かれていました。今までの経緯として、新築か、改修工事なのか、その説明をお聞かせください。まず、1点です。

2点目、またいつごろから着工する予定なのかもお聞かせください。

3点目、工事に着工した場合どのぐらいの期間休むのか、どうするのかもお聞かせください。

もう一点、浴室、トイレ、大広間や玄関がどうなるのかもお聞かせください。蛇口は何個つくのでしょうか。

1点目の質問は以上です。

2点目の金木地区規制墓地についてですが、川倉賽の河原にある金木町規制墓地が現在一つも空きがございません。墓地が欲しくても墓地がなくてお墓が建てられないと思い悩んでいる方たちが、私の知る限りでは私のすぐそばに3人もいます。家族の遺骨をお墓に納められずに心が痛むと訴えられるのです。質問の1つ。現在賽の河原に規制墓地がつくられるのかどうか、お聞きいたします。

2つ目、もしつくとすればどのあたりにつくるのか、何区画できるのか、お知らせください。

3つ目、いつごろできるのか、お聞かせください。息子のお骨を早くお墓に納めたいと泣いている母親のためにも、どうか早くつくってくださることをお願いいたします。

3点目として、観光地域の景観についてですが、今年の3.11の震災後観光客は太宰治記念館にキャンセルが続き、ぱったりと観光客が来なくなり大変苦勞した経緯がございます。やっと今年に入り客足も伸び非常に活気に満ちておりますが、かなぎ元気倶楽部の方々や地元の商工会も躍起になって観光に力を入れ、活性化に力を注いでおります。

そんな中で、先日大阪から見えた観光客の方たちが、朝早くから街歩きをしながら農協の朝市においでになって、すべて100円で買えると驚いて、喜び勇んでミニトマトやラズナスや漬物などを買っていかれました。地元民としてはとてもうれしい思いでしたが、残念なことに家庭ごみ、生ごみの日のとき、太宰治記念館通りにネットをかけた収集場所があります。まともに通りに置いてありますので、街歩きのお客様たちは、何だか汚いねと話しておりました。バスからの景観もとても汚く映ります。五所川原市内の町内もネットをかけているところ、かけていないところ、6日の日9時45分ごろ、カラスが袋から生ごみを引きずり出しておりました。ネットなしの場所でした。太宰治記念館、立佞武多の館も大型バスが数多くとまっていて、見苦しい限りでございますので、ごみの袋が山と積まれている、大変私といたしましては見苦しいと思いました。ぜひ委託業者の方と話し合い、時間帯の工夫をしてほしいです。五所川原地区のメイン通り、金木地区も同じく朝早い時間にお願ひできればと思います。なぜなら、10時過ぎても回収していないからです。観光客が金木地区に宿泊施設がないため、近場であるつがる市の稲垣温泉に宿泊し、朝一番で斜陽館に来て、まだオープン前なので金木の朝市をのぞいているからです。9時前にはごみを回収してほしいと思います。また、空き地が金木斜陽館通りにあり、雑草も伸びっ放しで大変汚く、虫がたくさんいると不平、不満があります。観光に力を入れている五所川原ですから、観光振興や施設の中の充実を図っても地域の環境が整備されない限り、生ごみを見たり、ぼうぼうの雑草を見たり、それではよい観光地とは言えないでしょう。早い対応をお願いいたします。

以上で1回目の質問とさせていただきます。御答弁よろしくお願ひいたします。

○**工藤武則議長** ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○**平山誠敏市長** ただいまの秋元議員の川倉の湯っこについてお答ひいたします。

金木中央老人福祉センターは、築後32年を経過し、建物や施設内で老朽化が進んでいることから、施設を利用される方々の安全を確保するため、昨年9月に建物の耐震診断を実施しております。診断の内容は、構造的な問題はなく、補強工事を実施することで耐震性能を確保できるという結果が示されております。しかしながら、当センターの施設につきましては、利用者の方からさまざまな御要望が寄せられており、安心して施設を利用してもらうため、大規模改修により施設サービスの向上を図りたいと考えております。

今定例会においては、施設の大規模改修にかかわる設計業務の委託料を補正予算に計上しております。さらに、平成25年度当初予算の中で工事にかかわる費用を計上し、同年12月末の完成に向けて取り組んでまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○**工藤武則議長** 福祉部長。

○**工藤 勝福祉部長** 金木中央老人福祉センターであります。現在浴室部分は新たに広く設けまして、大広間、それからトイレ、玄関等を改修する予定であります。また、蛇口のお話もございましたが、蛇口の数につきましては現在18から20で検討しておりますので、御理解をお願いいたします。

○**工藤武則議長** 建設部長。

○**菊池 司建設部長** 金木地区芦野霊園の拡張につきまして、拡張の位置、区画数、時期につきまして3点ほど御質問がございましたので、まとめてお答ひいたします。

芦野霊園の拡張につきましては、以前より拡張を希望する市民の方々の御要望がございましたので、現地調査などを実施いたしました。調査により、本霊園に近接する市の所有地は、土地の形状や位置などにより、工事は困難であることや整備後の利用者の利便性に問題があることなどが判明したことから、現在の霊園内に整備できないか検討を重ねてまいりました。その結果、新自由墓地に隣接する駐車場の一部に14区画程度の墓地を拡張することが可能となり、駐車場の機能も損なわれないような拡張計画を作成したところでありますので、新年度に予算を計上し、平成25年度中に整備を図ってまいりたいと考えております。

なお、拡張予定の部分が規制墓地区画ではなく新自由墓地区画でありますので、拡張

区画は自由墓地とする予定でございますので、御了承いただきたいと思っております。

以上でございます。

○工藤武則議長 民生部長。

○高橋勇公民生部長 民生部よりお答え申し上げます。家庭ごみの収集に関連する御質問で、観光客が多い地域のごみの収集時間帯によっては景観を損ねる場合がある。その対策についての御質問にお答えいたします。

当市では、家庭内から出るごみは、五所川原地区6業者、金木地区4業者、市浦地区2業者に委託をし、回収しております。現在ごみを集積所に出す場合は、朝の8時までに出すように各家庭に周知しております。その時間以降に委託業者が委託コースにある集積所を順次巡回し回収していくため、集積所ごとの回収時間には大きく時間差を生じるのが現状であります。そのことによって、議員御指摘のように多くの観光客が訪れる地区や、朝早くに移動する路線の路上に山積されたごみを目にすることで、観光客へのイメージを損なうことにつながりかねないため、文学散歩コースや国道339号沿線の路上の集積所に関しては、早急に対応していかなければならないものと考えます。

よって、今後においては、観光客を意識したごみの収集の実施に向け、ごみ回収業者と回収コースの変更を協議するなどし、でき得る限りごみの集積所が観光客の目にとまらぬよう、また集積所の清潔感を保つよう、速やかに対処してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○工藤武則議長 13番、秋元洋子議員。

○13番 秋元洋子議員 川倉の湯っこが来年の12月に完成するということですが、もし工事中の湯っこに入りたい方たちをどのようにしようかと考えておられるか、1つ。例えばこれは私が考えていることですが、五所川原の風呂へバスで輸送できないか、希望する方を。五所川原のある温泉では、バスを金木に回して、毎日ではないと思っておりますが、すごい人数が五所川原の温泉に流れております。そういうことも考慮していただければ幸いです。

それから、私が望んでおりました蛇口が18から20できると。今こちらの皆様方から、もっと多くつくってもらえばいいんじゃないかという声も聞こえておりますが、20が限度であれば20でつくっていただければ幸いです。

あとは、3番のほうに先に行きますが、ごみの回収時間ですね。今日、金木地区は生ごみの回収の日でした。早速に皆様方のほうから指示があったみたいで、非常に早い対応に心から喜んでおります。ありがとうございます。

2番の墓地の件ですが、自由墓地にするということですが、そうなると値段は、金額

はどういうふうになるんですか。本人が欲しいと言った坪数で値段は変わると思うんですが、規制墓地と違って非常に少しでいいと言えば安くなるんでしょうけれども、14区画つくるということですのでけれども、自由墓地でよろしいんですか。そこら辺をお聞かせください。

2回目の質問は以上です。

○工藤武則議長 建設部長。

○菊池 司建設部長 先ほども答弁いたしました。今回予定しているところは自由墓地の区画ですので、自由墓地として拡張を考えてございます。ただ、規制墓地と違いまして自由墓地のほうにおきましても区画の面積は皆一律となる予定でございます。例えば本人が望むような形での坪数ということにはならないことになります。また、規制墓地よりも若干自由墓地のほうで面積の関係で高めになるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○工藤武則議長 福祉部長。

○工藤 勝福祉部長 川倉の湯っこについて、工事中の対応ということで御質問がございました。

今後利用者の意向等を十分把握いたしまして、他施設の活用あるいはまた生き生きセンター等の活用も検討してまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

○工藤武則議長 13番、秋元洋子議員。

○13番 秋元洋子議員 簡単に終わりますので、快い御答弁をいただければありがたいと思います。

自由墓地も区画は坪数が一定で、少し値段が高めになるということですが、多分、今墓地を希望している方たちは、少しぐらい高くても早い対応をお願いしたいというのが希望者の方々の言葉でございますので、できるだけ早くお願いしたいと思います。

それから、川倉の湯っこですが、今まで嘉瀬地区とか喜良市地区とか、老人たちをバスで川倉の湯っこに運ぶと言えば叱られますが、連れていっておりますが、その部分はどうなりますでしょうか。

それを聞いて3回目の質問を終わります。

○工藤武則議長 建設部長。

○菊池 司建設部長 現在計画してございます自由墓地区画14区画ほど計画してございますが、1区画、幅2メートルの奥行きが2メートル50というような形での自由墓地14区画を考えてございます。規制墓地よりも幾らかは面積が大きくなる関係で、使用料は自由墓地のほうで少し多くなるかということでございます。

○工藤武則議長 福祉部長。

○工藤 勝福祉部長 送迎バスの利用につきましては、利用されている方々の意向、気持ちを十分調査いたしまして、今後検討させていただきますので、よろしく願いいたします。

○13番 秋元洋子議員 ありがとうございます。これで終わります。

○工藤武則議長 以上をもって秋元洋子議員の質問を終了いたします。
暫時休憩いたします。

午前 11時20分 休憩

午後 1時02分 再開

○磯辺勇司副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

5番、山田和宗議員の質問を許可いたします。

○5番 山田和宗議員 一登壇一

至誠公明会の山田和宗でございます。平成24年第3回定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。福祉行政3点、農業行政1点、教育行政1点、理事者の皆様の端的でわかりやすい御答弁をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。社会福祉法第6条には、国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を經營する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の増進に関する施策、その他の必要な各般の措置を講じなければならないと規定され、福祉サービスの提供体制の確保等に関して国と地方公共団体の責務がうたわれております。市内には、この社会福祉を目的とする事業を經營するものは多数ありますが、その代表格とも言われるのが社会福祉協議会であります。デイサービス、老人ホーム、ホームヘルプサービスなど高齢者向けのサービスを中心に、実にさまざまな事業を行っており、そのニーズは年々多くなっているように感じられます。市民の方々からも、職員の方々からも親切で大変助かっているといったことをよく耳にしております。

当然のことながら福祉サービスを行っていくためには経費がかかるわけでありまして。これについては、国、県、市からの補助金や委託料を収入源とし運営が行われているようであります。ただ、残念なことに青森県内においては、まだ記憶に新しいのですが、県社会福祉協議会の不正経理問題が2009年に発覚をいたしました。県社協では、当時再

発防止に向けた取り組みを行い、下部組織である市町村社協にも各種是正を促してまいりました。しかしながら、皆さん御承知のとおり今年になってから県内のある町の社協でも用途不明金が発覚し、現在調査中とのことであります。組織的な犯行でなく個人で行ったようではありますが、一向にこの手の事件がなくなる気配がございません。

そこで、2点ほど市長の考えをお聞かせください。まず、1点目ですが、先ほど申し上げましたように、社会福祉法第6条には福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務が規定されておりますが、これを根拠に市として現在社会福祉協議会とどのようなかかわり方や役割を担っているのか。そして、今後どのような方向に進めていくのかを市長の考えをお聞かせください。

2点目として、県内で発生している社会福祉協議会の不正経理問題について、不正防止策を含め市長の率直な意見をお聞かせください。

そして、3点目の質問ですが、市で社会福祉協議会に支出されている補助金、委託料、指定管理料の内訳及び総額をお教えてください。

続いて、赤～いりんごについての質問であります。この件については昨年度2回ほど質問をさせていただきました。その中において、生産者43名並びに加工組織等の16団体の賛同を得て、生産者の生産情報や加工組織等の購入希望数量などの情報を共有する体制を整備したとの答弁がありました。このことについて平成23年度の成果、そして24年度の見込み、またこの成果を踏まえこのままの体制を維持するのか、それとも新たな方法、段階へと進んでいくのか、その辺についてもあわせて答弁をお願いいたします。

続いて、文化財施設の有効利用についての質問であります。この件についても昨年度質問をさせていただきました。その中において、観光資源としての文化財というものを活用した方策について関係課、指定管理者等の協議をしながら文化財活用の充実を図っていくとの答弁がありました。1つの方策として、楠美家住宅において地場産品即売を行ったようではありますが、その内容について答弁をお願いいたします。

また、観光資源として文化財をどのように活用していくのかをお聞かせください。

市長及び関係部長の誠意ある御答弁を求め、壇上からの1回目の質問とさせていただきます。

○磯辺勇司副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 ただいまの山田和宗議員の市と社会福祉協議会の役割についてお答えいたします。

市と社会福祉協議会の役割についてでございますが、市といたしましては、地域福祉

の増進に重要な役割を担っている社会福祉協議会の財政基盤の安定化を図り、社会福祉事業の健全な運営に資するため、社会福祉活動費補助金を交付しております。

また、放課後児童健全育成事業の一部と、誰もがともに支え合い住みなれた地域の中で安心して暮らせる社会の構築を目的とする、ほのぼのコミュニティ21推進事業を委託しております。

さらに、指定管理者として、養護老人ホーム、地域福祉センター、金木中央老人福祉センター及び生活支援ハウスの運営管理をお願いしているところであります。

今後も社会福祉協議会とのかかわり合いを密に保ちながら、ともに地域福祉の推進を目指してまいりたいと考えております。

○磯辺勇司副議長 福祉部長。

○工藤 勝福祉部長 不正経理問題についてお答えいたします。

県内の他社会福祉協議会で発生した不正経理の問題については、とても残念なことだと思っております。

また、不正防止策についてとのことですが、地域主権改革推進一括法が昨年8月30日に公布されたことに伴いまして、来年4月1日から社会福祉法に基づく社会福祉法人の認可や指導監査等の権限が青森県から当市に移譲されることになり、当市の多くの社会福祉法人がその対象となる予定でございます。今後定款認可や報告の徴収、検査等に関する事務を進める中で、より適正な運営がなされるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、社会福祉協議会に支出されている補助金、委託料、指定管理料の内訳及び総額についてですが、今年度の当初予算で、法人運営事業、各種団体事務局及びボランティアセンター運営事業等の事務に係る人件費7名分を社会福祉活動事業費補助金として3,655万5,000円計上しております。

また、委託料としては、放課後児童健全育成事業に4,131万2,000円、ほのぼのコミュニティ21推進事業に228万円、また指定管理料として、養護老人ホームが2,348万8,000円、地域福祉センターが511万1,000円、金木中央老人福祉センターが1,647万2,000円、生活支援ハウスが1,459万7,000円で、総額1億3,981万5,000円となっております。

○磯辺勇司副議長 経済部長。

○島谷 淳経済部長 赤～いりんごに関してお答えいたします。

昨年度赤～いりんごに関する情報共有体制の整備に取り組んだところでありますが、生産者と加工組織に加えて、JAや青果会社などの集荷団体とも情報を共有することによりまして、生産者からは、地元で赤～いりんごの加工に取り組んでいる組織があるこ

とを初めて知ったとか、また加工組織からは、栽培している農家が誰なのかわかって契約栽培に至る予定だとか、この取り組みの一定の成果が見られたものと考えております。

さらに、生産者からの苗木の譲渡申請が増えまして、本年度160本の申し込みがあったということは、生産意欲増進にも結びついたものと考えております。今後ともこの取り組みを継続し、市の種苗登録品種である御所川原の生産、加工振興に努めてまいります。

なお、実績であります。平成23年度の赤～いりんご栽培農家の生産実績は、全体で、1箱当たり20キロ入りで713箱となっております。うち販売実績は662箱となっております。平成24年度の生産見込みは、数軒の生産農家に聞き取りしましたところ、昨年と同程度になるだろうということでもあります。

以上です。

○磯辺勇司副議長 教育部長。

○福井定治教育部長 楠美家住宅を活用した地場産品即売については、昨年12月の定例会において、観光資源として文化財施設を活用した地場産品の展示即売等、地域振興を図る上で有効的な利用が考えられますので、今後関係課、また指定管理者と協議しながら一層の文化財活用の充実に努めてまいりたいとお答えしたところでございます。

教育委員会では、今年2月20日に指定管理者の七和地域住民協議会の会長、役員の方々と商工観光課、農林水産課を交え活性化対策等について協議したところ、季節限定品として5月から6月には乾燥ワラビ、9月から11月にはりんごを販売し、地元の特産品として七和農産物振興会で製造している北限の梅漬け、赤～いりんごのジュース、かつら漬などを常時展示即売することとなりました。

本年4月から、この5カ月間の売上総額は13万円程度でありまして、入館者数9,255人に比べ、現状ではかなり少ないものとなっております。今後販売品目の増加や販売品の周知、イベント開催時の集客が見込める期間における、市内の農産物加工団体の即売や地域の食材を利用した食育活動の実施について、引き続き指定管理者、関係課を交えた協議の場を設け、指定管理者の自主事業として実施できるよう環境づくりを支援してまいりたいと考えてございます。

次に、文化財施設を生かした観光についてでございますが、教育委員会が所管し公開している文化財施設については、入館者の便宜を図るために、施設内に常時解説委員を設置しております。老朽化が進んでいる文化財施設については、その保護と活用の促進を図るために、随時修繕するなど環境整備に努めているところでございます。

利用者目線での市内の観光施設及び文化施設の総合的な観光案内等に関しましては、関係課主導のもと指定管理者と協議しながら推進してまいりたいと考えてございます。

○磯辺勇司副議長 5番、山田和宗議員。

○5番 山田和宗議員 詳細な答弁ありがとうございました。

社会福祉協議会につきましては、当市の福祉事業を推進する上で大事なパートナーでありますので、今後とも協力体制を構築しながら、さらなる福祉サービスの向上に努めてもらいたいと思います。

また、赤～いりんごにつきましては、今後とも行政のかかわりを継続しながら知名度アップ、そして生産者、加工業者の所得向上に取り組んでくださるようお願いいたします。

再質問の1点目でございますが、ただいま答弁の中で社会福祉法人監査が地域主権改革推進一括法により五所川原市に権限移譲されるということでありましたが、来年4月1日からすぐに始まるかと思うわけでございます。あと6カ月であります。この権限移譲に向けてのスケジュール、そして権限移譲後の組織体制等についてお知らせください。

再質問の2点目は、文化財の施設の常時解説員を配置しているとのことですが、私大変勉強不足で申しわけありませんが、具体的にどこの施設で何人ぐらい配置しているのかをお知らせください。

また、文化財施設について随時修繕をしているとのことでしたが、直近3年間の修繕の内容をお知らせください。

以上でございます。

○磯辺勇司副議長 答弁、福祉部長。

○工藤 勝福祉部長 権限移譲後の組織体制及び方向性についてであります。当市へ移譲される社会福祉法人数は、主たる事務所が当市の区域内にある社会福祉法人であって、その行う事業が当市の区域を越えないものとのことから、現在青森県が所管する25の法人のうち22の法人が移管されることとなります。

この権限移譲に向けて、去る7月6日に社会福祉法人の所轄庁変更に伴う事務移譲説明会が行われまして、現在青森県と社会福祉法の一部改正による権限移譲に係る派遣研修に関する協約を取り交わし、当福祉事務所職員3名が併任辞令を受け、9月から3カ月間西北地域県民局が実施している社会福祉法人指導監査への県職員と同行による実地研修を受け、実務を通じて法定移譲事務を修得し、本年度末に事務引き継ぎ及び関係書類の引き渡しを受けることとなっております。

また、移譲後の組織体制等につきましては、事務移譲説明会での移譲事務の内容や、実地研修で事務量を的確に把握した上で早急に検討を加え、来年度からの体制を万全な

ものにしたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○磯辺勇司副議長 教育部長。

○福井定治教育部長 教育委員会が所管し現在公開している文化財施設は、太宰治記念館「斜陽館」、楠美家住宅、旧平山家住宅の3施設ございます。各施設の解説員は、太宰治記念館「斜陽館」では20名、うち常時4名を、楠美家住宅では4名、うち常時2名を、それから旧平山家住宅では3名、うち常時1名の配置と、音声によるガイド説明が実施されてございます。

また、近年の修繕と環境整備についてでございますけれども、21年度は旧平山家住宅外壁、文庫蔵屋根のふきかえ等に85万円と、太宰治記念館「斜陽館」れんが塀の耐震診断354万5,000円、ほか指定管理者での小破修繕59万円ほどになってございます。22年度は、旧平山家住宅表門、かやぶき屋根、水中ポンプ、消防用設備等に26万3,000円、太宰治記念館「斜陽館」では景観整備として電柱通信線等の移転、ライトアップ支柱改良等に946万円、ほか指定管理者での小破修繕42万9,000円、23年度には旧平山家住宅消防用設置修繕2万円ほど、太宰治記念館「斜陽館」ではれんが塀の耐震補強工事に伴う実施設計や一部造園工事等1,906万8,000円ほか、指定管理者での小破修繕38万5,000円であります。

○磯辺勇司副議長 5番、山田和宗議員。

○5番 山田和宗議員 最後でございますけれども、私からの提言と要望とさせていただいて、最後で終わりたいと思います。

社会福祉協議会には、五所川原市からだけでも約1億4,000万円のお金が支出されております。当然国や県からも委託料や補助金が投入されておると思います。また、市のかかりとして今まで社会福祉法第58条に基づく助成、監督業務を行ってきたわけでございますが、権限移譲により社会福祉法人に関する各種事務が移譲され、その中には社会福祉法第56条に基づく監督業務も含まれるということです。要は、今までは補助金についてのみ監督を行っていただければよかったのが、権限移譲により事業全体について監督をしなければならなくなったということでございます。冒頭で申し上げましたが、県社協では不正経理問題発覚後、再発防止に向けた取り組みを行い、下部組織である市町村社協にも各種是正を促してきました。しかしながら、皆さん御承知のとおり、今年になってから県内のある町の社協でも使途不明金が発覚するという問題が実際に起きてございます。組織的な犯行でないのが幸いであります。個人的な犯行のようでございます。このような行われぬような体制づくりが必要だと思っております。当市の社会福祉協議会では適正な経理処理が行われているものと思っておりますが、ぜひ個人的な犯行の未然防止を

図るような方向に進めていただくよう期待するものであります。市と社会福祉協議会は、福祉事業を進めていく上で大切なパートナーであり、権限移譲後も良好な関係を維持しながら、市民のために各種事業を行ってほしいと思います。

そして、文化財の有効活用についてであります。指定管理者制度のもとで施設が運営されているのは理解できます。五所川原市が文化財の指定を行っております。後方支援に徹するような答弁がありますが、もう一步を踏み込んだ形でかわりを持ってないのでしょうか。

それと若干私の考えているニュアンスが違うようなところがあります。私は、文化財施設を有効活用する手段として、1つ目としては、観光資源の文化財施設の活用として地場産品の展示即売を行ってほしいと思っております。その中におきましても、今答弁にありましたように地場産品の展示即売を行い、解説員も配置しているわけですね。そして、もう一つの柱として定期的に幅広い年齢層の方々を対象に、食育活動をあわせた文化財施設の活用を図ってほしいということをお願いいたします。当然食育活動ということになれば教育施設、福祉施設、児童施設、各種団体を絡めていかなければなし得ないことだと私は思うのです。指定管理者だけでは到底できないものでありますので、答弁にありましたように関係課、指定管理者との協議はもちろんですが、各種施設、団体を交えた形で協議を重ねながら、縦割りの行政でなく横のつながりを大事にして、ぜひ実現をしていただきたいと思っております。

私からの提言と要望で一般質問を終了させていただきます。

○磯辺勇司副議長 以上をもって山田和宗議員の質問を終了いたします。

次に、1番、花田進議員の質問を許可いたします。

○1番 花田 進議員 一登壇一

日本共産党の花田進です。通告に従い一般質問をさせていただきます。

最初の質問は、水道事業についてです。水道事業の本題に入る前に、8月の上旬に湊地区の一部で水道から泥水が出てくる事故がありました。蛇口をひねったら泥水が出ている。大変びっくりしたことと思います。雨も降らずに高温が続く中で、この事故の原因はわかったのでしょうか。この事故に当たり上下水道部に連絡した人には補償が出るそうですが、そうでない人には何の補償もないようであります。これはおかしいのではないのでしょうか。事故の影響する水道幹線を利用する全ての利用者に補償するべきと考えますが、いかがでしょうか。

次は水道料金についてであります。水道料金については、今議会ではほかにも2人の議員から質問が出されており、関心が高まっていることを感じています。公共の水道事業

が利益を生み出し、どんどん積立金をふやしていく、これは問題だというのが私の見解であります。水道事業は、利用者である市民から料金をもらって運営しているわけですから、必要以上の利益を上げることは市民の負担が大きいということになります。私は、これまでもこの問題を取り上げ、水道料金のもうけは市民に還元すべきと述べてきました。この提言に対し、五所川原地区と金木地区との料金の統一や口径ごとの料金の見直し、耐震化の設置などの総合的な検討が必要と答えてきました。それを待っていたのですが、一向に計画が示されません。水道料金体系の見直しをいつごろ行う予定でしょうか、お知らせください。

水道料金が高いということが利益を生み出している原因であります。利用する1立方メートル当たりの利益は44.2円であります。1カ月20立方メートルを使う家庭では、料金のうち884円が利益として余分に取りられ積み立てされているのであります。その結果、おなじみの生活ガイドドットコムというサイトで五所川原の水道ランキングを調べてみました。このサイトでは、比較の基準を口径20ミリで月20立方メートル使用することを仮定しています。この調査では、538位が最も料金の高い市です。当市を見てみると、金木地区が518位で月5,142円、五所川原地区が531位で月5,600円と、全国的にも高い料金であることが明らかとなりました。念のため水道事業が違う市浦地区は528位、月5,453円で、同じ水道事業であるつがる市も同じ順位であります。水道事業は、23年度決算でも前年度よりは少なくなりましたが、2億4,000万円の利益を出しております。利益を生み出していることに対して、職員の努力を大きく評価するところではあります。しかし、収入15億円に対して積立金は10億円を超え、このままの状態だとあと2年すると積立金が収入より上回る状況となります。この積立金を今後どのように処理、活用していくのか、お伺いします。

2番目の質問は、給食や給食センターについて質問です。教育委員会として給食を教育上どのように位置づけているのでしょうか、お伺いします。市の給食センターは、決められた時間内に1日約4,500食をつくり、市内十数校に配膳しなければなりません。大変苦勞されていることと思います。聞くところによりますと、給食の食器は出される料理に関係なく同じ食器が使われているとのことであります。例えばうどんを食べるのに食器が小さいために4つに切り分けて食べているそうです。給食が適切な栄養の摂取にとどまらず、学校給食法にある日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うことにあるとすれば、食事に合った食器の提供が必要ではないでしょうか。味の向上も課題だと思っております。例えば給食のパンがかたいなど不満も多いようです。

次に、学校給食センターの建て替えについてお伺いします。給食センターの建て替えについては、一般質問でこれまで2回行ってきました。平成20年9月議会では、建て替えについては老朽化のため建て替えの必要性を認め、平成22年度をめぐりに建設計画を具体化したいと答弁していました。ところが、22年度の質問には学校統合が一段落するであろう26年度または27年度をめぐりに関係部署と協議を重ね、施設整備を進めてまいりたいと答弁され、どんどん建て替えが後回しにされているようであります。このたび市庁舎の建設計画が明らかにされましたが、このことによりまた後回しにされることがあってはならないと考えております。学校統合も一段落したわけですから、給食センターの建設はいつごろ実施されるのでしょうか、お伺いします。

3番目の質問は、生活保護についてであります。暮らし向きが一向に向上しない中で、最後のセーフティーネットである生活保護制度、1950年に生活保護制度ができて以来、この3月に全国で初めて210万人を超えました。当市の相談者や保護者の状況や特徴はどのようなになっているのでしょうか、お伺いします。

猛暑が近年続いております。生活保護世帯は高齢者が多いわけで、この猛暑を乗り切ることは大変と考えています。保護者が冷蔵庫やエアコンを設置する場合に一時金対応は行っているのでしょうか。一時金対応は東京都ではエアコンの設置に4万円余りの措置をしているようであります。もし一時金対応がなされていない場合、社会福祉協議会の生活資金の借入れが考えられますが、その場合借入金が収入認定されるのでしょうか、お伺いします。

次は生活保護世帯の自動車の保有についてです。国は、生活保護世帯の自動車保有に対して異常なほど敵視するとともに、厳しく制限しています。山間僻地や障害者が利用する場合など保有を容認する場合を極めて限定しています。そして、いわゆる保有だけでなく借用もだめという立場です。これまでは自動車を保有しているだけで申請を認めてこなかったケースもありましたが、最近は保護決定から6カ月間の保有を認める場合も出てきています。先般十三地区の方が通院等のために車の保有を認めるよう嘆願書を提出しましたが、バスが通っているなどの理由で認められませんでした。自動車の保有は極めて限定的であります。認められている場合もあるようです。どういう場合認められるのか。自動車は基本的な生活用品として広く普及している時代において、もっと柔軟な対応が必要なのではないのでしょうか、お伺いします。

4番目の質問は、新消防署建設に伴い高機能消防指令センターがつくられ、高性能な通報システムが導入されるとのことです。その内容等についてお知らせください。

このシステムの導入に際して、5月16日に指名競争入札が行われました。指名された

業者は6社でしたが、実際入札に参加したのは2社にとどまり、日本電気や富士通など4社が辞退しております。4社の辞退理由などがわかりましたらお知らせください。

また、落札したのは富士通ゼネラルですが、落札率は97.8%と高いものでした。またもや98%の落札で、五所川原の落札率は98%が常識となってしまいそうであります。この落札率についてどのように考えていますか、お伺いします。

以上をもって壇上からの質問を終わります。御答弁をよろしくお願いいたします。

○磯辺勇司副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 ただいまの花田議員の金木地区と五所川原地区の水道料金の統一、見直しについての御質問にお答えいたします。

御承知のとおり、両地区の料金につきましては料金体系が違っており、そのため合併協定の中でも統一することとしております。以前五所川原市水道事業経営審議委員会に諮り、料金統合についての答申を受けた経緯があります。また、料金統合は合併後3年がめどとなっておりますので、水道事業基本計画の大幅な見直しも必要となりますが、今年度料金の改定等の見直しを早急に進めるよう指示したところであり、料金体系などについては平成25年度中に提案したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○磯辺勇司副議長 上下水道部長。

○對馬隆博上下水道部長 湊地区で起きた水道の濁り水の事故原因及び濁った幹線に接続している全世帯への料金の減免についてお答えいたします。

8月4日午前8時30分ごろ、湊字千鳥及び栄町の18世帯から水道水が濁っているとの情報が寄せられました。直ちに濁りを解消するため、近くの消火栓から吐き出しさせるとともに、各世帯に協力をいただき、蛇口からも濁り水を出したところ午後3時ごろには濁りが解消いたしました。原因につきましては、調査いたしました。確定的なものではなく特定できませんでした。

また、料金の減免につきましては、濁った範囲を絞り込むこと、世帯を把握することなどが難しいため、協力していただいた方に対しては既に減免を行っており、今後も申し出のあった方に対して、量水器のデータを確認し対応してまいりたいと考えております。

なお、今後このような事故が発生しないよう、工事等を行う場合には厳密な事前協議を実施し、未然防止を図ってまいりたいと考えております。

料金の見直しの件でございます。新料金につきましては、将来においても水道水の安

全供給と健全経営を保っていくため、事業費を勘案しながら利益剰余金の一部も還元を考えております。今後御理解いただくようお願い申し上げます。

○磯辺勇司副議長 答弁漏れございませんか。教育部長。

○福井定治教育部長 学校給食の方針についてでございます。

学校給食は、成長期にある児童生徒に栄養バランスのとれた食事を提供することにより、児童生徒の健康及び心身の健全な発達に資することを基本とし、思いやりやマナー、食料と食生活の重要性の理解、豊かな人間性を育成することをその方針としてございます。

具体的には、市内小中学校の児童生徒を対象にした学校給食センター栄養教諭、栄養士による食に関する指導授業の実施、保護者を対象とした給食試食会、アンケート調査、献立のお知らせ、食育だより、アレルギーのお知らせ及び市公式ホームページの暮らしの情報に学校給食センターの献立掲載による周知、給食食材に地場産品、県産品を活用した給食の提供、衛生管理を徹底した食中毒等の防止対策や安心、安全な食材利用による給食の提供を行っているところでございます。

次に、食器についてでございます。センターの給食用食器は、深皿と汁わんの2種類となっております。このため、御指摘のとおりメニューが麺類の場合は、汁わんに麺が入り切らない、カレーライスの場合は皿が小さいなど御不便をおかけしてございます。一回り大きな専用の食器を配置することになれば、食器消毒保管庫や配送用コンテナのスペースも限られていることから、新たな施設整備も必要となります。今後新学校給食センターを整備する際には、これらの課題も解消する方向で進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、給食用パンについてでございます。現在学校給食センターの給食用パンは、週平均1.5回、種類を変えて提供してございます。パンの購入先は、公益財団法人青森県学校給食会で、製造元は五所川原市内の業者となっております。県学校給食会では、製造を委託している業者に対し、指定した原料と統一した種類のパンをつくらせており、米粉パンは米粉と小麦粉の配分が各50%、小麦粉パンは小麦粉のうち2割は県産小麦を使用しておりますが、今後は県産小麦の配分量を増やしていく計画となっております。

また、年1回は委託業者を集め製造方法等の講習を実施し、食味等についても指導しているところであり、安全でおいしい給食用パンを提供できるよう、学校給食会に対し、今後とも引き続き製造の講習会等を実施していただくようお願いしてまいりたいと考えてございます。

最後に、学校給食センターの建設計画についてお答えいたします。これまでもお答え

しているとおり、平成26年度までの新総合計画後期基本計画に掲載している給食センターの建設については、平成25年度に基本計画を立案し、学校統合が一段落するであろう平成26年度をめどに計画を進めたいと考えてございます。現在の建物面積は1,082.7平方メートルで、土地面積は2,875.12平方メートルとなっておりますけれども、建て替え後の建物面積は、あくまで概算で3,000平方メートル、土地面積は概算で5,000平方メートル程度確保したいと思っております。

施設整備については、新たな炊飯機器の設置、食材保管庫、調味料保管庫と10度以下で保冷できるおかず入れや65度以上で保管できる食缶等を収納できる配送用コンテナ及び事務室を初め会議室、食育教室、更衣室、消毒室、電気室、ボイラー室、トイレ等を想定してございます。

○磯辺勇司副議長 福祉部長。

○工藤 勝福祉部長 生活保護の相談者、保護者の推移についての御質問でございますが、生活保護の相談件数につきましては、平成18年度が128件、平成19年度が141件、平成20年度が182件、平成21年度が215件、平成22年度が275件、平成23年度が269件、また今年度は4月から8月までで116件と、平成22年度までは前年度と比べ大きく増加してはりましたが、昨年度からは横ばいで推移しているところであります。

次に、被保護者数の推移でございますが、平成18年度が保護世帯数982世帯、保護率19.97パーミル、平成19年度が997世帯、20.42パーミル、平成20年度が1,033世帯、21.43パーミル、平成21年度が1,112世帯、23.42パーミル、平成22年度が1,198世帯、25.92パーミル、平成23年度が1,255世帯、27.72パーミルと、平成20年度から増加が顕著となっております。今年度は、4月から8月までの5カ月間で5世帯の増加にとどまっておりますが、高齢化と景気停滞の長期化による雇用情勢の悪化や扶養意識の変化など、さまざまな要因により増加傾向は続くものと思われまます。

次に、猛暑への対応についてお答えいたします。近年記録的な猛暑に見舞われている中で、熱中症等の健康被害を未然に防止するための生活保護受給者への対応制度についてでございますが、一時扶助費として対応する扶助はございません。対象者から相談があった場合は、収入のある世帯については社会福祉協議会の貸付制度を利用するよう助言することとしております。

生活保護受給者がこの貸付制度を利用し冷房設備を購入した場合、平成23年7月19日付厚生労働省社会・援護局長通知「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正により、当該貸付金につきましては収入として認定しないものとして取り扱い、その償還については、当該世帯の全収入から控除する取り扱いをすることとしております。

次に、自動車の所有についてであります。現行の生活保護制度で自動車の保有が認められるのは、公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者等が自動車により通勤や通院をする場合、公共交通機関の利用が著しく困難な地域にある勤務先に自動車により通勤する場合、そしてまた深夜勤務等の業務に従事している者が自動車により通勤する場合など、特別な事情により自動車を必要とする場合のみであって、単に日常生活の利便に用いられるのみであるならば、地域の普及率のいかんにかかわらず、その保有を認める段階には至っておりません。

なお、現時点で当福祉事務所が自動車の使用を容認しているのは、公共交通機関が利用困難な場合の通勤用として2件、事業用として1件の計3件となっております。

○磯辺勇司副議長 総務部長。

○小田桐宏之総務部長 新消防署の建設に伴い整備される高機能消防指令センターについて御説明いたします。

高機能消防指令センターの主な特徴は、現場到着時間の短縮を図ることが可能となることであります。現在119番通報を受信した際に住所や電話番号等を聞き取りしながら、その情報をパソコンに入力し災害発生地点をパソコンの画面上の地図に表示して確認しております。新指令台では、災害発信地表示システムにより119番通報受信と同時に住所、世帯主、氏名、電話番号が指令台の画面上に表示できるようになり、これまで以上に迅速な出動指令が出せることとなります。

また、携帯電話からの119番通報の受信においても、わずかな通話時間で通報者の位置や災害情報がいち早くわかり、出動までの時間を短縮できることとなります。

さらに、災害時要援護者への対応としまして、119番通報のファクス等による受信や簡易外国語対応システムによる外国語への対応機能も備えております。

加えて、各消防署に出動指令を送信するに当たり、現在は無線等により出動指令を出しておりますが、新指令センターのシステムでは、指令情報出力装置により各署に災害地点の地図が入った災害内容等が記載された指令書が送付されることにより、瞬時に現場の位置を確認でき、またGPS機能により出動した車両の現在位置が確認できる機能も付加されております。このほか、災害種別により自動的に消防隊の編成ができる機能や、災害ふくそう時に最大6件の事案を同時に処理できる機能及び災害の統計処理機能が可能となるものであります。このようなことから、消防指令センターの機能は大幅に向上するものと考えてございます。

次に、入札の際に指名6社のうち4社が辞退した理由についてでございます。入札につきましても、指名競争入札により行われております。入札は6社を指名し、2社が応

札し、4社が辞退しております。辞退した業者の理由ですが、4社ともに都合によりとなっております。うち1社は特定メーカーの設計仕様が多々あり弊社では積算不可のためと、もう一社は要員の確保が困難であるとの理由との報告を受けてございます。

次に、落札率についてでございますが、入札執行に当たっては予定価格を設定し、その範囲内で最も低い価格の入札をした者を落札者としております。入札の金額は、入札に参加する者が独自に積算し定めなければならないものでありまして、市が関与することはできませんので、御理解いただきますようお願いいたします。

○磯辺勇司副議長 1番、花田進議員。

○1番 花田 進議員 答弁漏れ。

○磯辺勇司副議長 答弁漏れ。

○1番 花田 進議員 積立金の関係。

○磯辺勇司副議長 上下水道部長。

○對馬隆博上下水道部長 積立金の処理、運用についてでございます。すみません。

これまで資金の運用といたしまして、平成22年度まで預金保護制度とは別に、元金保証される担保つき定期預金を活用してまいりました。平成23年度よりその定期預金の取り扱いがなくなり、現在は決済性預金口座での資金管理となっております。担保つき定期預金は、取扱金融機関が経営破綻などに陥った場合でも、預金保護制度とは別に、預入額全額を有価証券等で担保する定期預金であり、資金運用の安全性は確保できるとの判断から、3カ月から6カ月といった短期の活用、また病院への貸し付け等を行った経緯もございます。

一方、現在運用している決済性預金口座については、無利息の決済用口座ではありますが、預入額全額が保護される口座となっております。水道事業収益も公金の性質と考え、これから資金についても運用を含め、慎重に取り扱っていく所存であります。今後については、定期預金などで資金運用に取り組んでいきたいと考えております。

○磯辺勇司副議長 1番、花田進議員。

○1番 花田 進議員 御答弁ありがとうございました。

それでは、湊のことでどうも納得できないことがあるので、その連絡した人には、ここに借りてきたんですが、8月17日付で減額しますよという文書が出ているのですが、同じように泥水出て何も連絡しない人には何も行っていないわけですね。これはやっぱり善良な市民が不利益をこうむるといえるのは、市の行政としてはどうしても納得できないと。被害が予想されるであろう世帯に文書を出して、あったかどうかを聞き取りをして補償をするべきだと思っているわけです。これはぜひやらないと、ちょっとした地域

ですけれども、その中に減額された人と減額されない人が出るというのは、大変市民の不平感を増強することなので、これはぜひ再度その方向で御検討を願いたいというふうに思います。

特に、皆さんはさっきの答弁では3時には泥水がなくなったということで安心しているかもしれませんが、多くの方、今自動洗濯機があるわけですね。ボタン一つで、泥水来たの知らないで8時から昼ごろまで洗濯機を回していた方がたくさんいるわけで、その中に白いシャツだとか、白いスーツが入っていた人はほとんど使い物にならなかったそうであります。そういう被害に遭っている方もいるわけで、ぜひその辺を考慮しながら、再度御検討願いたいというふうに思います。

それから、2番目はこの文章自体を見て私実に不思議に思ったのは、「上下水道料金減額について、濁り水による料金を下記のとおり減額いたします。」ということを書いて、その原因が何なのか、大変御迷惑かけましたという市役所の一言もなく、減額すればいいんだべさという、その態度が見え見えで、これはやっぱりおかしいのではないかと、やっぱりおわびの一言を書くべきだし、何か原因がわからないということでもあります。それもまた不思議な話で、水道管は隔離されているわけで、それがあある区間だけ突如泥水入るということを考え、原因をちゃんと究明しなきゃならない。わからないのであれば、現在のところわからないって書くべきだし、そういうふうに迷惑かけたという言葉がない。それから、文書として大変不思議に思ったんですね。減額するという大変重要な文書でありながら、文書番号もないし、部長の公印もないしということで、これは文書として、お役所として、集会ありますので来てくださいみたいな文書、お知らせ文書、全くお知らせ文書で、文書の態様、やっぱりこういう文書は出すべきではないのではないかとこのように思っていますので、その辺の対応についてお伺いしたい。

次に、積立金ですが、今回の質問で意図していることがわかりました。前回はどのように答えてくれるともうちょっと別な質問の仕方があったんですが、公金だから金融機関が破綻したりすると元金10億円がペアになるので慎重でなきゃならないという立場は理解できましたが、だけでも10億円ものお金が今御答弁ありましたように、ただ無利子で寝ているだけというたんす貯金なわけですね。何かもったいないと。同じ市役所なわけですから、市役所で一時金借り入れをしなくてもいいようにそれを運用するとか、できないものなのか、そこをひとつお伺いしたいというふうに思っていました。

一応今年度中に料金の見直しを行って、来年度から実施の方向だという答弁が出ましたので、それを期待し、その中には料金の引き下げの方向を考える。それは当然ですね。1立米44.2円ももうけている商品をそのままの価格で市民に料金を出すということはお

かしいわけですから、先ほども言いましたように、五所川原の順位というのは、最上位が538位なのに531位ということで、あの後7事業所を乗り越えると日本でトップになると。1番は大変高いんです。20立米使って1万2,000円ぐらいなので、そこには及びもつかないでしょうが、高ランクであるということはこの生活ガイドドットブックをぜひ見ていただいて認識してほしいと。探すのに大変かかりました。ずっといかないと、31ページぐらいページ数があるんですが、五所川原が一向に出てこなくて31ページの30ページに載っているという状況なので、その認識を改めて享受してほしいというふうに思います。

次に、給食の件ですが、新しい給食センターの建設時に食器の問題も考えていくということでしたので、ぜひ考えてほしいし、この質問で勉強していましたら、食器にはいろんな種類があって、プラスチック系には発がん性物質が出てくるとか、検討委員会を3年ぐらい開いている市町村もあるんですね。食器を選ぶだけの検討委員会をつくっているところもある。ガラスだと割れてけがしたことがあるとか、いろんな、地域によっては陶器の産地の有名なところだと品評会をやってそういう陶器を食器に、給食に採用しているとか、いろんな例がありますので、ぜひその辺を、単に食器というふうに考えないで、食が心を豊かにする、人間を育てるという立場から頑張っていただけだと思っております。

再質問でお答え願いたいのは、アレルギー体質への子供の給食ということであります。このことについて打ち合わせしたときには担当者は、アレルギー体質の給食は提供していないということだったんですが、ホームページを見ますと一般のメニューのほかにアレルギー体質のメニューも載っているわけで、これは供給しているのかどうか明確に御答弁願いたいし、もししていないとすれば、ぜひそういう方向で、ある人は自分の持ってきた弁当をいつも食わなきゃならないということではなくて、一緒に、中身は違ってもいいかもしれませんが、給食が食えるという状況をつくり出してほしい。青森県では階上で実施されて、市では来年からというか、今後弘前がそのための取り組みをするというふうに伝わっております。アレルギーの食品をつくるには専用の調理室がなければだめなんだそうです。同じようなざるを使ったり包丁を使うとだめなので、専用の調理室が必要だということにもなっていますので、新しい給食センターではアレルギーの調理室の設置もぜひ考えていただきたいというふうに思います。

生活保護についてですが、生活資金を借りた場合収入認定しないという国の指導を受けて、それは守るということでしたので、ぜひそういう方向でとりあえずはお願いしたいと思います。

自動車に対する回答は、厚生労働省の指導どおりの内容で大変残念だったわけですが、皆さんも御存じかどうかわかりませんが、昔は生活保護の世帯は冷蔵庫も持てなかったんですね。それがやっぱり普及とともに冷蔵庫を持ってもいいというふうになって、エアコンもそういうふうになってくる。自動車もやはりそういう方向で考えていかないとだめなのではないかというふうに思っていますので、柔軟な対応をお願いしたい。

再質問ですが、扶養義務について認定する場合の再質問します。生活保護の基準というのは、あらゆる制度の基準になっているわけですね。その基準が下がるとほかの制度の基準も下がるということで、それが下がるということは私たちが生きる基準も下がるということになります。例えば最賃を決めるときも生活保護より高くとかという報道があるような状況であります。そこで、今年の春に芸能人の母親が生活保護を受けたということから始まった生活保護へのバッシングというのは、実は自分たちが自分たちの首を絞めていくということにつながって行ってしまふ。底辺にいる人たちの状況を上げて底上げすることによって多くの人たちが底上げされていくということから考えると、憲法25条の、全ての国民は健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有する。これを守れなくなってしまう。このバッシングがいっぱい広がってしまして、徳島の市議が扶養義務のことで辞職しているんですね。そういうことまで広がっている。扶養義務というのは、生活保護法4条で保護に優先することにはなっていますが、受給要件にはなっていないんですね。にもかかわらず、マスコミや扶助費を減らしたいという政府の思惑と相まってバッシングがまだ続いていると、そのために扶養者に迷惑をかけたくないという風潮が広まって申請抑制が始まっていると言われております。五所川原の扶養義務についての取り扱いがどうなっているのか、お聞きします。

消防については、この質問はもともとすごい落札率が高いんだという市民からの意見がありまして、それを受けて質問しているわけです。その人は70%でいいんだと書いてあるわけですね。9,900万円五所川原損したんだと、その短い文章で書かれていました。本当なのかということで私全国の入札結果をホームページで調べたんですが、なかなかうまく比べることができなかつたんですが、その中に全国の入札結果を一覧で教えてくれるというサイトがあるんですね。ずっと見ると有料サイトなんですけど、どうも私のような個人ではなかなか入ることができないので、ぜひ管財課あたりはこのシステムに参加して、同じような、例えば今回のようなシステムというのは決まっているわけですね。そこが全国的にはどういうランクで、落札率で入札しているのかということを見ることができるので、そのようなシステムのサイトを調査していくという方向をぜひやっていっていかないと、五所川原は億単位の事業はみんな98%で落札するという、いい

市だというふうになっちゃうわけですので、やっぱりそこはちゃんとした競争入札が公正に行われるという態度を市としても示すためにぜひ行ってほしいと思いますので、その辺をよろしくお願いいたします。

○磯辺勇司副議長 答弁、上下水道部長。

○對馬隆博上下水道部長 事故があった場合の近隣への文書等の配付ということでございますが、事故があった場合、通常事故周辺については職員が回って状況を聞いているわけでございます。その折に支障があった場合には、水道水を吐き出してもらうようにとかの話をしているわけでございますので、範囲がそれを超えていたとすると、職員が回る範囲をもう少し今後は広めていきたいなと考えております。

お知らせについてのおわび及び原因の件でございます。今後は文章の中に、議員のほうから提案がありましたように、おわびと原因等についてきちんとお知らせに書いていきたいと思いますので、御理解のほうよろしくお願いいたします。

次に、お知らせについての文書に公印等がなかったということでございます。それにつきましては、議員がお持ちの漏水減額のお知らせについては、御協力いただいた市民の方に確認のために連絡として発送したものであります。料金の請求時には差し引かれた水量により算定した金額となって利用者の方に請求しております。

○磯辺勇司副議長 花田議員、答弁漏れありますか。

副市長。

○三上裕行副市長 花田議員から御質問のありました湊地区の事故にかかわる補償と申しますか、議員のほうからも御指摘ありました被害が予想された区域、これにつきましては1戸1戸水道事業所の職員に確認させまして、洗濯機等あるいはいろんなもので御迷惑かけた場合には対応させていただきますので、よろしく申し上げます。

○磯辺勇司副議長 教育部長。

○福井定治教育部長 学校給食のアレルギー対策についてでございます。

市内小中学校15校からの報告によると、児童生徒4,815名のうち、給食献立使用食材に対しアレルギーがある児童生徒の数は165名となっております。アレルギー食材は、卵、牛乳、落花生、エビ、カニの主に5種類が特定されてございます。

学校給食センターでは、給食献立に使用するアレルギー食材については、アレルギーのお知らせを作成し、学校を通じて児童生徒の家庭に配付しているほか、市の公式ホームページの給食センターの献立の中にアレルギー献立も掲載し周知しているところでございます。

アレルギーがある児童生徒には、別メニューの給食は現在給食数が多いことから提供

しておりませんが、調理室の実態あるいは調理員、食缶、保存、それから配送、いろいろな課題がございますので、先進事例を調査したいと考えてございます。

○磯辺勇司副議長 福祉部長。

○工藤 勝福祉部長 生活保護受給者の扶養義務照会についてであります。その人的範囲として、夫婦のほかに直系血族及び兄弟姉妹の絶対的扶養義務者には一般的に扶養義務が課せられておりますが、その他の三親等以内の親族である相対的扶養義務者についても、親族間に生活共同的关系が存在する実態にあるときは、その実態に対応した扶養関係を認めるという観点から判断することが適当であるとされております。しかしながら、幾ら扶養義務があっても、扶養能力調査の結果、年金暮らしの高齢者等扶養義務の履行が期待できないと判断された場合は、扶養義務照会の対象者から除外しているところであります。

○磯辺勇司副議長 財政部長ありますか。どうぞ。

○佐藤 明財政部長 花田議員から、今水道の積立金の運用について一般会計で運用してみたいという御提案を受けましたので、そのことに対して答弁させていただきます。

国のほうで今の第180通常国会において、国のほうの赤字国債の発行法案が可決できなかったことから、市町村へ配られます、都道府県にも配られます地方交付税の交付が遅れるのではないかと心配されたわけですが、9月8日の先週の金曜日の国のほうの閣議決定で、都道府県分については3カ月にわたって3分の1ずつの交付と、それから市町村については、今日ですけれども、9月分について全額交付を受けております。それによって一般会計においても一時借入金が生ずるような状況には至っておりませんので、企業会計にありますこの剰余金の関係、一般会計においても運用するつもりはございません。

今の水道事業会計のこの剰余金の運用ですけれども、ペイオフ対策、銀行の破綻が生じた場合における対策としては、やはり一番効果のある方法とすれば、一団体の預金と債務を相殺するという形の方法が一番保護策としては有効な手段だと考えます。一般会計においては、平成19年度から地方債の借入れが生じた場合においては、市内にあります金融機関の入札制度を展開してきております。それによりまして、市内の全銀行、ほぼすべての銀行さんのほうに一般会計における地方債の借入れが生じております。その額の範囲の中であれば、水道の預金においても定期を運用しても債権と債務が相殺されることの取り扱いになりますので、水道にありますこの積立金の剰余の部分については、銀行への一般会計の借入金を限度にして定期等で運用してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○磯辺勇司副議長 私からお願いがございます。質問、答弁とも時間差し迫っておりますので、簡潔にお願いいたします。

1 番、花田進議員。

○1 番 花田進議員 水道の積立金ですが、ぜひそういう方向で、せっかく10億円という金額がただたんす貯金同然の状況であっては問題があるというふうに思います。そうであれば、管の工事の際に借入れをしないでその積立金を投資するという方法もあるかと思うので、そういう方向をぜひ真摯に考えて対応していかないと、市民としては納得できないのではないかというふうに思いますので、よろしく願いしたい。

それから、湊地区については、副市長から答弁がありましたので、ぜひそういう方向で市民に不公平がないような対応をお願いして終わりといいたします。

○磯辺勇司副議長 以上をもって花田進議員の質問を終了いたします。暑い中、大変御苦労さまでございました。

◎散会宣告

○磯辺勇司副議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時25分 散会

平成24年五所川原市議会第3回定例会会議録（第3号）

◎議事日程

平成24年9月11日（火）午前10時開議

第1 一般質問（5人）

- 14番 稲葉 好彦 議員
 - 18番 阿部 春市 議員
 - 24番 平山 秀直 議員
 - 20番 加藤 磐 議員
 - 21番 木村 清一 議員
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（25名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 花田 進 議員 | 2番 鳴海 初男 議員 |
| 3番 山田 善治 議員 | 4番 工藤 武則 議員 |
| 5番 山田 和宗 議員 | 6番 木村 慶憲 議員 |
| 7番 成田 和美 議員 | 8番 吉岡 良浩 議員 |
| 9番 伊藤 永慈 議員 | 10番 山口 孝夫 議員 |
| 11番 木村 博 議員 | 13番 秋元 洋子 議員 |
| 14番 稲葉 好彦 議員 | 15番 松野 武司 議員 |
| 16番 寺田 武造 議員 | 17番 桑田 茂 議員 |
| 18番 阿部 春市 議員 | 19番 福士 寛美 議員 |
| 20番 加藤 磐 議員 | 21番 木村 清一 議員 |
| 22番 川浪 茂浩 議員 | 23番 磯辺 勇司 議員 |
| 24番 平山 秀直 議員 | 25番 三瀨 春樹 議員 |
| 26番 葛西 収三 議員 | |
-

◎欠席議員（1名）

- 12番 古川 幸治 議員
-

◎説明のため出席した者（26名）

市 長	平 山 誠 敏
副 市 長	三 上 裕 行
総 務 部 長	小田桐 宏 之
財 政 部 長	佐 藤 明
民 生 部 長	高 橋 勇 公
福 祉 部 長	工 藤 勝
経 済 部 長	島 谷 淳
建 設 部 長	菊 池 司
上下水道部長	對 馬 隆 博
会 計 管 理 者	岩 川 静 子
教 育 委 員 長	阿 部 育 也
教 育 長	長 尾 孝 紀
教 育 部 長	福 井 定 治
選挙管理委員会 委 員 長	白 川 昭 磨
監 査 委 員	山 本 將 雄
監 査 委 員	
監 事 務 局 長	前 田 晃
農業委員会会長	斎 藤 靖 裕
農 業 委 員 会 事 務 局 長	小山内 洋 一
総 務 課 長	岩 崎 明 彦
財 政 課 長	三 橋 大 輔
国保年金課長	船 水 寛
保 護 福 祉 課 長	長 尾 功 一
商工観光課長	古 川 貞 治
都 市 計 画 課 長	北 川 智 章
上 下 水 道 部 総 務 課 長	今 眞
教 育 総 務 課 長	諏 訪 秀 清

◎職務のため出席した事務局職員

事務局 長 佐藤 文治
次 長 浅利 寿夫

◎開議宣告

○**工藤武則議長** おはようございます。ただいまの出席議員24名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めます。

議事に入る前に上下水道部長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

上下水道部長。

○**對馬隆博上下水道部長** 昨日、花田議員による水道料金の統一、見直しについての御質問に対する私の答弁において、利益剰余金の一部還元と申し上げましたが、適正な利益剰余金の誤りでありました。

発言の訂正をお願いいたします。まことに申しわけありませんでした。

◎日程第1 一般質問

○**工藤武則議長** 日程第1、一般質問を行います。

質問は再質問を含め3回までとなっておりますので、質問、答弁とも簡潔明瞭に願います。

それでは、14番、稲葉好彦議員の質問を許可いたします。14番。

○**14番 稲葉好彦議員** 一登壇一

改めまして皆様、おはようございます。至誠公明会の稲葉好彦でございます。平成24年第3回定例会に当たり、通告に従い一般質問をいたします。猛暑の日々が続いた8月が過ぎ、今月になってようやく秋の気配が感じられるようになりました。今年の8月の当市の天候は、過去5年間の気象庁の観測データによると平均最高気温は2年ぶりに30度を超え、日照時間も過去5年間では最長を記録したようであります。一方、降水量は1日当たり及び1時間当たりの最大降水量は昨年を若干上回ったものの、合計降水量は52ミリメートルだったようであります。これは過去5年間で最少であり、昨年の8月と比較すると約2分の1、さらに一昨年と比較すれば約4分の1でありました。しかしながら、天気というものは本当に思うようにいかないものであります。今月に入り、4日、8日、9日、10日と強い雨が降りましたが、特に市浦地区では8日午後9時から10日午前11時までの総雨量が111.5ミリメートルを記録するなど、大雨、雷、洪水注意報が出さ

れ、河川の増水や災害が心配される状況になりました。今日の天気予報によると午後から強い雨が予想されることから、この雨が土砂災害などにならず、むしろ渇水や農作物の収穫に影響のない程度の恵みの雨となるよう祈念をいたしまして、一般質問に入ります。

通告は1点のみであります。市町村合併の料金の統一化についてであります。当市は、市町村合併をして今年で8年目を迎えました。当市の合併方式や期日、名称及び身分の取り扱い、さらに各種事業運営方法などを定め調印した文書に合併協定書があります。合併協定書とは、調印に関係した自治体において最も重要な文書であり、法的な履行義務は道徳的な責任はあるものの、法的な拘束力はないとされておりますが、尊重していかなければならないものと考えております。当市の合併の際は、平成16年7月1日に法定の合併協議会を設置して以来9回の合併協議会を開催し、その間に平成16年10月19日には合併協定書を調印、平成17年3月28日に合併を施行いたしました。このように短期間で合併を施行できたのは、当時の3人の首長はもちろんでありますけれども、多くの市民や各議会及び各職員の代表者による協議のたまものであると、改めて関係した方々に対し敬意を表したいと思います。

それでは、合併協定書の各種事業事務の取り扱いの中から3点について質問いたします。1つは、保育料であります。協定書には、保育料については合併後2年から3年の期間を置いて新たな取り扱いに統合するとして保育料の統合条件についてお尋ねをいたします。保育料は、平成23年4月より3年間の経過措置をして統一する予定とありますが、国会においては幼保一体化構想が議論されたこともあるため、今後その動向による影響等もあると思いますので、それらを含めた答弁をお願いいたします。

2つ目は、上水道料金であります。協定書に、水道料金は現行のとおり新市に引き継ぎ、合併3年以内に統一するとして統合条件についてお尋ねをいたします。この件については、昨日の質疑の中で平山市長から、水道料金については今年度から改定を指示し、平成25年度までに新料金体系を提案するとの答弁がありましたので、具体的に質問させていただきます。そもそも水道料金は水源までの距離や水質、利用者数やライフスタイルの変化などによって各地域の事情が異なるため、統一をするとすると困難をきわめると思われますが、私が次に質問する下水道料金に大きく反映されることから、目指す料金体系は単にどちらかの地域一方の形態に統一していく考えなのか、あるいは口径別や用途別なのか、あるいは新たな体系を創造していくものなのかを含めて答弁をお願いいたします。

3つ目は、下水道料金であります。協定書に下水道使用料については、合併後期間を

置いて調整するとした統合条件についてお尋ねをいたします。当市の下水道料金は、水道料金比例制を採用しておりますが、県内他市の状況と比較してみると、他の市町村では従量制を採用しているのが多いようであります。また、平成23年度の下水道事業会計決算では形式収支で赤字となっており、加えて合併処理浄化槽の普及により下水道の新規加入者の見込みも難しいことから、上水道料金以上に問題が山積していると思います。統合後の目指す使用料体系は現行制度を改正するのか、あるいは従量制を採用していくのか、新たな使用料体系を創造していくのかを答弁をお願いいたします。

以上、3つの項目について質問いたしますが、市長及び関係部長の答弁を求め、壇上からの質問を終わります。

○**工藤武則議長** ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○**平山誠敏市長** ただいまの稲葉議員の保育料の統一についてお答えいたします。

保育料は、保護者の世帯の所得階層に応じて徴収基準を定めており、合併前の3市町村でそれぞれ階層も保育料も異なっていたため、その統一は協定項目の一つとされておりました。その後、検討を進め、平成23年4月から新たな階層及び保育料に統一したところであります。

御承知のとおり、保育所の運営費は、保育料と、国、県及び市の負担で賄われておりますが、保護者の負担を軽減するため、国の徴収基準額を下回るよう、その差額分を市が負担して保育料を定めております。保護者の負担割合は、国の徴収基準額では約29%ですが、当市では約23%となっており、保育料の統一に当たっては、保護者の負担割合を統一前と同程度とし、保育料負担の地域間格差を解消いたしました。

また、保護者負担が急激に過重とならないよう配慮し、統一前の保育料より低くなる場合は平成23年4月から適用し、高くなる場合は年齢区分により保育料が低くなる時期から新たな保育料を適用するよう、3年間の経過措置を設けたところであります。

なお、平成26年4月からは、経過措置も終了し、全ての方に統一後の保育料が適用されることになっております。

以上でございます。

○**工藤武則議長** 上下水道部長。

○**對馬隆博上下水道部長** 料金制度についての御質問でございますが、これから検討した上で口径別及び用途別どちらにするのかを今後検討していきたいと思っておりますので、何とか御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

下水道料金についてでお答えいたします。現在当市の下水道については、旧五所川原

市内に設置している公共下水道、市浦・相内地区に設置している特定環境保全公共下水道、市浦・十三地区に設置している漁業集落排水、五所川原・梅田地区及び藻川地区並びに金木・蒔田地区に設置している農業集落排水がございます。それぞれの下水道料金の形態につきましては、公共下水道が、水道料金の65%を徴収する比例制を採用しており、その他の下水道事業については、10立米以上の水道使用量に応じて計算する従量制を基本として採用しております。合併協定書では、下水道料金については、合併後期間を置いて調整することとされております。

なお、合併後の下水道料金の改定状況につきましては、これまで農業集落排水料金において、梅田・藻川地区と蒔田地区の料金に格差がございましたので、平成20年10月から平成22年10月まで3カ年をかけまして段階的に料金改定を行い、現在は料金統一がされているところでございます。今後は、公共下水道料金を水道料金の統一時にあわせ、さらに検討を重ねてまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

○**工藤武則議長** 14番、稲葉好彦議員。

○**14番 稲葉好彦議員** 御答弁ありがとうございます。私は、2回目の質問を通告しておりませんので、少し所感を述べて一般質問を終わりたいと思っております。

合併協定書が作成されて新しい市が誕生してから約3年間、カラ財源による予算編成をしてきたことは皆さん御理解の上だと思っております。それを経て平成18年度ですか、19年度ですか、赤字も出ましたので、ややもすると行財政改革、予算編成ばかり頭の中であって、そのことばかりこの議場の中で議論してきたというのを今思っております。ただ、市町村合併をして8年がたちました。そろそろ1つの市に2つの制度というのは、やっぱり分け隔てない市政を運営していく中では、これは統一していかなければならないものだろうと思っております。そういう中で、上下水道の積立金といいますか、内部留保のお金がどんどん、どんどん上がってきていますので、料金の見直しをする以前にそのお金だけ目立ちまして、それをどうするかという議論になっているんだと思っておりますけれども、やはりこれから新たな新庁舎の建設も予定されているようであります。市のシンボルの庁舎を建設する際には、できましたらこの合併協定書による26項目全てが統一されて、各地域の住民が共有のその意識を持てるような市政運営づくりをしていただきたいと思います。

これを申し述べて、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○**工藤武則議長** 以上をもって稲葉好彦議員の質問を終了いたします。

次に、18番、阿部春市議員の質問を許可いたします。18番。

○**18番 阿部春市議員** 一登壇一

皆さん、おはようございます。平成24年第3回定例会に当たり一般質問をさせていただきます。

質問の第1点目は、スポーツ振興でまちおこしをすべきと御提言申し上げます。本年6月1日のマスコミ報道で、介護を受けたり病気で寝たきりになったりせず、自立して健康に生活できる期間を示す、いわゆる健康寿命を厚生労働省が初めて算出、発表しました。平成22年度の全国平均で男性が70.42歳、女性が73.62歳となっており、青森県全体では男性が68.95歳、女性は73.34歳で、ともに全国平均を下回っており、特に男性は都道府県別では最も短い状況になっています。当市の場合はどうか確認しましたら、まだ公表されていないとのことでありました。いずれにしても、健康で長生きをしたいというのが市民の願いであると思います。そのために、がんや脳卒中、心臓病などの生活習慣病への取り組みや喫煙率の減少等に目標値を定めて対応に当たっているところであります。

健康を維持するためには、スポーツを欠かすことはできません。生涯スポーツであります。先進地として他の事例を御紹介したいと思えます。むつ市では、本年度にむつ市スポーツ振興計画を作成することにし、昨年12月に市民アンケートを実施していました。小学5年生、中学2年生を含め4,000人を対象として幅広い質問項目となっています。これをむつ市からいただき、当市で参考になるものがいろいろあると思えました。

次に、今年7月9日のNHKテレビでの放映であります。タイトルは、相撲離れを食い止めろでした。それによると、弘前市やつがる市では子供たちを積極的に勧誘して相撲人口を増やそうと努力していました。これを見られた人もおられるかと思えます。こうした動きの中で、当市の教育目標はどのようになっているかということ、市民一人一人がライフスタイルや生活環境に応じてスポーツ活動を楽しみ、健康の増進と体力の向上が図られるように支援する。また、スポーツ施設の利便性を図り有効活用を促進する中で、生涯スポーツにふさわしい環境の整備に努めるとなっています。そして、平成23年度の実績を見ると、スポーツ奨励では文部科学省からの依頼による体力、運動能力調査を実施し、楽しく取り組むことができたとあります。また、指導者の充実については、スポーツ少年団認定員養成講習会へのあっせんをして新たに3名が認定員の資格を取得し、教育育成指導にかかわる人材の育成が図られたとなっています。

以上のように、それなりに教育委員会として努力していることを感じ取ることができ、今年の県民大会で当市は優勝した種目もあり、第4位と、よい成績を残しました。こういう時期にこそスポーツ振興に対して何らかのアクションを起こすべきではないかと思うのであります。全体の底上げを図るのも一つの方法かと思えます。また、スポー

ツの一村一品運動で5年間程度のスパンで強化する方法もあると思います。私には、スポーツのこの種目をとの思いはありますが、差し控えます。体育協会や関係団体と相談をしてほしいものとするものであります。先ほどにもありましたように、スポーツを強化するには指導者によるものが大きいと思います。これにも意を用いなければなりません。そして、今年から中学校に武道が義務化されました。少子高齢化時代にあつてまちおこしというテーマのもと、トップである市長の意気込みが何よりも必要であります。前向きな答弁を期待してやみません。幸いにして市長は、以前に体育協会の会長を経験しており、その内情について熟知しておられることと存じます。

質問の第3点目は、福祉行政についてであります。最初に、さきの6月に第2期障害者計画が我々議員に配付されました。市民各層の意見を聞き取り、まとめたものと思います。この件については5点質問します。

①、障害者の手帳所持者が増加しているとありますが、障害者の推移はどのようになっているのかであります。

②、特別支援学級の児童生徒に対してきめ細かな教育を目指しているとあります。その内容はどうか。

③、障害のある人の虐待問題が深刻化しているとありますが、実態はどうかであります。

④、障害者の就労の場確保が必要であると言われてますが、厳しい環境の中でどのような対応をしてきたのか、あわせて今後についてその見通しはどうか、その説明を求めます。

⑤は、障害者に対して運転免許取得と自動車改造に伴う助成をしているようですが、その内容とこれまでの実績について質問します。

福祉行政の2点目の質問は、生活保護についてであります。この件については、昨日も質問がありました。さきの情報によりますと、本県では生活保護より最低賃金が5円安い、いわゆる逆転状況にあると言われてます。これでは低賃金で働く人の間に、働くよりも生活保護を受給したほうが楽と考える風潮を生みかねません。また、働く意欲をそぐことにもなりましよう。最近に至ってそのことは改善されたものの、毎年増え続ける生活保護費であります。昨年度の県内の不正受給件数は164件で、額にして7,445万円と報じられていました。その内容は、働いて得た収入や年金収入など故意に申告しなかったり、実際より少なく申告した事案がほとんどであったとのことあります。そこで、当市の現状について質問させていただきます。あわせて、家庭訪問や調査を行うケースワーカーの負担増も課題になっているようですが、どのようになっていますでしょうか。

当市でも訪問計画世帯分類基準をつくり、5つのケースで訪問活動を行っている状況にあると思います。

次に、若年性認知症についてであります。これは、18歳から64歳までに患う認知症のことですが、本県は全国平均の約2倍と発表されています。これは、要介護認定を受けた人を対象としたデータであり、実際はさらに増えるものと予想されています。当市の現状とその対策はどのようになっているのか、質問します。

質問の第3点目は、収納体制についてであります。9月3日の議案説明会では、市税収入が3年ぶりに増加したと言われました。うれしいことであります。市税は自主財源の根幹をなすもので、3割自治にほど遠い現状を思うにつけ、一層の対応が求められているものと思います。今年4月には税の徴収率向上を目指して、县市町村整理機構が設立、オープンされ、当市も新たに参加したようであります。今後は、厳しい経済情勢ではありますが、対応が困難な事例について徴収業務の移管を受けた後、滞納者の財産調査をしたり、差し押さえや公売などにより徴収整理を強力に進めるとなっておりますが、5カ月経過してどのようになっていますでしょうか。

また、青森銀行では4月から公金の納付情報を一元化してデータで自治体に提供する、いわゆる公金決済サービスを当市を対象に始めた。それは東北の自治体で初めてだということであります。収納業務にどのくらい役立つのか詳しくは私にはわかりませんが、大いに活用すべきと思います。そしてまた、この4月から市税4税と保育料が東北6県のゆうちょ銀行、郵便局や全国のコンビニエンスストアで納付が可能となりました。このように収納体制が変化してきました。まだ半年も経過していない現状でありますけれども、どのようになっているのか。

加えて、今後の見通しについて質問したいと思います。これらを含めて収納対策本部として、全体的な対応策はどのようになっていますでしょうか。さらには、目標を定めていると思いますが、示してほしいと存じます。国民年金の納付状況も気になる場所であります。

質問の第4点目は、大型工事の進捗状況と今後の見通しについてであります。現在建設中のつがる総合病院と中央小学校、そして消防庁舎について説明を求めたいと思います。遅れているのであれば、その理由も述べていただきたいと思います。

以上申し上げて、1回目の質問といたします。なお、質問項目がいろいろありますので、答弁漏れのないようお願いをします。

○工藤武則議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 ただいまの阿部議員のまちづくりのためのスポーツ振興についてお答えいたします。

市民の体力と健康の増進並びに仲間づくりのためには、スポーツの普及と振興は欠かせないものであり、現在教育委員会と五所川原市体育協会が連携し、取り組んでいるところであります。このたびの県民体育大会においては、相撲、野球、サッカーが優勝するなど、市総合では4位の好成績をおさめております。スポーツ振興のかなめは、種目ごとの施設の整備充実を図ること、指導者の育成を図ること、スポーツ人口の底辺拡大を進めることが考えられるところでございますが、まだまだこの基盤づくりが必要であると思っております。

このため、現時点では、人口減少と高齢化が進む中、競技スポーツも重要ではありますが、五所川原市総合計画の後期基本計画に示したとおり、心豊かでたくましい人づくりを基本としたスポーツが気軽にでき、住んで楽しいと思えるようなまちづくりを目指して、生涯にわたり健やかで活力に満ちた豊かな生活を送ることができるよう、生涯スポーツの振興を図ってまいりたいと考えております。

よろしくお願いたします。

○工藤武則議長 副市長。

○三上裕行副市長 阿部議員の質問の3点目、収納体制について、その中の3点目、市税等徴収対策本部の目標収納率の設定についての御質問にお答えいたします。

市税等の滞納を一掃することを目的に五所川原市税等徴収対策本部を今年も11月に設置し、11月と3月に徴収対策会議を開催しまして、徴収方針の検討、目標収納率等の決定を図りまして、その決定をもとに収納課において夜間訪問催告、夜間電話催告、催告書の発送、短期被保険者証の納付相談、差し押さえ等の滞納整理を実施してまいります。

後ほど財政部長から説明がありますけれども、今年度から実施しましたコンビニ、ゆうちょ銀行収納は、現年度分の納期内納付に効果があること、また滞納整理機構への移管によりまして、これまで徴収困難な高額滞納者からの収納に効果があることから、昨年までは本部会議において現年度課税分に対する目標収納率のみを設定しておりましたが、今年度からはこの2つの効果を考慮し、現年度及び滞納繰り越しの新たな目標収納率の設定を検討してまいりたいと考えております。

○工藤武則議長 福祉部長。

○工藤 勝福祉部長 障害者数の推移及び現状についてお答えをいたします。

障害者計画は、障害者基本法に基づき、市の障害者施策全般について基本的な指針を定めるため策定するものであります。市では、平成19年3月に第1期計画となる五所川

原市障害者計画を策定し、障害福祉施策の充実に努めてまいりましたが、平成23年度の計画期間満了に伴い、本年3月、第1期計画の理念及び基本目標を継承しつつ、今後も総合的に障害者福祉の推進を図るため、新たに五所川原市第2期障害者計画を策定したところであります。

当該計画においては、障害のある人の現状として、障害の種別ごとの手帳所持者数について過去3年間の推移を掲載しております。実際に障害がある人でも、本人あるいは保護者の方が障害自体を認めない、認めたくないといった理由で手帳を所持していない方等も存在しており、障害のある人の正確な人数を把握することが困難であるため、前期計画同様に手帳の所持者数を使用したものであります。計画では、平成20年度から平成22年度までの手帳所持者数の推移を掲載しておりますが、平成20年度に比較して平成22年度は、身体障害が8.6%増の2,778人、知的障害が12.7%増の487人、精神障害が4.6%増の477人となっており、3障害いずれも増加傾向が続いております。手帳所持者の増加により、各種障害福祉サービスの利用者ニーズもますます多様化、複雑化することから、今後も必要なサービスが障害のある方全てに提供されるよう障害者施策の充実に努めてまいります。

次に、障害者の虐待についてお答えいたします。虐待は個人の尊厳を傷つける重大な人権侵害であります。近年は児童や高齢者等の虐待問題に加え、障害のある人に対しても家庭内における養護者からや、福祉施設あるいは職場内における虐待等、全国的に数々の事件が報告されているところであります。特に障害のある人への虐待は、家庭や施設等の閉鎖された中で行われること、また障害のある人がみずからの被害を明確に伝えられない場合が多い等、実態が明らかになるのは氷山の一角にすぎないと言われており、深刻な問題となっております。

こうした状況を背景に、国では障害のある人への虐待防止や養護者に対する支援等に関する施策を推進するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、いわゆる障害者虐待防止法を制定し、本年10月1日から施行されることとなっております。この法律では、虐待の種類を身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放任及び経済的虐待の5分類に定義し、家庭内のみならず福祉施設や職場も対象範囲に含めた対策の必要性を明記するとともに、虐待を身近な問題として社会全体で共有すべきという視点から、虐待を発見した方に市町村等への通報義務を課しております。市では、法律の施行にあわせ、広報により市民への周知を図るとともに、関係機関との連携協力体制を強化し、虐待の未然防止及び早期発見に努めてまいります。

次に、障害のある人の就労状況という御質問でございました。障害のあるなしにかか

わらず、就労を通して社会参加することは、単に報酬を得るためだけでなく、成就感や達成感等の生きがいを実感する上でも極めて重要であり、就労は自立した生活の基盤となるものであります。障害のある人の一般就労につきましては、56人以上規模の民間企業における雇用者数は、平成23年6月1日現在で、全国で36.6万人、青森県で2,131人と年々増加しているものの、いずれも法定雇用率の1.8%を下回る状況となっております。五所川原管内における平成24年6月末現在の雇用者数は284人となっており、障害のある人の雇用は依然として厳しい状況が続いていることから、今後もハローワークを初め関係機関と連携を図りながら、企業や事業所等への周知徹底や働きかけの強化等により雇用及び就労の場の確保、拡大に努めてまいります。

また、市では障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスとして、一般企業への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う就労移行支援や、一般企業等での就労が困難な方に働く場を提供する就労継続支援を実施する事業所の確保に努めているところであります。平成23年度におけるサービス利用者は、就労意向支援が延べ130名、就労継続支援については雇成型、非雇成型を合わせて延べ1,783名と、サービス提供事業所の増加に伴い前年比で約3倍の伸びを示していることから、今後も利用者の要望に応えることができるよう、事業所の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、障害のある人への助成についてお答えをいたします。市では、障害のある人の就労等社会参加への促進を図ることを目的として、自動車運転免許の取得費用助成事業及び自動車改造費助成事業を実施しております。自動車運転免許の取得費用助成事業は、身体障害者手帳を所持し就労が見込まれる方を対象に、自動車教習所に係る費用の一部を助成するものであります。

また、自動車改造費助成事業は、身体障害者手帳を所持し、就労に伴いみずから所有し運転する自動車の操行装置及び駆動装置等を改造するために要する費用の一部を助成するものであり、いずれも10万円を上限額として支給するものであります。過去3年間の実施状況につきましては、自動車運転免許の取得費用助成事業は、平成21年度が4件、平成22年度及び平成23年度はゼロ件、自動車改造費助成事業は、平成21年度が2件、平成22年度が3件、平成23年度はゼロ件となっております。

続きまして、生活保護費の不正受給の御質問でございました。不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者、または受けさせた者に対しては生活保護法第78条に基づく費用徴収を行うこととしております。当市における当該費用徴収の適用件数等につきましては、平成22年度が2件で、133万4,962円、平成23年度が9件で、320万8,609円、

そして今年度は現段階では2件で、41万6,336円となっております。これら全13件の適用理由といたしましては、給与収入の未申告によるものが8件、年金収入の未申告によるものが4件、訓練・生活支援給付金の未申告によるものが1件となっております。

また、適用の契機といたしましては、被保護世帯に対し収入申告の義務についての説明が十分なされていたにもかかわらず、対象者からの申告がなく、市が実施した課税状況調査により判明したものがほとんどとなっております。

それから、当市の実施体制についてお答えいたします。現在ケースワーカー18名、査察指導員3名、ともに社会福祉法における標準数を満たしております。今まで以上に不正受給防止はもとより、適正保護の実施に努めていきたいと考えております。

最後になりますが、若年性認知症についてお答えいたします。認知証は、脳の疾患により、記憶、思考、判断を含む認知機能の低下した状態をあらわし、65歳未満で発症する認知症を若年性認知症と呼んでおります。国の推計では、平成21年の若年性認知症の有症者数は、全国で3万7,800人、発症年齢は平均51歳とされておりますが、ほかの疾患と鑑別しにくいことから、実態を把握することは困難な状況となっております。

認知症への対策は、早期に発見し、早期に治療を行うことが最も重要で、当市では地域包括支援センターでの相談やサポート体制の整備を図るため、平成19年度から各地域において認知症サポーター養成講座を開催し、養成講座を終了された認知症サポーターが、地域で暮らしている認知症の方々を商店、交通機関、金融機関、自分の職場など、あらゆる暮らしの場面で、自分のできる範囲で手助けを行っております。市では、今後関係機関と連携を図りながら、総合的な支援体制の強化に取り組んでまいりますので、御理解をお願いいたします。

○工藤武則議長 教育部長。

○福井定治教育部長 特別支援学級の実態と内容についてお答えいたします。

特別支援学級は、御承知のとおり障害のある児童生徒が普通学級では支障があるということで、個々の障害に応じて教育に専念できるようサポートを含めた指導を展開し、今年度は小学校10校、中学校5校の全15校に特別支援学級を設置してございます。障害種別では、知的障害が13学級、自閉症・情緒障害が8学級、弱視が1学級、肢体不自由が1学級の全23学級となっております。障害のある児童生徒の就学に当たっては、福祉部や民生部、児童相談所、森田養護学校、医師等の構成員から成る就学指導委員会において慎重に審議し、障害ごとに適正な教育措置を講じております。

また、学校における障害のある児童生徒への対応については、特別支援学級の担任を対象に専門性を高める研修を実施し、教員の資質向上を図る一方で、施設等教育環境整

備の充実にも努めてございます。教育委員会といたしましては、今後とも福祉部局等関係機関と情報を共有し連携を図りながら、障害のある児童生徒に対して、将来の自立を見据えた適切な教育を推進していく所存でございます。

○工藤武則議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 今年度から実施しています青森県市町村税滞納整理機構への移管件数についてお答えいたします。

青森県市町村税滞納整理機構への移管には、まず移管予定者に市が移管することを予告した催告書を発送し、それでも納付がなかった徴収困難者を移行することとしています。今年の5月15日に244件に催告書を送付し、納付がなかった161件と7月9日に39件に催告書を送付し納付がなかった24件の合計185件を滞納整理機構へ移管したものです。

それから、今年度から実施しましたコンビニ収納及び青森県市町村税滞納整理機構の収納状況と今後の見通しについてお答えいたします。今年の4月から住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税及び保育料についてのコンビニ及びゆうちょ銀行での収納を開始したところです。これにより、契約した23社の全国で展開するコンビニチェーン及び東北6県のゆうちょ銀行での市税等の納付が可能となりました。7月末の市税4税の各1期のコンビニ収納等について調査したところ、平成23年度と24年度の納期内納付の比較では、納付額率が1.27%、納付件数率が3.39%とともに上昇したところがございます。コンビニの利用頻度については、全体の納付件数5万4,505件中、コンビニ納付件数が2万2,456件と41.2%を占め、特に金融機関が窓口業務を終了後の午後3時から翌日の午前9時までの利用件数が1万2,118件となっていることから、利用しやすさが納期内納付の向上につながったものと考えております。

また、青森県市町村税滞納整理機構の収納状況は、8月31日現在で74件、329万9,815円を徴収しており、機構への移管により徴収困難な高額滞納者からの徴収ができていることから、滞納整理機構へ参加したことで滞納金の収納率が向上していくものと思われま

す。

それから、大型工事の進捗状況について、つがる総合病院の建設工事の進捗状況についてお答えいたします。市役所東側におきまして工事中のつがる総合病院は、平成25年9月末の工事完成を目指して進めているところでありますが、2カ月ほど工程が遅れている状況にあります。原因としましては、建設工事に伴う準備工事であります市役所への東北電力電源引き込み地中化工事やN T T光ケーブルの切り回し工事、電柱移転等の工事と本体建設工事の調整に時間を要したことであります。

また、くい打ち工事では、深さ56メートルの支持地盤までのボーリングにおきまして、

中間層の30メートルから45メートルまでのかたい砂れき層を貫通する作業が当初よりも時間を費やし、ボーリング中に点石や埋没木片による障害物が出たこと、旧市民会館の既存撤去くいが難工事であったこと、さらには東日本大震災の震災復興が東北3県を初めとする被災地で本格化しつつあるほか、青森県内では今年度、北海道新幹線新青森駅以北の高架橋工事等が複数工区で同時期に行われているため、鉄筋工、型枠大工などの職人確保が難しく、これらが影響していることが挙げられます。現在工事の進捗率は23%となっております。

現場では、くい打ち機械を増やし、また地中部分を掘削するための山どめ工法の変更や鉄筋工事を当圏域のほか、島根県出雲市、新潟県五泉市、型枠工事も当圏域のほか、茨城県石岡市、千葉県柏市、さらには青森県内一円からの職人の確保に努めるなど、今後とも工事工程の見直しを進め工期短縮に努めてまいります。平成25年11月末の完成となる可能性もあることの報告を受けておりますが、つがる西北五広域連合では、施設完成後には医療機器、什器備品搬入や医療情報システムの移設など万全の準備体制で臨むこととしており、26年3月末のつがる総合病院の開院予定には影響がないようスケジュール管理をしていると伺っております。

○工藤武則議長 総務部長。

○小田桐宏之総務部長 五所川原消防署庁舎、五所川原消防署第2車庫及び五所川原消防署訓練塔の建設工事の進捗状況と見直しについてお答えいたします。

8月末の工事進捗率は、五所川原消防署庁舎建設工事は13%で、予定工期より約1カ月の遅れとなっております。また、第2車庫は進捗率20%、訓練塔は進捗率10%で、それぞれ予定工期どおり進行しております。

五所川原消防署庁舎建設工事が遅れている主な理由としましては、昨年の東日本大震災の復興工事等の影響で、くい打ち機が不足したためであります。予定工期の軌道へ戻すため、五所川原地区消防事務組合では、現在工事工程の見直し等を行っており、平成25年度の消防署庁舎供用開始には影響がないとの報告を受けております。

○工藤武則議長 教育部長。

○福井定治教育部長 中央小学校校舎及び屋内運動場の本体工事に係る進捗状況につきましては、8月末現在、校舎が30%の目標値に対して28.5%、屋内運動場が32%の目標値に対して29%となっており、若干遅れが生じております。その要因としては、東日本大震災の復興工事、新幹線工事、また本市におけるつがる総合病院や五所川原消防署等大規模な建設工事が集中したことによって、作業員不足の影響を受けているものです。しかしながら、いずれも全体工程の中で十分遅れを取り戻せる範囲内であるという報告を

受けており、現時点では工期に大きな影響はないものと考えております。

校舎につきましては、9月4日、20日、10月10日の3回の中間検査を実施及び予定しており、屋内運動場につきましては9月13日、20日の2回の中間検査を予定しております。今後は受注業者に対し、さらなる作業員の確保及び増員を図るよう指導を徹底し、当初の計画どおり平成25年2月末日の完成に向けて努力してまいります。

○工藤武則議長 18番、阿部春市議員。

○18番 阿部春市議員 いろいろ御答弁をいただきましてありがとうございます。

再質問に入ります。まず、スポーツ振興でまちおこしをすべきじゃないかと、こう提案したわけで、後期計画にあるからこれから進めていくんだという市長の答弁であります。まさにそのとおりであると思います。もう少しこの意気込みがあればいいのではないのかなと、率直に感じました。意気込む意気込みを、市長の意気込みをもう少し力強さが不足しているのではないのかなと、こう思ったんです。これは、市長が先頭に立ってこのことを進めていかないとなかなか前に進まない分だと思うんです。そういう意味で今回提案させていただきました。

私のスポーツは、御案内のように山登りでございます。毎年のように3,000メートル級の山に挑戦しています。8月末は南アルプスに行ってきました。来年はぜひ北アルプスに、奥日高などに行きたいなと、こう思っています。それはなぜかということ、私はスポーツには目標がやっぱりあって、それが励みになるんじゃないかと、こう思うんです。そういう意味で、何か目標を持って取り組むということがあればいいのではないか、そういう意味で力強さが少し不足しているんじゃないかと、こう思っている。ちなみに、市長、若いときにどういうスポーツやったのか、御披露願えますか。

次、福祉行政について質問します。福祉部長から細かく説明をいただきました。問題は、一番大きいのは虐待の問題だと思うんです。これ10月1日から法の施行が新たにしていって、市に対する通報体制を強化していくんだという今具体的な対策としての答弁があったわけでありましてけれども、これでよいのかということ率直に感じます。虐待というのはあってはならないことなんです。家庭で、施設内でこれをもっともっと力を入れた対策をとるべきじゃないのか、こう思うんですけれども、具体的にそれでは何をやるんだと、こうなるとやっぱり私は相談窓口の強化ではないかと思うんです。その辺どのように考えているのか、質問します。

それから、2点目、生活保護について。昨日の花田議員の質問に対して、相談件数が福祉部長から報告されました。そして、今ほど不正受給の実態が過去3年間にわたって報告されました。これは、さっき福祉部長言われましたけれども、調査してわかって不

正がわかったということでありますけれども、そのほかに第三者からの通報という、これで見つかったというのが新聞報道されているんです。生活保護というのは、必要な分はもらわなければならないんです。ただ、不正というのはやっぱりよくない。そのために防止をどうするか、そのことなんです。第三者からの通報というものは、どういうふうに今実態として五所川原市であるのか。加えて、昨日、花田議員も質問していましたが、受給の基準が一部緩和された。車の問題もしかりでしょう。どのようにその内容が変わったのか、その説明を求めたいと思います。

それから、3点目、若年性の認知症の対策。これ今答弁ありましたように、これから県では強化するという方針であります。問題は、先ほど福祉部長答弁にありましたように、表に出てこない、このことなんです。孤立した若年層が多い。そのことなんです。具体的に県はどのような方針を打ち出してくるのか私にはわかりませんが、市としてこの対策をもっともっと強化していかなければならないのではないかと思うんですけれども、どのように考えているのか、もう一度答弁を求めます。

それから、3点目の収納体制について。これもまた、るる説明をいただきました。収納体制が幾ら強化されても、厳しい経済状況の中ではなかなか難しい部分もあるのではないかと思うんです。特にこれからは出来秋を迎えます。農作物がどのようになるのか、この天候でありますから心配な部分もあります。そこで、心配なのは、先ほども言いましたけれども、国保の収納率であります。調べてみましたら90%、89%というふうな、しかもこれは調べてみると現年度分なんです。過年度分の徴収率というのは依然として低い状況である。先ほど財政部長、機構にお願いしたのもこの中に入っていると思うんですが、この国保の収納率、これをどのように、市税の中で国保の収納率が一番低いんです。過去にはもっと低かったかもわかりませんが、今ペナルティーというのがなくなりましたから、そういう意味では上がっているとは思いますが、現在の市税の中で一番低いのが国保の収納率であります。これをどのように分析をして、これからの収納体制を強化するのか、質問します。

それから、4点目、大型工事の進捗状況、今後の見通しについて説明をいただきました。まず、1つはつがる総合病院、2カ月遅れ、これはこれからでありますけれども、工期の変更を考えておられるのかどうか、そこを確認します。

それから、中央小学校の部分でありますけれども、これ私の朝のウォーキングコースの一つになっていまして、よく見るんです、進捗状況がどうなっているのか気にかけて。それは児童生徒も同じだと思うんです。中央小学校の生徒たち、毎朝見ているわけですから、この工期に間に合わせた完成をぜひしていただきたい。子供たちが待っているわ

けでありますから、遅れないようにぜひお願いをしたいというふうに思いますけれども、現在大体目標の95%ぐらいの進捗状況だというふうになってはいますが、大丈夫かとは思いますが、ぜひ間に合わせるように改めてお願いをしたいと、こう思います。

以上、2回目の質問とします。

○工藤武則議長 市長。

○平山誠敏市長 ただいまの阿部議員の、若いころ何かスポーツやったのかと御質問でございますが、市の体育協会の会長もやらせていただきましたが、本当に残念ながらこれといったスポーツはやったことはございません。ただ、やはり歩くのが一番好きでして、若いころはとにかく歩くようにしていますが、市長に当選してなかなかその機会もなくなって、最近ちょっと運動不足になっているのかなという思いもでございます。

なお、これから体育協会と一緒に、市民が気軽に簡単にできるようなスポーツの振興にも努めてまいりたいと思っています。よろしく申し上げます。阿部議員の毎年、ことしは南アルプスですか、来年は北アルプスに行かれると、非常にうらやましい限りでございます。よろしくお願いいたします。

○工藤武則議長 時間がなくなりましたので、簡潔に答弁をお願いします。

福祉部長。

○工藤 勝福祉部長 まず、1点目の虐待対策ということでございますが、市町村の役割と責務ということで国のほうから示されていまして、その中で障害者虐待に関する通報または届け出の受理、それから障害者虐待を受けた障害者の保護のための相談、指導、助言といったことが掲げられております。また、障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報、啓発も掲げられております。通報等があった場合には、速やかに障害者の安全確認、その他事実の確認をし、具体的な対応について協議できるよう、日ごろから連絡体制の充実強化に努めてまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

それから、生活保護の不正受給防止策についてでございますが、生活保護新規開始時のもとより、継続ケースにつきましても定期の家庭訪問時に収入の増減や世帯の生活、生計状況が変化した場合の届け出義務の履行等について、生活保護制度上の権利、義務が記載された「生活保護のしおり」を活用し、その周知徹底を図ってまいったところがあります。しかしながら、近年後を絶たないという、不正の状況が後を絶たない状況にあるため、今年9月以降の新規開始ケースから、収入の申告についての届け出の義務をさらに周知徹底させるため、「生活保護のしおり」を活用した説明に加えまして、対象者が

その説明により十分理解したということを書面で確認するようにしております。また、継続ケースにつきましても同様の取り扱いとし、不正受給防止に努めてまいりたいと考えております。

それから、認知症の問題であります。介護予防事業で平成18年度から実施しているもの忘れ検診の40歳から64歳までの方の受診状況を申し上げますと、過去3年間で10名の方が受診され、全員異常なしという結果でございました。また、当市の国保におけるアルツハイマー認知症の治療者は、50歳代が2人、60歳から64歳までが5人、計7人となっておりますが、今後も早期発見、早期治療を目指し、今後も関係機関と連携を密にしながら取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

それから、生活保護の不正受給について通報があった場合の対応ですが、通報があった場合は電話等の通報がほとんどでありますけれども、個人情報等もありましてその方には事情は申し上げられません。ただし、承った内容につきましては福祉事務所のほうで現地確認し、本人とも会って確認した上で適正な実施に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解をお願いいたします。

○工藤武則議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 国民健康保険税の収納状況についてお答えいたします。

平成23年度の国民健康保険税の現年分の収納率は90.1%となりました。これは4年ぶりに90%を超えたもので、県内10市の中では収納率に関しては4番目に位置しています。収納率が同規模被保険者数の全国平均を上回った場合は、県より国民健康保険調整交付金が交付される制度があります。平成23年度はこれに該当したところで交付を受けているところでございます。平成23年度の税収を見て前年度と比較した場合においては、国保税に関しては対前年度で6,101万6,754円の減というふうになっております。それから、被保険者の数も平成22年度が2万4,057人いらしたのに、23年度については2万3,435人という形で、622人の減少が見られています。23年度の国保税に関しては、被保険者が減少していると、それから1人当たりの税額自体が下がっているということがやはり国保税の収納率の向上に反映されたと思われまいます。そのことから、今後にあっても収納体制については十分強化してまいりたいと考えております。

それから、市税の中で国保が非常に低いという御意見がございます。国民健康保険税の収納率が個人市民税、たばこ税等の市税の収納率に比して低目にしてしている要因といたしましては、個人市民税には事業所の特別徴収制度があります。また、たばこ税及び入湯税は取扱事業所が納入する申告納付制度であることに対して、国民健康保険税はあくまで個人の自主納付制度であることが考えられます。今年度から実施しましたコンビニ、

ゆうちょ銀行収納が自主納付を促進する環境づくりの整備であり、これにより収納率向上につながることを大きく期待するものであります。

それから、つがる総合病院の契約変更のお話がありました。つがる総合病院の現在の工事費に関しては、平成23年度から25年度までの継続費として設定してございます。現在工期が2カ月遅れで推移していることから、今年度の状況を見て判断しなければなりませんけれども、2カ月遅れになれば工事費の出来高自体が変わってきてしまいます。そのためにこのままの工事の工期が遅れた場合については、工期の契約変更並びに出来高額の変更という形のことを実施しなければならないというふうに考えております。

○工藤武則議長 教育部長。

○福井定治教育部長 中央小学校の建設工事でございますけれども、先ほどお答えいたしました目標値に対しては、単純に割り返しますと校舎が95%、体育館が90%という進捗状況になってございます。この夏休み期間中に学校のほうでは一部引っ越し荷物を箱詰めするという準備作業も進めてございます。いずれにいたしましても、来年2月の工期までに完成できるように、そして3月には移転できるように努力してまいりたいと思います。

○工藤武則議長 18番、阿部春市さん。

○18番 阿部春市議員 これをもちまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○工藤武則議長 以上をもって阿部春市議員の質問を終了いたします。

次に、24番、平山秀直議員の質問を許可いたします。24番。

○24番 平山秀直議員 一登壇一

至誠公明会の平山秀直でございます。平成24年第3回定例会に当たり、通告に従って一般質問をさせていただきます。

通告の第1点目は、産業振興策であります。本市にとって中心市街地や新市街地における商業集積は、地域における貴重な雇用の場であり、外部からの利益獲得など地域経済を支える重要な役割を担っており、また地域商店街は住民生活に密着した商品販売とともに交流の拠点機能もあります。こうしたことから、中心市街地の土地区画整理による商業の整備や商工会との連携により、空き店舗への開業支援や個店の経営指導体制の強化は重要な施策を担ってきました。これに加え、平成26年度ごろには中核病院を開設することから、病院整備を商業活性化の一つの契機とする必要もあります。

また、企業誘致を取り巻く状況は厳しいものの、外部からの企業導入は新規学卒者や離農者の雇用の場確保と直結していることから、県と連携を図って引き続き誘致活動を

図る必要があります。

さらに、誘致活動の対象は、当市の資源である豊かな農産物や地域特性を生かすことができる企業も検討する必要があります。

そこで、第1点は、来年度の新規高卒者の求人状況はどうなっているか、お伺いいたします。県内の求人数は1,110人と前年度より321人、40.7%も上回る伸びを示していますが、当市の場合はどうなっているか、お伺いいたします。

第2点は、中小企業支援策についてであります。当市の中小企業支援策は、今日までどのような対策をなしてきたか、お伺いいたします。

第3点は、継続的予算措置についてであります。企業は短期間で早々変わるものではありません。長期的な視点で企業と接する必要があります。この点産業振興の予算は継続性が必要と考えますが、この点今日までどのようにされてきたか、お伺いいたします。

第4点は、エコノミックガーデニング理念と当市の産業振興策についてであります。エコノミックガーデニングは、アメリカ・コロラド州リトルトンという人口約4万人の小さなまちから始まり、今注目されているそうであります。その経済活性化手法であります。地域産業創出と雇用創出で高い成果を挙げ注目されています。これが今、日本ではあちらこちらの地方自治体で検討し始めています。リトルトン市は、2005年までの15年間で雇用増加率135%と2倍以上の雇用増加を果たし、アメリカ平均の21.4%を大きく上回る成果を挙げています。具体的にはコミュニティビジネスを起業する人々をどう支援すべきかという内容だそうであります。そこで、当市ではこの考え方を検討すべきと考えますが、どう考えられているか、お伺いいたします。

次に、通告の第2点目、グリーンツーリズムについてお伺いいたします。県では、農山漁村に滞在しその地域の文化や農林漁業に親しんでもらうグリーンツーリズムによる旅客誘致を強力に推進しています。昨年の大震災で大幅に落ち込んでいたことから、修学旅行客の誘致を中心に取り組みを進めています。そこで、当市では今日までどう取り組んでこられたか、また今後の見通しはどうなっているか、お伺いいたします。

次に、通告の第3点目、学校給食と地産地消についてお伺いいたします。学校給食に県産品を活用することは、食育の観点だけではなく地域経済にも大きな影響があり、その地産地消は極めて重要であります。そこで、当市の学校給食センターの地産地消の実態はどうなっているか、また同センターが建て替えられた場合の地産地消の見通しはどうなっていくか、その見通しをお伺いいたします。

次に、通告の第4点目、買い物弱者支援策についてお伺いいたします。買い物弱者と

は、流通機能や交通網の弱体化とともに、食品などの日常の買い物が困難な状況に置かれている人と言われ、全国で高齢者を中心に600万人と推計されています。高齢で車の運転が困難なお年寄りが増加し、買い物、通院のための交通手段の確保が困難となりつつあります。乗り合いバスの多くは利用者減少で収益が悪化し、路線の廃止や運行本数の減少が進んでいます。住みなれた地域で生活を続けられるように、その支援策を講じる必要があります。そこで、その対応策として移動販売、配達サービスなどが考えられ、また共同店舗をつくって住民が廃校を活用した企業を起し、それを支援するなども考えられておりますが、当市ではその支援策としてどのようなことを考えられているか、その現状と見通しについてお伺いいたします。

以上、4項目にわたり質問させていただきますが、市長及び関係部長の御誠意ある答弁、簡潔明快な御答弁をお願い申し上げ、1回目の質問を終わります。

○**工藤武則議長** ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○**平山誠敏市長** ただいまの平山議員にお答えいたします。

当市では、産業振興策の柱として企業誘致に取り組み、昭和44年に1社目が進出し、現在操業している企業が16社あります。また、ここ10年間で誘致した企業は3社となっており、こうした企業の進出により、今年7月現在の数字であります。1,296名の雇用実績があり、この地域の雇用という観点では大きな成果を得ているものであります。

さらに、議員御提言のエコノミックガーデニングの理念を参考にし、今後は従来県と連携して進めてまいりました企業誘致を行うことに加えまして、新たな柱として起業者への支援、コミュニティビジネスへの支援を検討し、市の経済活性化に結びつけてまいりたいと思っております。

○**工藤武則議長** 経済部長。

○**島谷 淳経済部長** 新規高卒者の求人状況についてお答えいたします。

五所川原職業安定所管内の求人数につきましては、管内企業から13人と前年同月を9人、割合にして225%の増となっております。しかしながら、管内の求人数は県内企業求人数の約1.2%と低く、管内の全日、定時制高校を来春卒業する予定の生徒のうち県内就職希望者数235名に対して約5.5%と低い状況にあります。今後9月中旬から就職試験、面接試験が本格的に開始されることから、管内企業の求人動向を注視していくとともに、ハローワーク、商工会議所等関係機関と連携して新たな求人の掘り起こしに取り組んでまいります。

次に、中小企業支援対策についてお答えいたします。市では、中小企業者への金融の

円滑化と経営の安定化を図るために、平成17年の市町村合併以降、市内の金融機関の協力のもと市特別保証制度による融資支援とともに、商工組合中央金庫へ融資原資の貸し付けを行っております。

また、市特別保証制度のうち小口資金につきましては、平成23年度から融資に係る信用保証料を市が全額負担しているほか、平成24年度、今年度からは日本政策金融公庫の融資メニューである小規模事業者経営改善資金に係る利子補給を間接的に実施しているところであります。

次に、中小企業に対する継続的支援であります。先ほど申し上げました融資事業、利子補給事業といった4事業により中小企業者への支援を実施し、一定の成果を得ているものと認識しております。当該制度につきましては、財政当局とも協議しながら今後とも継続していくとともに、起業者等に対する新たな支援というものも検討してまいりたいと考えております。

次に、グリーンツーリズムに関してお答えいたします。昨年度、当市では地域でグリーンツーリズムに取り組む個人、団体等と連携して、管内で行われる修学旅行生の民宿体験の視察や地域で生産された食材を利用した調理体験等を行い、グリーンツーリズムに取り組む方々に地域資源を再度認識していただいたところであります。昨年度実施したグリーンツーリズムの体験を踏まえまして、本年度は実際にグリーンツーリズムに取り組む個人、団体だけではなく、管内で観光に携わる団体等にも参加いただき、本市におけるグリーンツーリズムをよりよいものにするための意見交換会を開催いたしました。意見交換会では、管外でグリーンツーリズムに取り組むNPO法人等との連携やグリーンツーリズムの活性化のためには何が必要なのか等、活発な意見交換がなされましたが、その取り組み内容や取り組む事業の水準、並びに事業に取り組む意識等に大きな開きがあることに加えまして、まだ現時点ではグリーンツーリズムの受け入れ体制が不完全であるというような実態等、問題が山積しているというのが現状であります。

この状況を踏まえた上で、さまざまな分野の担い手を育成し、地域経営の活性化を図っていくことを目的に実施される、県の農山漁村「地域経営」担い手育成システム事業を活用して、地域でグリーンツーリズムに取り組む方々のその組織化による効果を検討してまいりたいと考えております。グリーンツーリズムの受け入れ体制の整備が大きな課題であるわけですが、これに関しては組織化を含めて、現在グリーンツーリズムに取り組む個人、団体等と連携し、新たな人材の発掘も進めながら、農家の方々の所得向上を図るとともに、将来においては地域の魅力ある資源として、観光分野との連携も視野に入れ、地域の振興に役立つものに育てていきたいと考えております。よろしく

お願いいたします。

最後に、買い物弱者に関してお答えいたします。買い物弱者に対しましては、大きく3つの対策が考えられると思います。1つは身近な場所に店をつくる、2つは商品の配送を行う、3つは外出しやすい手段をつくるということだと思います。1つ目の身近な場所に店をつくるにつきましては、現在旧市内においてもなかなか新規出店業者がないというような現状でありまして、新市内も含めて今後も大きな課題として捉えております。2つ目の商品の配送につきましては、民間でのサービスとなりますけれども、イトーヨーカ堂でのネットスーパー、JAのふれあい食材、ヨシケイの宅配サービスや弁当屋さんの配達サービス等々さまざま実施されております。3つ目の外出しやすい手段がありますが、現在エルム経由の循環バスやイオンモールつがる柏への無料シャトルバスが五所川原駅前から発着し、買い物客の皆さんの足として大きな役割を果たしているところでもあります。

市としては、今後五所川原市のこの買い物弱者の現状及び課題の調査を検討して、市として対応できるものがあるかどうかについて検証してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○工藤武則議長 教育部長。

○福井定治教育部長 学校給食における県産品の使用取り組みについてでございます。

給食センターの県産品の給食材料活用につきましては、県から23年度の数値がまだ示されていないことから、平成22年度で申し上げますと、金額ベースでの食材購入割合では約47.8%となっております。平成22年度の県内給食実施校の平均は金額ベースで47.6%となっており、当給食センターに米飯設備がないために週1回の委託御飯購入となっておりますが、週2回の児童生徒が持参する御飯を含めた場合、県平均をかなり上回るものと思われま

す。県産食材活用につきましては、公益財団法人青森県学校給食会が中心となり、県内の農協、漁協、県農林水産部と協議を進め、今年度は冷凍カット野菜のハウレンソウ、コマツナ、ブロッコリー、カボチャが供給可能となっており、県産品124品目のうち、県外加工の68品目を含め学校給食食材として活用することが可能となっております。県では、引き続き県産食材の学校給食への消費拡大に向け、積極的に取り組むこととしておりますので、なお増えるものと思われま

す。次に、給食センターの建設と地産地消の取り組みでございますけれども、新給食センターの建設に当たっては、炊飯設備を整える予定でございます。現在の週1回のパック

御飯の提供が週3回以上の炊飯提供も可能となることから、米に関しては確実に地産地消が進むものと思われます。さらに、専用の保冷、保温容器を整備することにより、これまで提供できなかった生野菜等のメニューも可能となりますので、一層地産地消が進むものと考えております。

また、青森県学校給食会等が取り組んでいる活用については、現在のところ冷凍カット野菜の製造委託が県外加工施設となっており、輸送費等でコストが割高になるなど課題となっておりますけれども、来年は西北五管内に加工施設が整備されるとの県学校給食会からの情報もあり、これが解決により県産品の活用も進むものと思われます。

○工藤武則議長 24番、平山秀直議員。

○24番 平山秀直議員 答弁ありがとうございました。

それでは、再質問に移らせていただきます。まず、第1点の産業振興策についてでありますけれども、ここで質問させていただいて、市長、御答弁ありがとうございました。その中で、エコミックガーデニングというのが何となく英語でわかりにくいんですけども、そんな難しいことじゃないんですね。地元の中小企業に対して、要はどう支援していくのかと。庭であれば水を与えて、肥料を与えて、お日様に照らしてというような庭をつくるわけですけども、それを企業に向けていくというようなものがエコミックガーデニングということだそうですので、大した難しいことじゃないと思います。これを日本版として先進地として取り入れ始めているというのが国交省の調査で出ておりました、静岡県の藤枝市とか、それから徳島県の鳴門市あるいは桐生市、それから秩父市、八王子市、さいたま市、そして札幌市など、どんどんふえているそうであります。

そこで、リトルトン市の雇用者数、約2.3倍、税収2.9倍に増やしたその大きな成果の理由をちょっと御紹介させていただきますけれども、今まで熱心に取り組んできた企業誘致による産業振興策というのを、これはこれで今まで大変重要なことでしたけれども、それを多少軌道修正して、もっと足元の中小企業に注目して大切に育て、雇用の場と活力の源泉にしようと、それが住みやすいまちをつくることになるに違いないという、こういう確信と理念に基づいて、第1点には施策の対象としたのは漠然とした地域ではなくて、成長志向の強い意欲のある中小企業に絞ったこと、それから突出した成長力、雇用創出力を持つ有望株の中小企業を積極的に支援したという点だそうであります。

それから、第2点に、厳しい経済環境に直面しても産業振興の予算は一切削減せず、長期的な視点で企業に接したこと。リトルトンは約15年だそうですけども、企業は短期間に早々変わるものではなくて、手間暇かけて大切に育てるという姿勢が行政と企業との大きな信頼関係をつくり上げていったということだそうです。

第3点に、大企業依存体質から脱却して自立した意識、中小企業同士がパートナーを形成する開放的な雰囲気をつくり出したということだそうです。企業同士が連携しやすいような雰囲気をつくったということだそうです。

第4点は、強力なリーダーシップ、これが重要ですがけれども、強力なリーダーシップの存在だそうです。リトルトンは五所川原で言う経済部長ですね。この経済部長は、15年間一生懸命このことに取り組んでリーダーシップを発揮したということだそうです。この点、当市で具体的にこの点を参考にして今後地元の中小企業に対してどう取り組んでいく考えがあるのか、お尋ねしたいと思います。

次に、第2点、グリーンツーリズムについてお伺いいたします。今年県では、報道されましたグリーンツーリズム、強化していくと、その強化のことについてですがけれども、先ほど経済部長の答弁では意見交換会をやったということですがけれども、なかなかこのグリーンツーリズムの担い手、受け入れ体制が不十分で組織化されていないということだそうです。県内見ても、十和田市とかほかのところは出ているが、五所川原の名前がどうも出てこないんですね。やっぱりグリーンツーリズムという言葉なんですけれども、要は農村体験をしながら観光客を誘致すると、ここが最大の目的ですので、それによって農山漁村の経済的な活性化と潤いを図っていくんだと、明確に目的ははっきりしたわけですよね。それをちゃんと明確にしながら農家の人たちと一緒に、どう誘客していけばいいのか、観光客も含めて、真剣にやっぱりこれから取り組んでいってもらいたいと思いますけれども、その担い手、組織化を今後どういうふうにして育成していくのか、組織化していくのか、もう一度お伺いいたします。

第3点、学校給食と地産地消について。これは学校給食センター、老朽化して新しくするというので、新しくすることによって、とにかく米飯に関しては地産地消が大幅に進むという答弁がございました。今現在でも米飯に関しては地元産が100%にたしかになっているんじゃないかと思いますが、米だけでなく市内のもちろん野菜、それから県内、ここを何とか青森県のをより高めていくと。できれば五所川原市内のものというのはやっぱり米が中心なんです、地産地消は。それ以外のものが非常に弱いので、新しく給食センターになっていくことによって、何とか米以外のものも地産地消が進むようお願いしたいと思いますけれども、具体的にちょっとお尋ねしたいと思います。もう一度。

それから最後に、買い物弱者の支援策についてですがけれども、これ1点です。弘前では買い物弱者のことについて現状どうなっているのか、大体買い物弱者と言われている人たちが何人いるのかから始まって調査されていて、その結果が発表されており

ます。五所川原市の場合には、この買い物弱者が大体およそ何十人、何百人いるのかも把握されていないし、五所川原特有の課題というのも買い物弱者の場合にはちゃんと明確になっていません。交通手段一つにしてでも、旧市街地のその巡回バスとかは非常に助かっていますけれども、旧市街地以外の区域では配達してもらったりとか、あるいは通販で買ったりとか、そういうふうにもいろいろ工夫はされているみたいですが、随分苦労しているはずで、この点現状をきちんと調査すべきではないかなと思いますので、この点を1点お伺いして再質問を終わります。

これで質問を終わらせていただきますので、再質問の答弁を明快に時間内におさめていただきますようよろしくお願い申し上げます、2回目の質問を終わります。

○工藤武則議長 経済部長。

○島谷 淳経済部長 まず、グリーンツーリズムに関してからお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、県ではグリーンツーリズムを推進していくというような方針を打ち出しております、先ほども申し上げましたけれども、この県の農山漁村「地域経営」担い手育成システム事業を活用して、今年度地域の組織化等に取り組んでまいります。

次に、買い物弱者に関してであります、正直、五所川原市にこの買い物弱者の実態まだ把握しておりません。ぜひこの実態を把握しながら、その検討策を考えていきたいと思っております。

次に、エコノミックガーデニングでありますけれども、議員御提言のエコノミックガーデニングは、足元の中小企業に注目して、その中小企業を大切に育て上げて、雇用の場と活力の源泉として住みやすいまちをつくるというような環境づくりを、造園になぞらえてシンボリックに表現したアメリカ・リトルトン市のビジョンというふうに理解しております。エコノミックガーデニングの具体策として、1つは道路、教育、文化施設や商業環境など地域社会資産の拡充、2つは地域内での密度の高い情報ネットワークの構築、3つはマーケットに対する情報提供とマーケティング支援、この3点に集約され、それをもとに大きな成果を上げるためには、議員がおっしゃいました4つの取り組みがこの成功に結びつくものであるということだと思っております。本家本元のリトルトン市の取り組みや国内での取り組み事例も大いに参考にさせていただき、また大いに勉強させていただきながら本市の産業振興に取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○工藤武則議長 教育部長。

○福井定治教育部長 給食センターの地産地消、それと青森県産と五所川原産ということ

で比較してみますと、平成23年度の資料が手元にあります。五所川原産、米については全てが五所川原産になってございます。それから、豆腐など加工品を含みますけれども、大豆についても全て五所川原産ということになってございます。このほかりんごについてはそのほとんどが五所川原産、水産物については、シジミは全て五所川原ということになります。そのほかパン、小麦になりますけれども、これも若干五所川原産ということに推移してございます。

○**工藤武則議長** 以上をもって平山秀直議員の質問を終了いたします。
暫時休憩いたします。

午前 11時45分 休憩

午後 1時03分 再開

○**工藤武則議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。
一般質問を続けます。

20番、加藤磐議員の質問を許可いたします。20番。

○**20番 加藤 磐議員** 一登壇一

政和会の加藤磐でございます。通告に従い質問させていただきます。

まず、現在建設中のつがる総合病院についてお聞きいたします。市民の大きな期待と不安の中で進められているこの建設工事も基礎工事がほぼ全貌をあらわし、議会の一員として身の引き締まる思いがいたします。そこで、お聞きいたします。病院本体の建設工事は、当初予定していた日程あるいは工程表に基づき進んでいますでしょうか。完成、開院に変更はございませんか。

また、この工事を進めていく中で当初の設計と比較して変更、修正した部分はあるのかどうか。あるとすればどのようなものか。その結果、当初予算の110億円に変更、追加はないのか、お聞きいたします。

さらに、本体に関連する設備であります立体駐車場、研修宿泊施設、院内保育所の進捗状況について説明を求めます。

次に、がん治療室設置の必要性についてお尋ねいたします。言うまでもなく疾病による死亡原因の第1位はがんであります。病院再編成のマスタープランでは、がん診療体制について当圏域内で標準的ながん診療が受けられる体制の構築を目指すとしながらも、放射線治療については将来的な課題として片づけ、現在建設中の本体の中にはそのスペースさえ確保されていません。がん治療室、いわゆる放射線治療設備の整備を早めるためにどのような方策を考えられているのか、お聞きいたします。

次に、雇用対策についてお尋ねいたします。当市の雇用創出対策、農業を柱とした起業の確立についてお聞きします。当市では、雇用の場をつくるため今まで外部からの企業誘致に真剣に努力してまいりました。今後も引き続き今まで以上に努力することは当然であります。昨今の経済、社会状況の中で成果を上げることは、宝くじに当選することより確率が低いと思わねばなりません。暁更に恵まれることを期待するのではなく、今こそ当市の唯一無二の主力産業である農業を核とした起業の確立に全庁を挙げて取り組み、自前で雇用、仕事の場をつくるべきであると考えます。幸いなことに当市には、新鮮で尽きることのないエネルギー源を持つ県立五所川原農林高校がございます。若い力に依拠し新たなコミュニティビジネス、あるいはアグリビジネス産業の創出を図る突破口を図るべきだと思いますが、市長の考えと今後の取り組みについてお聞きいたします。

3点目、教育についてお聞きいたします。質問の聞き取りの段階で五所川原中央公民館のマイクの音割れ、そして金木分館のマイクの切りかえ時の不調、あるいは金木分館のカラオケ設備の不調を伝えてありますが、調査、点検していただきましたでしょうか、お聞きいたします。

同様に金木地区小中学校への三味線の配置数でございますが、現場の要望台数と乖離していないかどうか、お聞きいたします。

次に、斜陽館備品の充実についてお尋ねいたします。先般斜陽館に所有者の御厚意により金庫が里帰りしたことは、仏壇の里帰りに次ぐ朗報でございます。斜陽館にはいまだ多数の備品が散逸していると考えられます。それらが寄贈しやすい環境を整える意味から、軽微な軽い恩典、例えば寄贈者の家族には斜陽館の無料入館券を与えてもよいのではないかと思います。どうでしょうか、お聞きするゆえんであります。

最後に、教育委員の任務と権限、選考基準についてお聞きします。任務と権限については、特にいじめに関連してのみ教育委員の任務と権限についてお尋ねいたします。

選考基準については、先般の6月議会で30歳代の新鮮な新教育委員が誕生いたしました。大いに期待しております。問題は、議会提案の前後に教育委員5人のうち1人は小学生ないしは中学生の子供を持つ者が含まれていなければならないとの複数の説明が流布されました。どこにそのような規定があるのか、改めて説明を求めます。

以上であります。

○工藤武則議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 ただいまの加藤議員の当市における農業を柱とした起業及び雇用対策に

ついてお答えいたします。

農業を柱とした起業支援につきましては、国が6次産業化に向けた支援事業を展開しており、紫黒米の麺加工や野菜加工品開発などを行っている個人1名、温泉熱を利用した野菜栽培や高齢者向け配食サービスを目指している会社1社が事業を進めております。

また、当市も本年度から産学官連携による農業の6次産業化モデルの構築を目指し、五所川原農林高等学校、日立製作所、地元生産者、企業、団体などが連携を図り、農業分野のさまざまな可能性について、実用化に向けた基礎試験を行っている取り組みに対し、補助事業を実施しているところであります。一例としては、マイファームセンター構想がございます。これは日立製作所が開発しているソフトを活用し、消費者が携帯端末を利用して、農地の状況や作物を収穫するまでの楽しさや難しさを生産者と共有する疑似体験を通した上で作物を購入できるものであります。このような試みが確立された暁には、当該構想に参加する農家や加工品を販売する組織の増加につながるものと見込んでおり、将来6次産業化による雇用が図られるものと期待するものでございます。

以上でございます。

○工藤武則議長 教育長。

○長尾孝紀教育長 加藤議員御質問の教育委員の任務と権限についてお答えします。

教育委員会は5人の教育委員による合議制の機関であり、教育の政治的中立性を保持し、学校教育や生涯学習等の振興を図るために設置されております。教育委員会の権限に属する事務は、教育委員会の会議によって処理することとなっており、教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針等について審議し決定するほか、教育委員会規則の制定、重要な事項等の決定といったものでございます。

権限につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条に規定されており、学校の設置、管理及び廃止に関する事、教育財産の管理に関する事などもあります。御指摘のいじめに関しても、同じように第23条に学校の学習指導、生徒指導及び職業指導に関する事、このことについても協議することとなっておりますので、何かいろいろな問題がある場合はその会議に上程される形となっております。

以上です。

○工藤武則議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 つがる総合病院の進捗状況についてお答えいたします。

午前中の答弁と重複となりますが、つがる総合病院は平成25年9月末の工事完成を目指して進めているところであります。しかし、建設に伴う準備工事に時間を要したこと

や、くい打ち工事におきましては作業時間を当初予想よりも費やしたこと、ボーリング中に点石や埋没木片による障害物が出たこと、旧市民会館の既存くい撤去が難工事となったこと、さらに東日本大震災の震災復興が東北3県を初めとする被災地で本格化しつつあるほか、青森県内では今年度、北海道新幹線の高架橋工事等複数工区で同時期に行われているため、鉄筋工、型枠大工などの職人確保が難しくなったことなどが影響して、当初予定より2カ月ほど工事工程がおくれている状況にあり、現在の進捗率は23%となっております。

現場では、くい打ち機械をふやし、また地中部分を掘削するための山どめ工法の変更や鉄筋工事、型枠工事を当圏域のほか青森県内一円、さらに全国からの職人の確保に努めているなど、今後とも工事工程の見直しを進める工期短縮に努めているものの、平成25年11月末の完成になる可能性もあると報告を受けています。しかし、施設完成後には医療機器、什器備品搬入や医療情報システムの移設など万全の準備で臨むこととしており、平成26年3月末のつがる総合病院の開院予定には影響のないスケジュール管理をしていると伺っております。

次に、つがる総合病院建設工事でまださまざまな工事内容の変更が生じているという御質問に対してお答えさせていただきます。つがる総合病院の基本設計及び実施設計は、平成21年度から平成22年度までの2年間にわたり進められてきましたが、23年3月、東日本大震災が発生し、工事発注後に災害拠点病院として災害時に診療、救護活動が十分行える機能充実や弘前大学医学研究科各講座教授からの助言、さらには当初設計内容を打ち合わせした医師の異動に伴う、新たな担当医師との打ち合わせによる設計見直しなどによりさまざまな工事変更の内容が生じております。

具体的には、災害拠点病院として非常用発電機の稼働時間をふやすためのオイルタンクの容量をふやすとともに、オイルタンクの腐食防止のための二重殻方式とし、またくい打ち工事の地中障害物に関するもの、ドクター、医療従事者の関係ではMRIの操作室における開口部に関するもの、各階平面計画の変更、手術室への二酸化炭素設備の追加、免震階保守用照明設備、サーバー室空調機器追加の変更などがあります。つがる総合病院の建設工事予算額は117億5,000万円ですが、条件つき競争入札により工事請負契約時において当初予算額を下回っています。今後工事変更の内容を精査してまいります。大きな変更額にはならないものと考えております。当初事業費を超えることはないものと伺っております。

それから、立体駐車場、研修医等宿泊施設の進捗状況についてであります。つがる総合病院と渡り廊下で結ばれます約420台収容の立体駐車場につきましては、確認申請等各

種手続を進め、今年度末に着工し、つがる総合病院の開院にあわせた整備を予定しております。

また、青森県地域医療再生計画に位置づけられております研修医等宿舎につきましては、つがる総合病院隣接地に今年度設計を委託し、平成25年度早期に工事着工をいたしまして、平成25年度末に完成を予定しております。

それから、女性医師等の医療従事者の就業環境整備の一環として整備する病院託児施設は、病院職員のアンケート調査や他団体の運営形態などを調査いたしまして、施設整備や運営内容を検討し、つがる総合病院開院にあわせて運用を図る予定と伺っております。

それから、がん放射線の治療の設備を設ける必要性の質問でございます。つがる西北五広域連合が整備を進めておりますつがる総合病院は、当圏域の中核病院として急性期医療を主体に、高度、専門医療から一般医療まで提供していくものであります。がんの治療体制につきましては、外科手術だけではなく、化学療法など患者に優しい治療の拡充を図ると聞いておりますが、放射線治療の設備につきましては、現時点ではつがる総合病院の整備計画の中に含まれていないということで聞いております。確かにがんの放射線治療を受けるため、当圏域の患者が弘前市や青森市に出向いて治療を受けているという現状があり、これらの解消が望まれますが、がんの放射線治療の設備を設けるためには、放射線治療の医師確保や高額な設備投資が必要となります。そのため、広域連合では、放射線治療を実施している弘前大学医学部附属病院等との連携体制の構築により、患者に適切な医療を提供するとともに、つがる総合病院のがんの放射線治療設備につきましては、その整備の将来的な課題として捉え、今後の放射線治療の専門医の確保のほか、圏域の需要や投資効果、さらには病院の開院後の経営状況等を踏まえて、将来的に検討していくこととなるかと伺っております。

○工藤武則議長 教育部長。

○福井定治教育部長 中央公民館及び金木公民館の放送機材の整備についてお答えいたします。

中央公民館は昨年4万8,636人、金木公民館は1万7,882人と、多くの市民が利用してございます。放送設備の主要部分は開館当初のままで、老朽化により設備の古さは否めない事実であります。御指摘のワイヤレスマイクについては、不具合が生じたこともあり、その都度修繕し、使用しているのが現状でございますが、現状を調査し更新の対策を講じてまいりたいと存じます。

また、中央公民館のカラオケ設備につきましては、利用団体の北辰大学が設置したも

のであり、金木公民館においてはその利用頻度等実態を調査し、整備を検討してまいります。

次に、三味線の配置状況と今後の整備についてでございます。金木地区小中学校への三味線については、金木小学校に27丁、喜良市小学校に17丁、金木中学校に24丁配置し、そのうち現在使用しているものは、金木小学校が23丁、喜良市小学校が17丁、金木中学校が18丁となっております。嘉瀬小学校については、現在三味線のクラブ活動をしておりませんので、配置してございません。

次に、三味線の修繕についてでございますけれども、毎年度学校の要望に応じて実施しており、平成23年度は金木小学校9丁分、24年度は金木中学校5丁分、経費総額で56万6,790円の修繕をしてございます。現在必要な三味線の数は確保されておりますので、修繕が必要なものについても引き続き対応してまいります。

それから、斜陽館より散逸した備品等について、寄贈しやすい環境をつくり出せないかというお尋ねでございます。太宰治記念館「斜陽館」の備品等については、御存じのように津島文治氏の戦後の農地改革で土地を失ったことなどにより斜陽館を手放す際に売却や贈与されたものが多々ございます。これまでも津島家の仏壇や太宰治の初版本、外国語の翻訳本、太宰治自筆の掛け軸、書簡など多くの寄贈を受けております。

また、本年6月には、議員御紹介のとおり金木町の有志から大型金庫が寄贈され、64年ぶりに斜陽館におさまることになり、新聞報道されることで脚光を浴びたところでございます。

まだまだ津島家ゆかりの備品等が市内及び全国に散逸していることから、教育委員会としては今後も斜陽館ゆかりの備品等の充実に向けて情報の収集に努めるとともに、寄贈者への恩典創設など寄贈しやすい環境づくりを目指し、指定管理者とともに協議、検討してまいりたいと考えております。

それから、教育委員の選考基準についてでございますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項に、「委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命する。」と規定されているほか、同法律第4条4項には、「委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならない。」と規定されております。

この「委員の任命に当たり、保護者が含まれるようにしなければならない」と義務化されている部分につきましては、保護者の意向が教育行政に適切に反映されるようにす

るとの趣旨であります。文部科学省からの法律改正の通知では、「保護者とは、親権を行う者及び未成年後見人をいうものであるが、実際に当該地域で教育を受けている子供の保護者の意向が反映できるようにすることが望ましい」とされており。このことから児童生徒の保護者が適切であると考えてございます。

○工藤武則議長 20番、加藤磐議員。

○20番 加藤 磐議員 まず、病院から申し述べさせていただきたいと思えます。

今まで工事の進捗状況も、午前中の会合でも、そしてまた先般の全協のときもいろいろなその状況は説明を受けて多としております。工事も最終段階にこれから、基礎工事ができれば本体は最後のその仕上げになるわけではありますが、どうかまず事故がないように願っております。

予算規模については、変更がないという見込みの御答弁をいただきましたので、この建設に関してはこれ以上申し述べません。

次のがんの治療室でございます。この点については、やはりつがる総合病院と言う以上は、先ほども申し上げましたように病気で亡くなる方の第1の原因はがんでございます。その第1のものに対して、国あるいは県もこの状況を把握、認識しているわけでありまして、例えば青森県内の場合は6つの区域に分けて、そして進めようというふうに、進められていることを聞いているわけではありますが、その際、やはりいつ声がかかっても即座に対応できるような心構え、例えば放射線室のスペースあるいは建設に伴う財源の確保、こういうものは声がかかってから準備するのではなく、やはり間髪を置かず受ける必要があると思えます。そういうことでぜひこれから、もう心の中からやはり放さないで進めていただきたいと思います。

それから、当市の雇用創出対策について、1つ要望を申し上げたいと思えます。非常にダイナミックな内容の事業が計画されていることを答弁で伺ってうれしく思いました。要望でございますが、この当市の心意気あるいはこれをよりアピールしていくために、やはり従来の組織形態、いわゆる産学官、行政あるいは高校、大学あるいは日立さん、企業でよろしいんですが、それに加えてやはり金融機関、個別の名前を挙げて恐縮ですけれども、悪いことでないんで使わせてもらいますけれども、青銀、みちのくあるいは信用金庫、信用組合、こういう金融機関にもぜひ理解をいただくように、そしてまた、この基盤の中に応援団としてやはり入っていただくように、もちろん従来あります組織の農協とか商工会議所ももちろん大事であります。しかし、金融機関にまず理解を求めていただきたいと思いますなと……誰ですか、何も無理じゃございません。今みんな、金融、話せば長くなるんでやめますけれども、それは不勉強というものであります。みんな地

域を挙げて、そこにいる人たちが一体となってやっている。そういうことであります。

それから、マイクあるいは三味線についてはいろいろ御配慮いただき、またありがたく、これからもやはり児童数の変更とか、そういうものの消滅ぐあいに応じて迅速に対応していただきたいと思います。

それから、斜陽館備品の充実についてでございますが、先ほど来教育部長より丁寧に説明がありました。所有者の変更の過程でいろんな散逸したものがあつたわけでありませぬ。実際私も金木の町会議員として斜陽館の購入の議決にかかわりましたけれども、そのときに購入の際作成された備品の目録、実際には購入時になったら半分も渡つてこなかつたと、そういうような事情もございます。先般の生誕祭で市長が、芦野公園で生誕祭の市長の挨拶の中に、文人ゆかりの地で行ってみたいまちナンバーワン、斜陽館と紹介されたというふう聞いております。言うまでもなく、これは恣意的にそこら辺の人がつけたものでなくて、日本経済新聞に、皆さん御存じかと思うんですが、こういうふう一面で、1枚の、コンビニさんのあれではちょっと写し切れない大きさでございまして、その中に堂々と全国の中でベストテンの中に断トツのポイント、990ポイントで太宰治と青森五所川原と、こういうふう全国版に出ております。市長がよく生誕祭で言ってくれましたと思つて、私は生誕祭にいつも欠席しているんですが、うちの家内はその逆にファンなもんだところで、その市長のお話を聞いて非常に心強く思いました。そういう今さら全国をツアーして歩かなくても、人々がよりどころとして来るのが斜陽館であります。その内容を充実、復元するのは我々の責任でもあります。そういう点から、先ほど教育部長がおっしゃったように、ぜひぜひこの内容を高めるために前向きに考え、実行に移していただくことを願います。

最後、教育委員の任務と権限については、例えば今問題になっている、けさもテレビに1年前のどこかの地域の中学生の自殺が発表されておりましたけれども、実は教育委員のいじめに関する権限で大きいのは、子供の登校停止といいますか、それがあつたわけあります。そのことをお聞きすることによって、いじめに対する当市の毅然とした姿勢を伺いたかつたわけでありませぬが、これはこれで同じ会派の福士寛美議員が第1番目に通告しておりますので、そちらのほうで議論をお聞きしたいと思つた。

選考基準についてであります。これを、法律を素直に読めば保護者、小中学生ということは一切ございませぬ。もしかしたら議会前にその小中学生の子供がいる親でなければならぬというのは、私の聞き間違いだつたかもしれないし、それはそれで、それにしても若い方が入られるということは非常に大事なことであります。私は、教育部長の解釈とちょっと違ひまして、この法律の制定された趣旨というのは、やはり従来どう

しても教育委員の中が滞留というか、いわゆる一種の名誉職として長くやる。これに流れをやはり打破するためにもこの制定されたのではないかというふうにも思っていますけれども、ともかく新しい人を含めて今の人員で心をどうか一つにして、そして教育に当たっていただきたいと思います。以上、要望ばかり申し上げました。

最後に、1つだけ要望で終わらせていただきます。実は通告してございませんが、病院に関連することであります。実は金木のサテライト病院の今後のあり方でございます。鶴田あるいは木造の成人病センターは、それぞれ診療所とはいえ新築という形で前に進んでおりますが、当かなぎ病院については、マスタープランによりますと改修1億円と載っているだけで、さらに内容は何も進んでおりません。置き去りであります。どうかこのつがる総合病院が完成するまでに、かなぎのその形をどうしていくのか。例えばかなぎの病院も非常に老朽化しております。実際に入院室で暖房がきかなくて、ダルマストーブをつけねばだめな状況は御存じなはずであります。そういうことも含めて、今回のその機能再編成によりかなぎの病院議会もなくなりました。住民が声を出すとすればこの五所川原市議会しかございません。そういうわけで何とか意のあるところをおくみ取りいただき、かなぎ病院の改修もこの広域の中で検討していただくように、そしてその検討の途中経過でも次の12月議会には示していただけたら、これにまさる喜びはございません。

以上、要望だけになりましたけれども、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○工藤武則議長 以上をもって加藤磐議員の質問を終了いたします。

次に、21番、木村清一議員の質問を許可いたします。21番。

○21番 木村清一議員 一登壇一

この場に立つのはそれこそ久し振りでございます。近いところでは成田守さんの再選のときに一般質問して以来だと思えます。古くは平成9年になります。26番のところに座っている某議長さんのときであります。自治法第129条2項の規定により、3月の当初予算が流れたということで、私の質問で流れたようですので、それ以来責任を感じて余り質問はしなかったんですけれども、市民からの要望がありまして、最近チェック機能ができていないんじゃないかというぐあいな要望がございまして、その要望にお応えして今回は一般質問の場に立つことになりました。

私は、平成5年の年に初当選しまして、当時は佐々木榮造さんの時代でありました。ゴーゴー五所川原、みず、未来、ルネサンスと、基本計画をつくりまして、ABCまでの計画でありました。ただ、Aまで行って頓挫したわけです。資料はこのぐらいになり

まずけれども、それこそ1億円ぐらいかけて設計したのがそれでありました。それは、大町から1丁目、2丁目をかけて再開発するというものでありました。平山秀直さんの土地もそのときはかかっていたんですけども、残念ながら今は見ることはできません。それから、平成9年になりまして、ヤッテマレ市長が誕生いたしました。大変強引な手法で合併を実現させていったんですけども、道半ばにして病に倒れたというぐあい、その後を引き継いで今の平山市長が誕生したということになります。財政的に大変厳しい財政をやりくりいたしまして、合併特例債、過疎債を有効に活用しまして最近では黒字ということになっております。余りそのとき市長選に出るとき、当時平山さんについて、「平山さんは何もカラーがないのではないか。」というぐあいにしましたら、今は亡き齊藤一郎さんが、「カラーがないのもカラーのうちだと、このパンフレット見てみな、木村や、大黒様みたいに、この顔よくないことはしない。」ということでありましたんで、それも現在に至っているわけです。

前置きはさておいて、これから本題に入りたいと思います。最近原発については大変逆風が吹いております。3.11以来、福島のある状態を見ますと、大変これから50年後、いや、100年はかかるんじゃないかと、目に見えない放射能というその問題が大きいのしかかっております。今現在国政でも民主党の代表選、そしてまた自民党の総裁選挙があります。どの候補者見ても、民主党もそうです。2030年まではゼロを目指す。そういう意見がほとんどです。また、自民党の総裁選挙においてもそうです。まず、推進するという人がほとんどなくなりました。緩やかに減少していくような大筋の話が多くなりました。金曜日の夜になると東京では総理大臣の官邸前にデモがあります。当青森県でも六ヶ所に核燃サイクル施設、そしてまた中間貯蔵施設、東通には原発、大間にも今原発つくっておりますけれども、40%の執行率で今事業が進んでいない状況です。また、むつにも中間貯蔵施設、これは受け入れるか受け入れないかはわかりませんが、今そういう問題に、国が、政府がゼロを目指すような、まだ決定はしていませんけれども、そういう方向にございます。

ところで、市長に聞きたいんですけども、県会議員2期、自民党の党员でありました。そしてまた、市長選についてでも推進の立場のあれで、前の説明ではそうでした。今も現在のあの気持ちと変わりがいいのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

次に、核燃からの補助金です。6,200万円ぐらい当市ではいただいているみたいです。これは、事業申請してそれに対する補助金の状態でもらっているように聞きましたけれども、この原発の交付金というのは助成金でいろんな事業がやられている。特に一番例を言えば五所川原の祭りがそうです。そういったいろいろなイベントがこの原子力の力

によってやっているというぐあいになれば、これは今これだけ批判されている状況の中で、やっぱり今後考えていくべきではないかというぐあいに思いますけれども、これについてはいかがでしょうか。

次に、上下水道の運営について、内容について料金の見直しというのは、剰余金が昨年度でも決算を見ますと2億4,000万円ぐらいあります。通常10億円余りはいつもあるわけです。建設費用トータルしてみますと、前は五所川原市内だけでも2億円ぐらいの、要するに本管の入れ替えですね。ところが、今合併になりまして3億二、三千万円ぐらいになりましたか。当初は4,000万円ぐらい見ていたんですけども、昨年あたり。7,000万円の不用額が出ていると。残りをどう計算しても6億円から7億円のお金が使い道がなくてということになるということですね。花田議員が議員になるとずっと水道の料金を下げてくれというぐあいに話していました。これだけ剰余金を、私も十二、三年ぐらい前かな、監査委員やっていましたので、毎日のように水道から日計が上がります。そうすれば、定期預金にいつもそのぐらいの金額が載ってくるわけです。それからいまだ、まだそういう改善もない。公営企業であるから、その水道料金でそれが賄っていかなければならない。ずっと十何億円も剰余金を生んできて、何の対策もしてこない。この体質についてどう思うかということです。これでも金木と本管をつないで一本にすると、いろんな事業がこれからありますよと明確なその事業内容を示してくれるのであればわかりますけれども、剰余金だけただあるという感じでは、今後の運営の仕方ですね、その扱い方をきちんとしていただきたいと。

それから、遊休地の活用についてです。水道部にはエルムの裏側、南側ですね。要するに土地が、遊休地があります。この活用をどのようにするのか。

それから次に、都市計画の事業について。私が議員になって19年ですか、なりますけれども、それこそあの道路だ、この道路だ、全ての道路がそこで頓挫しております。全然進んでおりません。大町2丁目の開発については、これ我々ももう議員であったころですから、それは進捗しております。今都市計画の中でやっているのはここ1カ所だと思います。あとはみんな20年、30年たなざらしにされております。網のかけられた人はどうするんですかと、家もほごされない、そういう状況に置かれている人が何人もいる現状です。その対策を今後どのように進めていくのか、その辺もお聞きしたいと思います。

それから、3月の当初予算に南部地区土地区画整理事業4,600万円と予算がついております。区画整理事業はたしか2年前に終わった事業だと思います。何で今一体この事業が4,600万円の予算を使ってやられているのか、その辺の中身をお聞きいたしたいと思

ます。

次に、街づくり会社の駐車場の貸し付けについて、契約内容についてでございます。管財と水道部にそれぞれあると思いますので、この中身についてお知らせ願いたいと。

きょうは大変暑いです。爽やかに質問したつもりではございますので、爽やかなお答えをいただきたいというぐあいに思います。

○**工藤武則議長** ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○**平山誠敏市長** ただいまの木村清一議員の質問にお答えいたします。

確かに私は、平成11年4月から平成18年6月まで青森県議会議員として県政に携わり、平成18年7月より本職を拝命しておりますが、昨年3月11日に発生した東日本大震災と、それに伴い発生した福島第一原子力発電所の事故を境に、将来に向けたエネルギー政策の根本的なあり方が問われているものと認識いたしております。

現在の原子力政策に関する私の考え方につきましては、電力の安定供給を基本としながら施設や施設周辺の安全を確保することが最優先であると考えております。その上で、原子力発電施設を含め、国民生活に必要な電力を確保すべきであると考えております。

以上でございます。

○**工藤武則議長** 財政部長。

○**佐藤 明財政部長** 原子燃料サイクル事業推進特別対策事業の事業内容と今後の活用についてお答えいたします。

原子燃料サイクル事業推進特別対策事業は、原子燃料サイクル施設の立地を契機とした地域振興策の一環として、平成6年度から財団法人むつ小川原地域・産業振興財団が、電気事業連合会からの寄附金を財源として行う事業であります。現在21年度から25年度までの第4期目の実施期間に当たっており、本市への助成予定額は、拡充枠を含め5年間で総額2億6,440万円、平成24年度は6,488万円となっております。

主な活用先としまして、これまで立佞武多開催費補助事業、仁太坊まつり開催費補助事業などとなっております。拡充枠につきましては、今年度「立佞武多の館」展示室のターンテーブル等改修事業に充当することとしております。厳しい財政状況において、これまで本市の地域振興に資する貴重な財源として活用してきたところであり、今後とも本助成金を含め、あらゆる財源を有効利用しながら、本市の福祉向上に努めてまいりたいと考えております。

○**工藤武則議長** 上下水道部長。

○**對馬隆博上下水道部長** 剰余金と積立金の内容についてお答えいたします。

剰余金に関してですが、これまでの決算として利益剰余金の額は平成19年度が1億6,110万372円、平成20年度が1億6,912万8,217円、平成21年度が2億2,840万1,209円、平成22年度が2億5,023万5,189円、そして今回の平成23年度における決算においては2億4,671万3,224円となりました。

次に、積立金の内容に関してですが、各年度で生じた利益剰余金を減債積立金及び建設改良積立金へ積み立ててきました。平成23年度決算における未処分利益剰余金2億4,671万3,224円については、減債積立金へ処分案をしております。建設改良積立金については、同決算において8億4,318万4,102円となっております。平成23年度決算における積立残高に当年度未処分利益剰余金額を含めると、10億8,989万7,326円となっております。

なお、積立金の使用は、減債積立金については企業債の償還に充てる場合、建設改良積立金については建設改良工事に当てる場合に、それぞれ取り崩すことができるものとされております。そのため、資本的収入が資本的支出に不足する場合に、補填財源として使用することとなります。

続きまして、剰余金の使い道、料金の見直しについてお答えします。剰余金は、一連の企業経営の中で利益として保留される部分のもので、自主財源として運営の状況を判断する一つとなります。水道事業において、基本的な計画を策定しながら効率的な経営を目指すため、負債や施設経費、工事経費などのさまざまな将来的状況を考慮しながら積み立てを実施しております。これらの積立金は資本的収入が資本的支出に不足する場合に補填財源として使用することになります。今後老朽施設の更新も含め、建設改良に伴う経費が増加することが予想されております。これらの経費について、企業債の申請が必要となると思われませんが、将来負担率の安定を図るためにも、積立金を使用していくことは必要不可欠と考えております。

料金の見直しにつきましては、さきの質問でも答弁いたしましたとおり、平成25年度中には料金の統一、見直しを提案してまいりたいと思っておりますので、御理解くださるようお願いいたします。

次に、遊休地の活用についてお答えいたします。南部地区土地区画整理事業により水道用地として引き渡しを受けた土地に関しましては、本来の事業計画の用地としての活用に至らないものとなりましたが、エルム街に隣接する土地の部分につきましては、引き渡し前に五所川原街づくり株式会社にお客様の駐車場として貸した経緯もあり、平成24年4月に上下水道部として、引き続き同様の形で貸し付けをしているところで、新たに使用の許可をしたところであります。

また、排水路を挟んだ南側の土地に関しまして、同様に貸し付けする予定で検討しております。同土地については、活用を検討していた折、街づくり会社より現在同社が社員駐車場として市から借り受けている土地が使えなくなることから、土地の貸し付けの打診が来ているものです。時期としましては、現在借用地が使えなくなる平成24年度中に、面積も約1.2ヘクタールを貸し付ける予定でありますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

それでは、街づくり会社との契約内容についてお答えいたします。上下水道部が街づくり会社へ貸し付けている土地につきましては、五所川原市唐笠柳字藤巻66番地3地内の3,006平米、並びに同所907番地7の318平米となっており、合計3,324平米を駐車場用地として貸し付けております。貸付期間につきましては、平成24年4月1日から平成25年3月31日までとなっております。貸付料金につきましては、当該土地の評価額の1平米当たりの単価に貸付面積を乗じ、さらに使用料算定率4%を乗じて算出しておりますので、1平米当たりの単価1万6,400円で、貸付面積3,324平米を掛け、4%を乗じて貸付価格は218万544円となっております。

○工藤武則議長 建設部長。

○菊池 司建設部長 今後の都市計画道路の整備方針についてお答えいたします。

都市計画道路は、安全で円滑な交通の確保や防災機能の向上など、都市の発展を誘導する市街地形成に欠かせない基本的な社会資本であり、本市の将来を支える必要な都市基盤として着実な整備が望まれるところであります。しかしながら、これまで財政面や整備の優先度から、事業に着手ができない路線が存在してございます。都市計画道路の整備状況は、平成23年度末で、決定延長約37.7キロメートルのうち約25.4キロメートルが改良済みであり、改良率は約67%となっております。現在は平成25年度完成予定のつがる総合病院建設に伴い、緊急車両及び一般車両の円滑な交通に支障が生じないように、3・5・2号湊・寺町線の南小学校交差点に右折レーン設置工事及び乾橋に接続する3・5・3号唐笠柳・田川線の拡幅工事について、道路事業により整備を進めております。

また、近年エルムの街ショッピングセンター周辺において、交通量の増加による渋滞が見られることや、現在建設中のホームセンター開店に伴う交通量の増加が予想されることから、これに対応する都市計画道路の整備実施に向けて検討しているところでございます。

今後につきましては、都市計画決定以降、長期間にわたり事業に着手されていない都市計画道路は、路線ごとに機能評価を実施し、継続、変更、廃止について検討するとともに、整備の緊急性や必要性の高い路線については、着手すべき路線を明らかにした上

で、段階的に整備していく方針でございます。

次に、南部地区土地区画整理事業の換地処分後の工事についてお答えいたします。南部地区土地区画整理事業は、昭和58年度から平成28年度までの施行期間で事業を実施しており、土地登記簿が確定する換地処分を平成22年8月に行い、現在は清算金の徴収事務を主たる業務として作業をしているところでございます。現在土地区画整理事業の関連工事として実施しております南部地区73街区進入路整備工事は、二本柳排水路により分断されている上下水道部用地の接道確保のために行っております。この工事に至る経緯については、上下水道部用地は、旧十川河川改修事業による土地交換に伴い、二本柳排水路を含む南部地区土地区画整理事業区域内外にまたがる形状となっておりますが、維持管理上、二本柳排水路と上下水道部用地を明確にする必要がありましたので、土地区画整理事業区域内の土地登記簿が確定する換地処分後に確定作業を着手したものでございます。

また、確定作業に先立ち、五所川原市南部土地改良区の精力的な働きかけによりまして、事業が実施された県営二本柳地区かんがい排水路事業により、水路の形状並びに敷地が確定されましたことは、確定作業を円滑に進める上で大きな要因でございました。本工事は、上下水道部用地ではありますが、南部地区土地区画整理事業に関係する工事として実施していることに御理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○工藤武則議長 総務部長。

○小田桐宏之総務部長 五所川原街づくり株式会社への駐車場貸し付けについての契約内容についてお答えします。

中央4丁目130番地のうち、8,416平方メートルを平成24年4月1日から平成24年10月31日まで貸し付けしているものであります。貸付料につきましては、土地評価額の4%とし、10月31日までの日割り計算により算出し、326万5,725円となっております。

○工藤武則議長 21番、木村清一議員。

○21番 木村清一議員 私、市長に原発の考え方として、この五所川原市の首長としてどう思うかというぐあいにはただしたわけなんだけれども、それというのは、要するに事故が起きれば風評被害ですね。これ今実際核燃の施設、原発もそうですけれども、要するにやませ地帯に位置されているわけです。その事故があれば、やませの状況によってはこっちもかなりの被害を受けるという可能性があるわけです。それについて、風評被害ですか、これは相当な影響を受けるわけです。なおさら市長が、1次産業を大変重視しておられる政策でございますので、その意味であなたの五所川原市長としての立場を明確にさせていただきたいというぐあいに思ったから答弁願ったわけです。昨年あたりでも

台湾にりんごが輸出できなかったということもあります。そういった面でどのように考えているのか、再度お願いしたいというぐあいになります。

それから、水道事業所の、余り説明長かったのであれですけども、この貸しているところの、要するにホテルの隣だね、その隣接しているところ、これたしか街づくり会社の開発のとき16町歩の開発しているわけです。そのところの3%と言えば約5,000平米、5反歩ですね。これが緑地というぐあいにしていなきゃならないのが、どうしてふたあけてみたら駐車場になっているのか。これ都市計画法上には緑地を3%設けなければならない。ただ、5万平米以上、5町歩以上は1,000平米の公園もしくは緑地を必ず設けなければならないというぐあいに第33条にうたっているわけですけども、明らかに法律違反しているのじゃないですかと。

それから、緑地についてですけども、南側の今の水道事業所の土地のところ緑地を今設けているわけですけども、それはどういうわけで設けているのか。

それから、今まで水道事業所でないところに、土地ばかりしたという話でしたけれども、これ貸すに当たって基礎的なものは何で算出しているのか、その辺のところもお聞きいたします。建設部長が言うように、そこに何ぼ地区か整理事業の仕事が残っているようなさまに私聞いたんですけども、これはあくまでも水道さんで言ったでしょう、駐車場に貸す予定だと。それではあなたたち、エルムに貸す駐車場に橋つけてやっただけの話じゃないか。こう勘違いされても間違っていないと思う。私の勘違いですか。私は、最初からこれは駐車場があそこ消防建つところでなくなりますから、そちらにどうぞと、橋もつけてあげますと、それに対して橋そのものは別に合併特例債とか過疎債使っているわけじゃない、市の税金そのまま100%でしょう。何も都市計画法どうのこうのとか、起債目的も何もない。100%で街づくり会社に土地を、要するに橋をかけて便宜を図っている行為になるんじゃないんですか。これについての御答弁をお願いします。

それから、駐車場について、市では駐車場用地として街づくり会社に貸していると。その街づくり会社が従業員に対して3,000円でしたか、3,200円ですか、貸しているわけです。これは又貸しということになりませんか。あなたたちが知らないと言ったって、街づくり会社が従業員からお金取っているのは事実なんですよ。それ否定するんだか否定しないかわからないけれども、そうすれば又貸しということになりませんか。監査委員もそれについてはあれです。

それと監査委員には、緑地を駐車場にして現在までそういうぐあいになっていたということのそのあれも、監査委員としての御意見をいただきたいというぐあいになります。

それから、先ほど水道部では単価について詳しく説明していただきましたけれども、

これ今200幾らでしたか、これ今現在の路線価格というものはどういふぐあいになっているのか。これ算出するに何を基礎として駐車場を算出しているのか。法務局にホテルの隣、市役所で貸し出ししているのです。それが路線価格で貸し出ししているのです。平成22年、23年の見直しで、また路線価格変わったから見直しで契約しているでしょう。どうしてエルムだけは昔どおりの貸付料なんですか。これについて、この程度に2回目はしておきます。

○工藤武則議長 市長。

○平山誠敏市長 木村清一議員の再質問でございますが、福島原発事故の風評被害は大変大きなものでございました。この地方よりもむしろ誰も入れなかった福島県内の会津若松とか、あの周辺はこの地域でもさらに大きかったのではないかと感じております。第1次産品はもとより観光についても大変な大きな影響がございました。そこで、質問の内容はということなのか、原発をなくせということなのか、それはわかりませんが、ただ日本そのものの立場からいきますと、これまで資源少国ということでものづくりということで国をつくってきましたし、その中で一番の基礎になるのが電力の安定供給であり、さらにある程度単価の安い電力供給がその基礎になるものと思っております。確かに将来的にこれから自然エネルギー、エコエネルギーがもっともっと普及して効率がよくなった時点では、また時代が変わってくると思いますが、今の時点ですぐこんなもの、原発とめてもらって果たして日本の国が成り立っていけるのかどうかということも考えなくてははいけませんし、原発をやめるということは原子炉を解体して放射能に汚染されたものをどう最終処分するのかと、そういう技術もしっかり確保していかなければゼロにする意味が何もないということでございますので、これからはその最終処分の技術力も高める努力もする必要があるのではないかと感じております。

最近の風潮を見ますと、確かに今でもすぐ原発やめろという声のほうが大きいようですが、ただ果たしてそれで今の日本の国民の暮らしが持っていけるのか。現に海外競争に敗れてシャープも大変な状況でございますし、五所川原市のルネサス、幸い富士電機に買収されましたが、鶴田の工場はまだ売却になるのか、廃止になるのか、続行するのかわからないと。そういう廃止になった場合に、鶴田の工場だけでも350人の雇用があると。多分半分以上が五所川原市の人が多いのじゃないかと思っております。そういうことも考えますと、単純に全て反対でいいのか。やはりもうちょっと冷静に幅広く検討しながら議論していく必要があるのじゃないかというふうに思っております。

○工藤武則議長 建設部長。

○菊池 司建設部長 緑地を駐車場にしていることについてお答えいたします。

緑地を駐車場として利用していることにつきましては、五所川原市財産規則第20条の行政財産の使用の許可により貸し付けをしております。行政財産の使用の許可につきましては、地方自治法第238条の4第7項により、行政財産の本来の用途または目的が阻害されない限り、行政財産の効率的利用の見地から見て、その用途または目的以外について使用を認めることが適当である場合には、行政上の許可処分として使用させることが認められると考えております。緑地につきましては、環境の保全、災害の防止、当該区域の利用者の利便性を確保するため必要なものでありますが、今回の駐車場の利用につきましては、これらの用途または目的を妨げない限度であると判断いたしましたので、都市計画法上違反していないと認識してございます。

次に、上下水道部の土地と交換して緑地を設置したのかという御質問でございます。エルムの街開発行為に伴う緑地は、行政財産使用願による駐車場として貸し付けしている部分も緑地として存在しておりますが、南部地区土地区画整理事業換地処分並びに二本柳排水路整備を機会に、五所川原市で開発行為を行ったエルムの街の緑地の一部を青森県住宅供給公社で開発した、はるにれ団地の緑地へ隣接させ一体化を図ることから、上下水道用地と緑地の土地交換を行ったものでございます。

なお、緑地の位置変更につきましては、平成21年12月に青森県主催で行われた開発行為の説明会で状況を相談したところ、開発行為を行った部分と隣接していること、緑地の所有権者は五所川原市であり、設定された緑地面積が確保される等により位置の変更については問題がないとの回答をいただいております。

それから、市の予算で上下水道部の土地への通路を設置するのかという御質問でございますが、先ほどの答弁と重複する部分もございしますが、上下水道部用地につきましては仮換地の形状が不整形であり、かつ二本柳排水路で分断されている状況を踏まえ、南部地区土地区画整理事業の関連工事として橋梁部分を含めた進入路の築造を実施したものでございます。また、本年度進入路を施工しておりますことにつきましては、平成23年12月に二本柳排水路の流末部分が県より市へ譲渡されたことによるものでございます。

以上でございます。

○工藤武則議長 監査委員。

○山本将雄監査委員 街づくり株式会社への駐車場貸し付けの件についてお答えいたします。

五所川原市中央4丁目130番地内の土地8,416平方メートルについては、賃貸人五所川原市と賃借人五所川原街づくり株式会社との間で土地賃貸借契約を締結しており、契約書第3条において用途を指定し、賃借人は、貸付物件を社員駐車場の用途にみずから使

用し、それ以外の用途に供してはならないと、こうなっておりますが、これは契約書どおりの用途に使用されているところであります。

また、五所川原市大字唐笠柳字藤巻66番地3地内並びに同所907番地7の土地3,324平方メートルについては、五所川原市長が申請者五所川原街づくり株式会社に対し、使用について使用者は駐車場の用に供するものとし、この目的以外に使用し、または使用権を譲渡し転貸し、もしくは市長の承認を受けないで使用財産の原形を変更してはならないと条件を付して許可し、指定どおりの用途として使用されているところでありますので、どちらも問題ないと考えております。

○**工藤武則議長** 総務部長。

○**小田桐宏之総務部長** 管財課が街づくり株式会社へ貸し付けしています土地の貸付単価の内容について説明いたします。

貸し付けしている駐車場の単価であります。平成23年度固定資産税評価額は1平方メートル当たり1万6,546円です。その評価額に五所川原市行政財産使用料徴収条例によります係数100分の4を掛けた値が貸付単価となります。

以上でございます。

○**工藤武則議長** 21番、木村清一議員。

○**21番 木村清一議員** 又貸しでない、監査委員そういうぐあい言った。実際の話、エルムの従業員はみんな借りているわけですよ。お金を払っているわけですよ。民法上対価を払うということになれば契約が成立しているということでしょう。監査委員、それちゃんと確かめたんだか。あなた、それに責任持てて言えるんだか。住民監査請求を受けたらあなたそれで対処できるんだか。あの……

○**工藤武則議長** 木村議員、爽やかに、爽やかに質問してください。

○**21番 木村清一議員** 大変失礼をいたしました。

例えば路線価格です。ホテルの前あたり2万8,000円の路線価格です。契約が1万6,800円の計算です。これどう見てもどこに根拠が、我々が見るんでは路線価格を見るんだけど、例えば消防のつくるところのあの土地でも1万二、三千円だったか、路線価格は。その計算すれば、もうエルム、街づくり会社は五所川原市に300万円から400万円、いや、下手すればもっと払わなければだめだ。法務局との契約のとおりでやればもっと払うのが常識でしょう。この街づくり会社って経営状態見たら結構いいですよ。毎年10億何億の剰余金出している。そしてまた、平成9年のときにあれだけもめて、議会まで流してもめた。そのエルムも今完成してできている。そのとき8億円の資本金でやった。今4億円ですよ。市長、あなたも前に社長やったところの会社も株100株持って

いた。それだけ利益が出てきているんですよ。それで、何でそう恩恵をやらなきゃならないかと。やっぱり公平に、我々の市民の財産をあなたたち行政の人間として、公平にやっぱりそういうぐあいになければどうするんですか。その会社だからとか、この会社だからとかではなく、あそこの会社一体60億円も70億円も投資させてもうけていくのは当たり前の話だ。もうけたらもうけたで市民にやっぱり還元していくのがそれは筋でないか。相も変わらず五所川原市のすねかじっていくのか。その態度がだめだということよ。やっぱり公平にきちんとしたもの、算出方法もきちんとしたもので設計してくださいよ、契約してくださいよ。どう見ても不公平じゃないか、これなら。法務局の契約と駐車場の契約と隣同士だ。どうして片方1万円高くて片方は1万円少ないの、平米当たりな。坪当たりなら3万円もする。そこを公平に市政運営して行ってくださいよ。市長もこれから今統合病院、そしてまた消防、そしてまた中央小学校と、今新しい市役所を建てると言うのであれば、歴史に残る五所川原の大市長になる可能性もありますので、どうかひとつ肝に銘じて市政運営をしていていただきたいと。

3回目の質問を終わります。

○工藤武則議長 市長。

○平山誠敏市長 ただいまの木村清一議員の質問を聞いておりますと、朝方のエコノミックガーデニングの思想とは大分違うなという意識を持ちました。街づくり会社、地元で第三セクターで出発したわけですが、全国でもほかにないような大成功をおさめておりますし、それはやはり葛西社長を初め、スタッフの皆さんがそれだけの努力をされてきたものと、こう思っております。やはりこういう企業は市としても協力して育てていくべきだと思いますし、やはり企業としては大いに利益を上げて、法人・市民税をたっぷり払っていただければ、その分市としても大いに潤いますし、仮に500人、600人の従業員を雇用している実績があるのであれば、それでも五所川原の発展に寄与していただいているということで、けさほどのああいう理想のもとで五所川原市内の優良な企業は大いにもうかるように指導、協力していくべきではないかと思っておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

○工藤武則議長 以上をもって木村清一議員の質問を終了いたします。

◎散会宣告

○工藤武則議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時33分 散会

平成24年五所川原市議会第3回定例会会議録（第4号）

◎議事日程

平成24年9月12日（水）午前10時開議

第1 一般質問（2人）

19番 福士 寛美 議員

15番 松野 武司 議員

第2 議案第75号 平成23年度五所川原市一般会計歳入歳出決算の認定について
から議案第104号 青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてまで

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（25名）

1番 花田 進 議員	2番 鳴海 初男 議員
3番 山田 善治 議員	4番 工藤 武則 議員
5番 山田 和宗 議員	6番 木村 慶憲 議員
7番 成田 和美 議員	8番 吉岡 良浩 議員
9番 伊藤 永慈 議員	10番 山口 孝夫 議員
11番 木村 博 議員	13番 秋元 洋子 議員
14番 稲葉 好彦 議員	15番 松野 武司 議員
16番 寺田 武造 議員	17番 桑田 茂 議員
18番 阿部 春市 議員	19番 福士 寛美 議員
20番 加藤 磐 議員	21番 木村 清一 議員
22番 川浪 茂浩 議員	23番 磯辺 勇司 議員
24番 平山 秀直 議員	25番 三潟 春樹 議員
26番 葛西 収三 議員	

◎欠席議員（1名）

12番 古川 幸治 議員

◎説明のため出席した者（26名）

市長	平山誠敏
副市長	三上裕行
総務部長	小田桐宏之
財政部長	佐藤明
民生部長	高橋勇公
福祉部長	工藤勝
経済部長	島谷淳
建設部長	菊池司
上下水道部長	對馬隆博
会計管理者	岩川静子
教育委員長	阿部育也
教育長	長尾孝紀
教育部長	福井定治
選挙管理委員会 委員長	白川昭麿
監査委員	山本將雄
監査委員 局長	前田晃
農業委員会 会長	斎藤靖裕
農業委員会 局長	小山内洋一
総務課長	岩崎明彦
財政課長	三橋大輔
国保年金課長	船水寛
保護福祉課長	長尾功一
商工観光課長	古川貞治
土木課長	蒔苗司
上下水道部 総務課長	今眞
指導課長	野呂良人

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長 佐藤文治

次 長 浅 利 寿 夫

◎開議宣告

○工藤武則議長 おはようございます。ただいまの出席議員25名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号により進めます。

◎日程第1 一般質問

○工藤武則議長 日程第1、一般質問を行います。

質問は再質問を含め3回までとなっておりますので、質問、答弁とも簡潔明瞭にお願いいたします。

それでは、19番、福士寛美議員の質問を許可いたします。19番。

○19番 福士寛美議員 一登壇一

おはようございます。政和会の福士寛美です。第3回定例会に当たり一般質問をさせていただきます。

まず、教育行政について、その中のいじめ問題について質問いたします。子供たちは皆、いつかはあんなことを、こんなことをしてみたい、あんな人になりたい、このような人になりたいと、程度の差、違いはありつつも夢や希望を持って勉学に、部活動に励んでいます。その児童生徒が、決して許されないいじめによってみずからの命を絶つという、まさにやり切れない、実に痛ましい事件が相次いで起きています。今年5日にも札幌市で中1の男子生徒がいじめを訴えるメモを残して命を絶ちました。また、7月には生徒のみならず、いじめに取り組んでいた学校長の自殺も報道されたところであります。

さて、滋賀県大津市で起こったいじめによる中2男子の自殺事件で、学校や教育委員会の対応に問題があったと大きく取り沙汰され社会問題化いたしました。そのような背景からでしょう。県内各地で開催された少年防犯弁論大会で、いじめを苦しめて自殺した同世代の男子生徒のことを引き合いに意見を展開し訴えた生徒が何人もいたようであります。このことは大津市の事件ばかりでなく、いじめによって自殺の道を選ばざるを得なかった同世代の死は、本県の生徒たちにとっても大きな衝撃であったでしょうし、自分たちの問題ともしていることのあらわれでありましょう。

マスコミや各種雑誌等で伝えられたように、大津市の自殺事件は昨年10月11日に起き

ました。その年の9月の体育祭でいじめグループによる少年への乱暴が目撃され、学校が女生徒からの報告を受けていたといえます。10月にはトイレでの暴行を知った担任の教師が、けんかとして不問に付していたといえます。また、少年の両親が、少年が金遣いが荒くなったとき2度学校へ相談に行っているのですが、学校側の対応がなかったといえます。そして、大津市教育委員会では事件発生後にアンケート調査等を行い、いじめがあったとの結果にもかかわらず、いじめと自殺の因果関係なしとして11月、事件発生から3週間で調査を打ち切りにしたと伝えられております。その後、自殺から9カ月の間、いじめの実態調査が伏せられてきたのが、スクープによってそれが知れ渡り、大きく取り沙汰されたのは御承知のとおりであります。いじめは決して許されないことではありますが、どの子にも、どの学校でも起こり得る可能性をはらんでいるものであり、現に今もいじめに苦しんでいる子供がいるかもしれません。

そこで、質問いたします。文科省によると2010年度の小中高、特別支援学校におけるいじめの認知数は、その前の年よりも2,500件増の約7万5,000件と報告されております。そして、けさの新聞では2011年度の数字が発表されました。いじめ認知数7万231件で、本県では791件と報道され、また自殺した小中高生は200人になり、前年より44人ふえ、原因は、不明が115人、父母の叱責が24人、進路問題について自殺した子供が20人、いじめは4人と発表されております。文科省では200人と報告しているのですが、内閣府や警察署の統計では2011年1月から12月まで353人が自殺していると、その文科省と内閣府、警察署との数値に開きが大きいのは、統計調査の見直し等が必要とされるところではないかと思えます。

そこで、本市のいじめ認知件数とその内容、例えば傷害とか恐喝とかいろいろあったかと思いますが、その実態はどうであったのか、お伺いいたします。

2点目として、事件がわかった時点、発覚した時点で、学校、市教育委員会はどのような対応をしてきたか、その流れについてお伺いいたします。

3点目として、大津市の件を受けて子供たちに学校に対し教育委員会としてどのような対応をしてきたのか、またアンケートを実施したとのことですので、どのような結果であり、その結果をどう受けとめていたのか、まずお伺いいたします。

次に、道路行政について質問いたします。昨年8月閣議決定され、今年1月導入となった地域維持型契約方式導入について伺います。一昨年度、昨年度と連続の豪雪でした。その除雪作業を請け負った業者一、二の方から、除雪をやってもうまいところがないと、来年からはやめたいなどの声が聞こえてきました。冬場の除雪のため、作業量にかかわらず機械や人を確保しておかなければならず、それでも好景気のときは夏場に受注でき

たほかの工事によって経営をカバーしてきたのが、公共工事が激減した今は大変だとのことでもあります。そのような状況は国交省のほうでも把握しており、この地域維持型契約方式を導入し決定したところでもあります。この方式は、御承知のように除雪や道路管理など複数の業務や工区等の発注を一括で行う新たな契約方式ですが、複数の工区だけでなく複数年にわたる契約や、中、小の建設業者による共同企業体での受注も可能とのことであり、業者にとっては人や機械、機材の調達がしやすくなり、コスト削減にもつながり、経営の見通しが立てやすいなどのメリットがあるように思われます。夏場の仕事を手広く受注することができる大手業者二、三社のひとり勝ちではなく、中小の業者も経営を維持していけるような形、仕組みを考えるべきかと思うのですが、少人数の社員、雇用者を抱える中小業者、そこにもそれぞれ家族がいます。その人たちもいるからこそこの地域、五所川原市が形成されているのであります。この方式の導入は、不況にあえいでいる業者のある程度安定的な経営にもつながり、育成にもつながると思うのであります。

導入の可否について質問し、1回目の質問といたします。それぞれについて簡潔にお答えいただきます。

○**工藤武則議長** ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○**平山誠敏市長** ただいまの福土議員の地域維持型契約方式についてお答えいたします。

地域維持型契約方式は、国土交通省による地域維持事業の担い手を確保する方策の一環でございまして、平成24年度から請負業者不足対策として導入しているものでございます。この契約方式につきましては、国土交通省によりますと平成24年5月1日現在14道府県1政令市で導入されており、本市としては除排雪委託の契約方式や包括する道路、河川の維持管理などの範囲まで広げるかの課題もあるため、既に導入しております国、県を参考にしながら、有効と判断された場合に導入を考えてまいりたいと思っております。

○**工藤武則議長** 教育長。

○**長尾孝紀教育長** まず最初に、市内小中学校のいじめの認知件数についてお答えします。

各校のいじめの認知件数については、毎年、年度末に文部科学省及び青森県教育委員会から依頼されている児童生徒の問題行動と生徒指導上の諸問題に関する調査により、市内小中学校から報告を受けております。この調査結果から、平成22年度、23年度のいじめの件数等についてお答えします。平成22年度のいじめの認知件数は、小学校4校で4件、中学校4校で28件となっております。平成23年度は、小学校3校で5件、中学校

5校で44件となっております。

また、このたびの大津市のいじめ問題を受けての文部科学省の緊急調査では、本市は8月末現在で、小学校1校で1件、中学校4校で24件となっております。いじめの態様については、小学校では冷やかし、からかいが1件、中学校では冷やかし、からかいが14件、軽くぶつかられたり遊ぶふりをしてたたかれたりが3件、たたかれたり蹴られたりが4件、嫌なことをさせられるが3件、パソコンや携帯電話等の誹謗中傷が1件となっております。教育委員会では、この調査の結果を受け当該校に聞き取り調査を行った結果、小学校1件は解決済み、中学校24件のうち18件は解決済みで、6件については未解決となっております。現在指導を継続中でございます。

次に、いじめに対する学校及び教育委員会の対応についてですけれども、各学校では定期的にいじめについてのアンケート調査を行い、その調査結果に基づき、児童生徒と学級担任等との個別の教育相談を行い、子供の悩みや不安などの早期発見、早期対応に努めております。

具体的には、いじめが認知された場合は、学級担任が双方への教育相談を行い、事実関係の把握と原因究明に努め、よりよい人間関係が構築できるよう保護者との連携を含めた個別指導を行うとともに、いじめ問題が解決できるまで全教職員が共通理解、共同体制のもとで指導に当たっております。いじめの概要については、教育委員会に報告することになっており、教育委員会は報告に対して聞き取り調査を行い、状況に応じて指導助言に当たっております。

また、教育委員会では平成18年3月に、いじめ対策を含んだ生徒指導危機管理の手引を配付しているほか、毎年学校教育指導要覧を作成し、いじめ問題については危機管理意識を持って未然防止、早期発見、早期対応に努めるよう重点事項を示しております。

さらに、児童生徒の心のケアに万全を期すためにスクールカウンセラーの派遣、五所川原市子ども110番電話相談の開設など、問題解決に向けた支援も行っております。

教育委員会では、今後とも市内小中学校長会と定期的に情報交換するなど、連携を密にして情報把握や指導助言に努めてまいります。

以上です。

○工藤武則議長 19番、福士寛美議員。

○19番 福士寛美議員 建設部長のほうからも何か市長と変わった答弁があるかなと思ったりもしていましたので、市長のほうから今後検討していきたい旨の答弁がありましたので、それでは2回目の質問をさせていただきます。教育長さん、市長、そしてまたそれぞれについて詳細に御答弁ありがとうございました。

いじめ問題についてなんですが、件数とか一般的に、これは小突いたとかなんとか軽いように外部がそういうふうに見ていても、受けた本人はまた違った捉え方をしているというケースもあるわけでありまして、ですからその辺については、教育長さんの答弁の中で双方を指導し、またこれ解決するまで個別指導をしていると。そしてまた、これまで報道されている大津市の場合ではないんですが、別なケースなんかで指導に当たって、特に小学校なんかは学級担任が自分の学級を全部管理するというような思いを持っている先生もいたりして、自分で解決しようと、そういうことからだんだん、だんだんいじめの根っこが深くなっていった大変な事態になっているケースも伝えられております。ですが、当市の教育委員会の指導としては、各学校に共同体制でもっていじめを最後まで解決するまで生徒たちを指導していくという姿勢を聞いて大変心強く思ったところであります。そしてまた、平成18年と言いましたか、いじめに対する手引書等をつくって配付して、学校側にいろいろ指導され、そしてあとは認識を一つにしているというようなことで、大変好感を得たわけであります。

それでは、大津市の中2の男子が自殺した問題などを受けて、これも今月に入ってからですか、新聞報道などで文科省はいじめ問題の総合対策を発表いたしました。そして、外部からの専門人材の活用をして、いじめ問題アドバイザーとか、それから全公立中学校へスクールカウンセラーの配置をすると、そのことによって早期発見に力を入れる。そしてまた、24時間いじめ相談ダイヤル番号を記したカードを全生徒に配付し所持させるというようなこと。これは今まで国主導でこういうようなケースになったのはまれでないのかなと、今までは教育委員会とか地域の県、市の教育委員会にこの主体性を持たせてやってきたところ、今国主導ということになったわけですし、この辺について、なかなか国の方針に対して私の意見はどうだとか、委員会としての意見はどうだとかなかなか言いづらい部分もあるかと思えますけれども、現時点でこの件に関して教育長さん、どのように感じているか、ひとつ率直な御意見を賜ればというふうに思います。

次に、学校教育法第35条に、ほかの児童に傷害や心身に苦痛または財産の損害を与える行為と、ほかの児童の教育に妨げがあると認める児童があったときに出席停止を命ずることができるかとあります。このことについては平成13年に文科省のほうから、出席停止制度の運用のあり方について通知も出しているというようなことも、いろいろ調べているうちにわかりました。この制度を今月に入ってから5日でしたか、7日でしたか、テレビや新聞等でも報道になりました。東京の品川区では、いじめを繰り返す子供にこの制度、出席停止の制度を適用する方針を決めたところであり、そしてその区域内の小中学校全教員に説明を既にされているわけでありまして、教育現場からすると、教育長さんも

それこそ今なる前、数年前までは現場にいらした方であります。教育現場でこれまで適用に、この制度を適用するのに慎重であったわけですが、このことはいじめ、この制度を使うんだと、制度にのっとなって事態によっては出席停止もあり得るよということを公表することによって、それが生徒たちのいじめ抑止にもつながることでもありますし、繰り返されるいじめが自殺に至っている現実を目の当たりに見るときに、事態によっては適用すべきかと考えるわけですが、これに対する率直な御意見を伺いたいと思います。

そしてまた、出席停止した子供、この当人に対しては決してこの制度は懲戒制度ではないと。そして、いろいろ伝えられるところによりますと、出席停止にした子供に対してもその期間中、別に義務教育、小中学生義務教育なわけですから、別な形で勉強や指導をしていくというようなことを今後いろいろと検討しつつっていくということも伝えられておりますので、ひとつ学校で義務教育を受けている、それこそまじめにやっている子供たちを保護すると、保障すると、義務教育を受けるそれを保障するという意味合いでもこのことは必要なことではないのかな、時と場合によっては必要ではないかと考えますので、ひとつその辺についての考え方をお聞きしたいと思います。

3点目ですけれども、これは今年の春にテレビでチャイルドライン支援センターの活動について放映されました。友人など人間関係、いじめとかに遭った子供たちがなかなか担任や保護者に相談できないでいる子供がいたりもしますし、相談できる相手を見つけにくい子供もいるわけです。そして、この悩みを聞ける電話によるチャイルドラインは、ただ耳を傾けてほしいと願う子の話し相手として子供からの声を受けとめている団体であって、この実施団体の多くが各地の教育委員会とつながり、行政と連携している事例も多数あるようであります。これとの連携についての考え方をお聞きしたい。ただ、文科省のほうで子供のいじめ相談、これは全生徒にその番号を記して所持させると、配付するというようなことも伝えられておりますけれども、このチャイルドライン、やっぱり行政の中でなくてNPO法人なんですね。話しやすいということもあるのか、これまで1年間に24万件のその電話相談があったそうです。全部がいじめというわけではないんです。この組織については、ちょっと問い合わせしたところ、青森市にもあるというようなことも伺っていました。ですから、いろんな子供たちが話をして相談できるところがいっぱいあっていいと思います。その子供、子供によって状況が違うわけですので、ここに電話したけれども、いい回答が出ない、じゃこっちに電話してみようとか、そういうこともあっていいと思いますので、その辺の連携についてどう考えるか、ひとつお聞かせいただきました。

そして、このチャイルドラインに電話した子供が話しして安心できてほっとしたと、

一緒に悩んでくれたとか、それから親身になって聞いてくれて元気になれたとか、子供たちがそれぞれ元気づけられていると。そして、これに、ここにそれこそ電話した子供が成人して、そして今そのチャイルドラインの受け手側のスタッフにもなっているということも伺っています。ひとつどういう、これを使って連携をしていってはどうかと思うので、そのことについてお伺いしたいと思います。

それから、市長のほうから地域維持型契約方式についてお答えいただきました。市長が言いましたように、今現在、5月1日現在で、14都道府県で包括的な契約を実施していると、これは北海道、本県も含んでのことです。そんなことでこの管内、現在は管内の業者で除雪等も賄っていることができますけれども、なかなか経営状態が厳しいということから撤退する業者も出ていく可能性だってまだまだあるわけです。こういう御時世でございますから。ですから、特に除雪に関しては一般の人たちが朝動き出す前に作業を終えてほしいわけでありまして、ですからやっぱり除雪する機械の数が多いにこしたことはない。そんなことから中小の業者を育てておくこともまた必要なことであり、そういう意味合いからも、すぐ来年度からというわけにはいかないまでもいろいろ勉強し、青森のほうでも検討しているというようなことでございますし、一緒にどういう形にすればいいのかというようなこと等を研究してもらいたいと思います。この辺については建設部長のほうからひとつ簡単にコメントをいただきたいと思います。このことについて。

それでは、2回目の質問を終わらせていただきます。

○工藤武則議長 教育長。

○長尾孝紀教育長 今福士議員の御指摘の通知は、本年の9月の5日付で文部科学省より通知されました。いじめ、学校安全等に関する総合的な取り組み方針だと思います。これに関しては、一昨日10日に教育委員会のほうでも受理しております。通知内容は、いじめの問題の対策強化のために教職員の研修等、学校現場におけるいじめ問題の認識を深める取り組みや、いじめ問題アドバイザー、仮称ですけれども、である外部専門家を活用する取り組み等の推進が示されております。これらの取り組みについては、今後県教育委員会からより具体的な形として示されてくると思われませんが、当教育委員会では現在取り組んでいるスクールカウンセラーの継続配置や教職員の指導力の向上を目的とした研修の充実に一層努めるとともに、県教育委員会、各学校及び児童相談所、警察等関係機関との連携を強化し、いじめ問題への対応強化について積極的な活用を図っていく所存です。

また、悩みを抱えている子供たちの相談に答えられるように、先ほど言いましたけれ

ども、子ども110番電話カードを再度配付するなど、教育相談の利用について周知徹底を図り、利用しやすい環境に努めてまいります。国主導の方針も重視する中でも、現場の声を大事にしながら迅速に対応したいと考えております。

次に、いじめの対応として出席停止をかけられるかということについてお答えします。先ほど委員がおっしゃったように出席停止については、本人に対する懲戒という観点ではなくて、学校の秩序を維持し他の児童生徒の義務教育を受ける権利を保障するという観点から設けられております。平成19年2月に文部科学省から、問題行動を起こす児童生徒に対する指導について示され、出席停止制度の活用については、指導を継続しても改善が見られず、いじめや暴力を繰り返す児童生徒に対して、正常な教育環境を回復するために必要と認める場合には、教育委員会は出席停止制度の措置をとることをためらわずに検討するとあります。五所川原市教育委員会市立小中学校の管理運営規則では、同じように児童生徒が性行不良であればというようなことで規則として挙げております。ただ、この中では教育委員会があらかじめ保護者の意見を聴取するということが大事になってきますので、その辺のときには必要であるときには行うことができる規則に明記されております。教育委員会としては、校長から申し出があった場合には、当該児童生徒の行為の事実関係を正確かつ詳細に把握し、保護者からの意見を聴取した上で、将来のある児童生徒の不利益にならないように対応してまいりたいと考えております。

それから、チャイルドラインのことについては、今ありましたけれども、これはNP〇団体でありますけれども、ただ文科省あたりも後援していると思います。このチャイルドラインに関しては全国的には広がっていますけれども、青森県に関してはまだ、今青森市でちょっと立ち上げというようなことで、まだ我々のほうも正直なところ認知していないのが現状です。ただ、おっしゃったように子供たちのいろいろな悩みを受ける、相談を受けるものがいろいろあるということは子供たちのためには非常に大事ですので、これから教育委員会としても、また県の教育委員会のほうに対してもその辺のところを指導を伺いながら、教育委員会としても対応していきたいと考えております。

以上です。

○工藤武則議長 建設部長。

○菊池 司建設部長 先ほど地域維持型契約方式の導入の有無につきまして市長より答弁があったところでございますが、私のほうから同方式のメリット、デメリットについて答弁させていただきます。

地域維持型契約方式により、従来単独で行っていた道路維持、除排雪、河川維持、砂防施設維持などの業務を包括的に1つの契約対象とし、複数の地元建設業者で構成する

共同企業体とするなどの方式で取り組んだ場合のメリットといたしましては3点ほどございます。1点目は共同企業体となることにより受注機会が拡大されること、2点目は施工実績の拡大につながることで、3点目は夏場にも建設機械や従業員などを複数業務に効率的に運用できること、以上がメリットとして挙げられると考えられます。

デメリットといたしましては、地元建設業者で構成する共同企業体で受注するため、実質的に受託できる業者数が少なくなり、また包括して道路、河川の維持管理を行うことにより、これまで夏場のみ請負していた業者の委託業務及び工事がなくなることとなり、経営危機、廃業を引き起こす可能性も否定できないところでございます。

今後このことも踏まえ、導入について検討してまいりたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

○工藤武則議長 19番、福士寛美議員。

○19番 福士寛美議員 御答弁ありがとうございました。

先に道路維持型の方式導入について、今建設部長のほうからメリット、デメリットについてお話をいただきました。これはいろいろとあるわけでございます。業者の形態によって、ただ共同企業体を組むと、ですから小さな業者さんをもその中に取り入れ、取り込んでいくというようなことなど、いろいろ検討する課題があるかと思えます。ですから、先ほど申し上げましたように、すぐさまできるというものではないし、そういう事態が業者の数がだんだん、だんだん減ってきて大手しか残っていないというような状況になると、細かいところまでなかなか工事ができなかつたり、除雪ができなかつたりということだってあつたりもしますので、それとあわせて、再三申し上げますけれども、五所川原市を形成しているのはいろんな人たちがいて成り立っているわけですので、そういう人たち、弱い立場にいる小さな業者さんをも育てていくというような観点からも、今後さらに研究をしていただきたいというふうに思います。

では、教育委員会のほうに質問をさせていただきます。総合対策ですが、これはこれまで毎年のように認知件数、それぞれまとめて年度、年度で報告されてきたと思えます。ただ、この数が本当に正確な数かどうかというの、これは誰もわからないわけですね。まだまだ水面下に潜んでいるいじめというものがあつたりもするだろうと思うわけです。ですから、毎年7万件ぐらいの全国でいじめの認知件数があるわけですし、ただ大方はつかんでいるだろうけれども、まだそのわからない部分にいる、そういうこともこの国の総合対策、現場から遠いところにいる文科省の一律的な指導でもってなかなかつかみ切れない部分があると思うし、ですから現場の地方自治体の教育委員会、そして最も子供に近いところにいる先生方の日ごろの取り組みやら、そういうことが一番重要視

されてくるわけですし、ですからその辺についての指導を、この大津市のいじめから社会問題に大きくなりました。ですから、その辺について教育委員会も新たな気持ちを持って指導をしていただければというふうに思います。

そして、いじめ問題というのは、これはたった1つの原因があって発生しているわけではなくて、いろんなものが複合され、そしてその根っこというものは、これは深いところにあると思うわけでありまして。そしてまた、だんだん、だんだん世の中が進化したといいますか、進展した、減退化したことによって子供を見守ったり、そしてまた耳を傾けるといってその力が衰えたその地域社会になってきていると、子供との触れ合いも少なくなっているのもその一つでありますし、その構造的な部分にも目を向けるその必要があるだろうと思うわけでありまして。大津市の事件からうかがわれるその事件、事故を隠蔽したり、それから閉鎖的な学校や運営委員会のあり方もまた問い直す必要があるだろうと思う。

ただ、これは当市の学校や委員会がそうだと、隠蔽したり、それから閉鎖的になっているというのではないですが、でもこういう学校やら自治体もあるということから、この出席停止等についても適用は、学校の秩序を守るという意味合いを持ってぜひとも、先ほど教育長がためらわずに適用するというような御意見も発しました。大変心強く思ったところであります。これは学校としては、先ほども申し上げました全児童に対して同等に義務教育をとるという思いは学校側にあるわけですし、これを選択せざるを得ない、出席停止を選択せざるを得ないという事態は苦渋の選択かというふうには思うわけですが、やはり健全な学校経営、運営をするに当たっては必要なことの一つかと思っておりますので、どうか慎重な上にもやっぱり適用をすることもあるというようなことは必要であろうというふうに思いますので、どうか今後ともその辺についてよろしくお願ひしたいと思っております。

それから、このいじめ問題に関連して、けさの新聞で各県の状況が列記されておりました。件数、認知件数ですね。和歌山県は、この認知件数、全国の中で3番目に少なかった県なんですね。そこの教員の方が、やっぱりその認知件数が少ない主因となっているのは、地域と学校との連携の成果ではないかと。ただ、一概にそうとは言いきれないけれども、そういうような発言もされておりました。

そしてまた、最後に申し上げますけれども、いじめという言葉は暴行や強迫、また傷害、恐喝などなど、いろんなことを含まれていて、それを大きくくりにしている、そのことによってこのいじめという言葉が罪悪感を鈍化させているというふうにも思えるわけでありまして。いじめは重大な犯罪行為、そしてまた人権侵害行為という、学校も社会も

認識を新たにすることが求められているし、それが必要かと思しますので、どうかそのいじめに対して、いじめとはこういうものだということは、教師はもちろんですが、生徒たちに熟知させるというようなことも必要かと思しますので、そのことをお願いして3回目の質問を終わらせていただきます。

○工藤武則議長 答弁求めるんですか。

○19番 福士寛美議員 教育長さんに対して事前に申し上げておきました。構造的な部分でいろいろと社会、いじめの原因がたった1つではないし、そういうことに対して学校側、教育委員会としてどのような、これまでもやってきただろうと思しますし、やってきたと思しますけれども、新教育長からその辺についての思いを伺います。

○工藤武則議長 教育長。

○長尾孝紀教育長 私が新しくなったということで、福士議員から思いをとということですが、当てはまるかどうかわかりませんが、お話ししたいと思います。

私も昨年3月までは現職の校長として子供たちとかかわってきました。実際子供たちは毎日元気で明るく登校している子供だけではありません。時にはいろいろな悩みや不安を抱えながら登校している子供もおります。その原因は、友達のこと、勉強のこと、遊びのこと、また病気のこと、部活動のこと、家庭のこと、いろいろあるわけですが、それらがまた複雑に関係している場合もあります。特に今御指摘のいじめに関しては、学級担任が一番わかっていなければならぬわけですが、事案によっては陰湿化してなかなか気づきにくい場合もあります。校長、教頭、生徒指導担当初め、やっぱり学校全体として取り組んでいかなければいけません。そのときにこのいじめ問題を学校だけで解決することに固執する余り対応が遅れたりとか、逆に隠蔽したり閉鎖的だと地域からとられる、保護者からとられる、そういうことにつながる場合があります。そういうようなことを考えて、各学校ではいじめの対処方針等を地域、保護者等に公開するようにして、保護者や地域の住民の理解を得るように努めて、いじめは絶対許さない学校をつくっているんだということをきちんと地域住民とか保護者に語りかける必要があると思します。教育委員会としても、いじめがあった場合には学校への支援とか、保護者への対応に万全を期してまいります。

それから、福士議員はもちろんですが、市民、地域の代表であります議員の皆様には、いじめに関してだけでなくいろいろ子供たちのこと、教育に関していろいろな情報をお寄せいただければ幸いです。

答えになっているかどうかわかりませんが、以上です。

○工藤武則議長 以上をもって福士寛美議員の質問を終了いたします。

次に、15番、松野武司議員の質問を許可いたします。15番。

○15番 松野武司議員 一登壇一

皆さん、おはようございます。今定例会最後の質問者となりました至誠公明会の松野武司です。平成24年第3回定例会に当たり通告の一般質問をさせていただきます。

内閣府が9月7日に4月までの景気動向指数を発表されました。現状判断指数は、前月比の0.6ポイント低下の43.6ポイントで、2カ月ぶりに悪化したと示しております。このように景気回復の兆しが見えない中で、市民が安全、安心な暮らしが確保できるように行政はしっかりと取り組まなければならないことは当然だと認識をしていると思います。しかも、財政健全化との両立を図りつつ、五所川原市の経済を潤すためには限られる財源を最大限活用し、庁内の縦割りを超え、地域資源を有効活用した新産業の創出や雇用の創出に実効性のある投資をし、めり張りをつけて実行していくことが必要であると考えます。そうすることによって地域活性化、安心、安全な住みよい五所川原市の実現が構築されることを信じています。五所川原市の将来の展望を想定しながら通告の質問をさせていただきます。

25年度の市長の予算編成方針と予算編成にかかわる編成の取り組みについてお伺いいたします。まずは、市長の今後の予算編成方針の方向性について伺います。今回の定例会では23年度の決算が審議されますが、歳入329億7,537万3,897円ですが、その中で自主財源である市税の状況を見れば、過去3年間ほとんど変わっていない状況です。23年度の決算では、歳入に占める市税の割合は15.8%と非常に乏しいわけで、これは何をあらわしているのか想像がつくと思いますが、今後地方交付税等がだんだん削減されていくようですが、そんな中で市民が安心して暮らせる地域づくりを構築していかなければならないのです。だから、今以上の新産業の掘り起こし、そして雇用の確保を進めることによって自主財源を増税させる要因になるわけですから、昨日の質問の中でも議員から誘致企業や現存の産業に対する支援等への説明が求められていました。当市の1次産業である農林水産業を核とした徹底した取り組みを行政と民間と知恵を絞って立案し、議論を重ね、速やかに実行、実現させるべきだと私は思うわけですが、市長は将来の五所川原市の姿をどのように描いているのか、そしてそれに対してどのような予算編成方針を示していくのか、お伺いいたします。

次に、予算編成についてですが、今後各課より次年度の予算要求が示されると思いますが、各課において市民よりの要望や提案等を踏まえながら提出されると推察しますが、限られた血税の中で最大に有効活用しながら、なお公平な配慮に取り組まなければならないのです。そこで、予算要求から査定までのプロセスを示していただきますが、先日

の質問にも問われていました指定管理委託料の根拠など質疑が求められていましたが、時代は変化しているのです。前はこうだからではだめなのです。現在の実情にマッチした予算提案が求められていると認識をして取り組んでいただきたいと思います。

また、各部長査定の段階で提案されてきた要求が、将来この地域の経済活性化につながる要求であるならば先行投資も必要と考えますが、各部局において今後どのように取り組んでいくのか、答弁を求めます。

市長及び関係部長の答弁を求め、壇上から1回目の質問とさせていただきます。

○**工藤武則議長** ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○**平山誠敏市長** ただいまの松野議員の予算編成方針についてお答えいたします。

新年度の予算編成方針につきましては、市の来年度実施すべき事業の方向性、並びに国及び県の予算編成の動向を踏まえ、10月中旬をめどに作成するよう財政部に指示しております。平成24年度は、市民生活に安心を与える施策の推進、市民と行政とのよりよいパートナーシップの構築、行財政改革の推進といった3つのポイントを基本にして当初予算を編成したところであります。これらの要素は、地方公共団体の普遍的な責務であると認識しており、年度ごとに大きく変更すべきものではないと考えております。

したがって、平成25年度におきましても、これらの基本方針を基調としつつ、これから情報提供されます政府の地方財政対策等を踏まえ、活力ある、明るく住みよい豊かなまちの実現と、持続可能な財政運営を目指した予算を編成してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**工藤武則議長** 財政部長。

○**佐藤 明財政部長** 予算の編成についてお答えいたします。

当初予算の編成に当たりましては、地方自治法が遅くとも年度開始前20日までに議会に提出するとされていることを踏まえて、本市においてもこの規定に基づいて予算の編成作業を行っているところでございます。

具体的には、予算事務規則の定めにより、10月の中旬には財政部長名による予算編成方針を通知し、各課からの予算要求を受け付け、11月下旬から12月上旬まで各課からの聞き取りを行います。その後財政課での予算査定を進め、最終的には年明けの市長査定を経て、1月下旬を目途に予算を編成し終えることとしております。ここでの成案となった予算案が2月中旬印刷製本され、3月の定例会に提出し、審議の上で可決された場

合には法的な効力を持った予算となるものでございます。予算査定に当たっては、選択と集中を基本として査定に当たっております。各課から事業単位での要求されたものに対して、より効果の高いものを選択する、そしてまたその選択した事業については、より効率的な実行方法を基本として査定に当たっております。

よろしくお願いたします。

○工藤武則議長 15番、松野武司議員。

○15番 松野武司議員 それでは、2回目の質問に入ります。答弁ありがとうございます。2回目の質問は要望も含めて質問いたします。

今市長から25年度の方針について述べていただきましたけれども、新たにどう将来の五所川原市の姿を描いているかということは、ちょっとはつきりと述べていただかなかったようですが、後期のマスタープランの中に五所川原市の展望とか、そういうのを描かれているということで私も認識しておりますので、そういうことかなとは思っていますが、先ほど言ったとおり時代の流れというのは大きく動いているわけで、その流れによってこの経済状況が変革しているということから、やはりそのときの視点で計画を新たに作成する必要もあろうかと思えます。いずれにせよこの財政基盤をまずしっかりさせて、豊かなまちづくりを実現されるようにしなければならぬわけで、やはり自主財源をどう高めるかということが一番重要だと思えます。

さっき23年度の市税の割合が15.8%ということでしたけれども、全体の自主財源は約23.8%ぐらいですけれども、今地域のこの企業が撤退とか、そしてまた業務の削減とかによる雇用の場が、まず確保が大変な状況になっているわけです。このような状況であるから市税の徴収も大変で、市税のこの不納欠損額や収入未済額の要因にもなっていると私は思っています。この収入未済額が約6億5,600万円、そしてまたこの不納欠損額、これ毎年1億円も出ているんですね。これはやはり市民がいろんな条件で払えないとか、いろんなことある。これは全てこういう雇用の場もない、給料も安いとか、そういう状況から来ているのが多いと思う。わざと払わないんでなく、やはりそういう事情があって払えないというのがあると思えます。こういう不納欠損額が毎年1億円ずつなくなっていくって、これもまた大変なことだなと私は思っています。したがって、これから新しい産業とかいろんなものをつくりながら、この雇用の場をここに形成していくというのが求められて今いると思えます。だから、これからはそういう新しい産業を見据えていろんな案を出しながら、今後そういうしっかりしたロードマップをつくりながら、そして進めていくことが大事かと思えますので、ぜひ市長の思いも職員がしっかり感じて、やはり住みよい豊かなまちづくりを構築していくために、まず市民と一体になって

取り組んでいく必要があると思いますので、その辺しっかりとやってもらいたいと私は要望をいたします。

次に、予算編成についてですが、予算編成については財政部長や課長の判断が問われるわけです。五所川原市の予算事務規則の第4条、第5条、これしっかり実行しなければだめだと思っていますので、ぜひこれをしっかり、わかっていると思いますけれども、しっかり遂行して欲しいわけで、財政部長におかれましては特に市長からの指示を受けて、この第4条を認識を踏まえながら遂行していただきたいと思っています。まず、私が言うのはやはり予算の公平さ、これが大事なわけで、特に今コミュニティセンターあたりの指定管理料、これなどもやはりばらつきがあると思います。この辺いいのか、一定にするべきだと思います。1カ所に人件費つけて、他所はつけない。つけるのであれば全部に同じ条件でつけるとか、同じ管理の方法やっているんですから、そういうばらつきというのは、今までそうだったからということではなくして、業務内容も変わってきているんで、そのほうに、市民からいろいろ言われるんだらうけれども、それもしっかりした査定の仕方をしていかなければ不公平さが生まれるわけですので、その辺をしっかりと査定をこれから、指定管理についてもこれから来年度また新たな契約とか生ずるわけでしょうし、その辺もしっかりした査定をこれからお願いして、どういう方向に行くのか、財政部長からその辺の答弁を求めます。

○工藤武則議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 今御指摘がありましたコミセンにおける指定管理制度については、平成19年度より導入しておりまして、旧支所業務のあったコミセンと集会施設のみとしてのコミセンがあります。旧支所業務のあったコミセンについては、今御指摘のあったとおりに、当時職員が配置されていたことから、指定管理者制度導入後も人員の配置は必要と判断しまして、施設管理費にその人件費を含めたものを指定管理料としています。ただし、指定管理者制度に移行した後も、年月の経過とともに施設としての業務内容、御指摘のとおりに変化していることから、人員配置の必要性も含め、各地域の住民協議会と協議しながら、今後コミセンにおける指定管理料の適切な見直しを図ってまいりたいと考えております。

○工藤武則議長 15番、松野武司議員。

○15番 松野武司議員 さっき述べました予算事務規則の第5条あたりは、やはりこれをしっかりそういう査定をして出さないといけないようにちゃんと書いているわけですので、その第5条あたりをしっかりとやって、公平なそういう予算編成をもって、皆さんの血税がしっかりした形で無駄のないような使い方をしていただきたいと思います。

これで終わります。

○**工藤武則議長** 以上をもって松野武司議員の質問を終了いたします。

これにて一般質問を終結いたします。

◎日程第2 議案第75号から議案第104号まで

○**工藤武則議長** 日程第2、議案第75号 平成23年度五所川原市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第104号 青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてまでの30件を一括議題といたします。

総括質疑の通告はありません。

お諮りいたします。議案第75号 平成23年度五所川原市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第96号 平成24年度五所川原市介護保険特別会計補正予算（第1号）までの22件については、全議員をもって構成する予算決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**工藤武則議長** 御異議なしと認めます。

よって、本件については、全議員をもって構成する予算決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算決算特別委員会は、本日の会議終了後、この議場において正副委員長を互選して議長に報告願います。

次に、ただいま議題となっております議案第97号 五所川原市集会所設置条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第104号 青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてまでの8件については、お手元に配付しております議案付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

◎休会の件

○**工藤武則議長** 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会審査及び議事整理のため、明13日から20日までの8日間は休会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**工藤武則議長** 御異議なしと認めます。

よって、8日間は休会とすることに決しました。

次回は21日定刻より会議を開きます。

◎散会宣告

○工藤武則議長 本日はこれにて散会いたします。

午前11時08分 散会

平成24年五所川原市議会第3回定例会会議録（第5号）

◎議事日程

平成24年9月21日（金）午前10時開議

- 第 1 議案第 97号 五所川原市集会所設置条例の一部を改正する条例の制定について
(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第 2 議案第104号 青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
(民生常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第 3 議案第 98号 五所川原市布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について
- 第 4 議案第 99号 五所川原市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第100号 財産の取得について
- 第 6 議案第101号 市道路線の認定について
- 第 7 議案第102号 市道路線の認定について
- 第 8 議案第103号 市道路線の認定について
(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第 9 議案第 75号 平成23年度五所川原市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 議案第 76号 平成23年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 議案第 77号 平成23年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 議案第 78号 平成23年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 議案第 79号 平成23年度五所川原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14 議案第 80号 平成23年度五所川原市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第15 議案第 81号 平成23年度五所川原市高等看護学院特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第16 議案第 82号 平成23年度五所川原市公共用地先行取得事業特別会計歳入

歳出決算の認定について

- 第17 議案第 83号 平成23年度五所川原市神山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第18 議案第 84号 平成23年度五所川原市松野木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第19 議案第 85号 平成23年度五所川原市戸沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第20 議案第 86号 平成23年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第21 議案第 87号 平成23年度五所川原市相内財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第22 議案第 88号 平成23年度五所川原市脇元財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第23 議案第 89号 平成23年度五所川原市十三財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第24 議案第 90号 平成23年度五所川原市水道事業会計決算の認定について
- 第25 議案第 91号 平成23年度五所川原市工業用水道事業会計決算の認定について
- 第26 議案第 92号 平成23年度五所川原市下水道事業会計決算の認定について
- 第27 議案第 93号 平成23年度五所川原市病院事業会計決算の認定について
- 第28 議案第 94号 平成23年度公立金木病院組合病院事業会計決算の認定について
- 第29 議案第 95号 平成24年度五所川原市一般会計補正予算(第2号)
- 第30 議案第 96号 平成24年度五所川原市介護保険特別会計補正予算(第1号)
(予算決算特別委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第31 発議第 6号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書

◎本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

◎出席議員(26名)

1番	花田進	議員	2番	鳴海初男	議員
3番	山田善治	議員	4番	工藤武則	議員
5番	山田和宗	議員	6番	木村慶憲	議員
7番	成田和美	議員	8番	吉岡良浩	議員
9番	伊藤永慈	議員	10番	山口孝夫	議員
11番	木村博	議員	12番	古川幸治	議員
13番	秋元洋子	議員	14番	稲葉好彦	議員
15番	松野武司	議員	16番	寺田武造	議員
17番	桑田茂	議員	18番	阿部春市	議員
19番	福士寛美	議員	20番	加藤磐	議員
21番	木村清一	議員	22番	川浪茂浩	議員
23番	磯辺勇司	議員	24番	平山秀直	議員
25番	三渦春樹	議員	26番	葛西収三	議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者（26名）

市 長	平山誠敏
副 市 長	三上裕行
総 務 部 長	小田桐宏之
財 政 部 長	佐藤明
民 生 部 長	高橋勇公
福 祉 部 長	工藤勝
経 済 部 長	島谷淳
建 設 部 長	菊池司
上下水道部長	對馬隆博
会計管理者	岩川静子
教育委員長	阿部育也
教 育 長	長尾孝紀
教 育 部 長	福井定治
選挙管理委員会 委 員 長	白川昭磨

監 査 委 員	山 本 將 雄
監 査 委 員	前 田 晃
事 務 局 長	齋 藤 靖 裕
農 業 委 員 会 会 長	小 山 内 洋 一
農 業 委 員 会	櫛 引 和 雄
事 務 局 長	三 橋 大 輔
人 事 課 長	山 中 均
財 政 課 長	長 尾 功 一
市 民 課 長	古 川 貞 治
保 護 福 祉 課 長	古 川 貞 治
商 工 観 光 課 長	古 川 貞 治
土 木 課 長	今 眞
上 下 水 道 部	今 眞
総 務 課 長	今 眞
教 育 総 務 課 長	諏 訪 秀 清

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	佐 藤 文 治
次 長	浅 利 寿 夫

◎開議宣告

○工藤武則議長 おはようございます。ただいまの出席議員26名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第5号により進めます。

◎日程第1 議案第97号

○工藤武則議長 日程第1、議案第97号 五所川原市集会所設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件に関し、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○平山秀直総務常任委員長 一登壇一

おはようございます。本定例会で総務常任委員会に付託されました議案1件について、去る9月12日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第97号 五所川原市集会所設置条例の一部を改正する条例の制定について、本件は杉派立集会所の建て替えに伴い、地番を大字神山字山越5番地26に改めるためのものであるとの説明に対し、さしたる質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会における審査の概要と結果を御報告いたします。

○工藤武則議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○工藤武則議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○工藤武則議長 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第2 議案第104号

○**工藤武則議長** 次に、日程第2、議案第104号 青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

本件に関し、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長。

○**三潟春樹民生常任委員長** 一登壇一

おはようございます。本定例会で民生常任委員会に付託されました議案1件について、去る12日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

議案第104号 青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてであります。本件は住民基本台帳法の一部改正により、外国人の在留管理を目的に運用されてきた外国人登録制度が廃止されたことに伴い、外国人登録原票の文言を削除するものであるとの説明に対し、今回の対象となった外国人登録者数についての質疑があり、2名であるとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会における審査の概要と結果を御報告いたします。

○**工藤武則議長** ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**工藤武則議長** 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**工藤武則議長** 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第3 議案第 98号から

日程第8 議案第103号まで

○**工藤武則議長** 次に、日程第3、議案第98号 五所川原市布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定についてから日程第8、議案第103号 市道路線の認定についてまでの6件を一括議題といたします。

本件に関し建設常任委員長の報告を求めます。

建設常任委員長。

○吉岡良浩建設常任委員長 一登壇一

本定例会で建設常任委員会に付託されました議案6件について、去る12日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について報告いたします。

初めに、議案第98号 五所川原市布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定についてであります。本件は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、新たに布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を条例で定めるため提案するものであるとの説明に対し、この条例は請負業者に対して適用するものなのか、布設工事の内容についての質疑があり、市の職員に対して適用する条例であり、布設工事の内容としては水道管の設置や浄水場、配水場の建設工事等である等の答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第99号 五所川原市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件も地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、新たに公共下水道の構造及び終末処理場の維持管理に関し必要な事項を条例で定めるため提案するものであるとの説明に対し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第100号 財産の取得についてであります。本件は市浦地区に配備している除雪ドーザの老朽化に伴い買い替えるもので、今回購入しようとする除雪機の予定価格が2,000万円を超えていることから、地方自治法及び五所川原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を求めるものであるとの説明に対し、除雪ドーザの寿命について、老朽化した除雪ドーザの処分等について、入札状況についての質疑があり、寿命は8年程度とされているが、市では状態を見ながら修理等を行い、8年以上は使用している。除雪ドーザの処分については、雪捨て場で使用するほかは下取りをしている。また、入札については6社での入札になったが、2社が辞退した等の答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第101号から議案第103号までの3件は、いずれも市道路線の認定についてであります。3件について開発行為による道路用地の寄附採納により市が受納したことに伴い市道路線を認定するものであるとの説明に対し、家が建っていない市道の認定について、街灯、防犯灯の設置について、市道路線の認定の基準についての質疑があり、

土地開発した場所について道路完成後には速やかに寄附採納するという事で業者と協議しており、街灯、防犯灯については家が建築された場合には協定により開発業者に設置してもらっている。また、市道路線の認定については6メートル以上の幅員、30センチメートルの側溝を設けることが基準となっている等の答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会における審査の概要と結果を御報告いたします。

○**工藤武則議長** ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**工藤武則議長** 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**工藤武則議長** 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第 9 議案第75号から

日程第30 議案第96号まで

○**工藤武則議長** 次に、日程第9、議案第75号 平成23年度五所川原市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第30、議案第96号 平成24年度五所川原市介護保険特別会計補正予算(第1号)までの22件を一括議題といたします。

本件に関し、予算決算特別委員長の報告を求めます。

予算決算特別委員長。

○**三淵春樹予算決算特別委員長** 一登壇一

去る12日の本会議において設置されました予算決算特別委員会は、同日議場において委員会を開催し、不肖私が委員長に、副委員長に木村博委員が選任され、13日及び14日に付託されました議案22件の審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

なお、当委員会は議員全員をもって構成されており、審査の過程における主な質疑はお手元に配付しております委員長報告資料のとおりでありますので、議案の内容、質疑及び答弁の詳細については省略させていただき、審査結果のみを申し上げますので、御

了承願います。

初めに、議案第75号 平成23年度五所川原市一般会計歳入歳出決算の認定については、質疑に対する答弁がなされ、採決の結果、賛成多数により認定すべきものと決しました。

次に、議案第76号 平成23年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてから議案第82号 平成23年度五所川原市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件については、質疑もなく全員異議なく認定すべきものと決しました。

次に、議案第83号 平成23年度五所川原市神山財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてから議案第89号 平成23年度五所川原市十三財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件については、質疑に対する答弁を了とし、全員異議なく認定すべきものと決しました。

次に、議案第90号 平成23年度五所川原市水道事業会計決算の認定については、質疑に対する答弁がなされ、採決の結果、賛成多数により認定すべきものと決しました。

次に、議案第91号 平成23年度五所川原市工業用水道事業会計決算及び議案第92号 平成23年度五所川原市下水道事業会計決算の認定についてまでの2件については、質疑もなく全員異議なく認定すべきものと決しました。

次に、議案第93号 平成23年度五所川原市病院事業会計決算の認定については、質疑に対する答弁を了とし、全員異議なく認定すべきものと決しました。

次に、議案第94号 平成23年度公立金木病院組合病院事業会計決算の認定については、質疑に対する答弁を了とし、全員異議なく認定すべきものと決しました。

次に、議案第95号 平成24年度五所川原市一般会計補正予算(第2号)及び議案第96号 平成24年度五所川原市介護保険特別会計補正予算(第1号)の2件については、質疑に対する答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会における審査の概要と結果を御報告いたします。

○工藤武則議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○工藤武則議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。発言の通告がありますので、これを許可いたします。

1番、花田進議員。

○1番 花田 進議員 一登壇一

日本共産党の花田進です。議案第75号 平成23年度五所川原市一般会計歳入歳出決算の認定について、一部反対の立場から発言します。

平成23年度の一般会計決算は、歳入が329億7,000万円、歳出が319億7,000万円で、9億3,400万円の黒字となりました。市の財政が連続して黒字決算となることを否定するものではありませんが、市民の福祉向上やサービスが十分であるとは言いがたい状況でもあります。市の借金である地方債は、22年度より10億6,000万円増加し、431億円となりました。市の借金が増えても実質公債費比率は17.7%となり、18%を下回ったことから、起債に際して地方債許可団体でなくなりました。しかし、新病院や市庁舎の建設など、地方債はまだ増加していきます。このような中で、不要な借金はすべきではないという視点から、地域振興基金の積み立ては不要だと23年度予算にも反対しましたが、それが執行された決算にも反対します。金利の安いこの時代にわざわざ借金をして、そこから逆ざやを得て新規の事業を行うのではなく、既存の予算配分を見直し、大胆な施策を出すときであります。

2点目の反対理由は、これまでの原子力発電推進のためにばらまかれてきた原発マネーです。福島第一原発の悲惨な事故を受け、原発ゼロの声も高まってきていますが、原発マネーからの離脱も重要な課題であります。当市には、原子核燃料サイクル事業推進特別対策事業助成金が23年度、6,500万円余りが交付されています。この助成金は、財団法人むつ小川原地域・産業振興財団からの助成事業ですが、この財団は電気事業連合会からの寄附を財源としております。今議会でも市長に対して原発への政治姿勢が問われましたが、明確な原発ゼロの態度が示されなかったことは大変残念なことであります。この助成金は、受け取るべきではないと考えます。この助成金は、立佞武多や金木の津軽三味線関係の祭りに使われてきました。多くの市民が楽しんでいる祭りに使われてきたことは大変残念であり、今後はこの助成金を当てにしない予算編成を希望します。

第3の反対理由は、入札率が異常に高い水準で推移していることであります。中央小学校に見られるように、校舎本体工事が97.8%であったことを初め、高入札率が続いており、ほかの工事でも多くの事業が94%前後で落札されています。市理事者は入札が公正に行われており、落札率についてコメントできないという立場のようですが、このような立場で本当に公正な競争による入札が実施されていくのかが心配であります。市当局の毅然とした態度が必要ではないでしょうか。

次に、議案第90号 平成23年度五所川原市水道事業会計決算について、一部反対の立場から討論します。水道事業は、平成23年度も2億4,700万円の黒字決算となりました。私が水道事業に言っていることは、実に単純です。公共の事業が必要以上の利益を出すことは料金が必要以上に高いということで、即刻料金を引き下げるべきであるということです。1立方メートル当たり44.2円の利益が出ており、その結果毎年度黒字となり、

建設改良積立金などが10億円を超えてしまっております。その積立金も運用されることなく預金されているだけであります。一般質問でも明らかにしましたが、当市の水道料金は市の部門ではトップクラスにあります。利益が生まれているのに全国トップクラスの水道料金を市民が負担しなければならないのでしょうか。担当部が既存の権益にしがみついている中で、市のトップである市長決断のときではないのでしょうか。以上、必要以上の利益を生み出している水道事業会計の決算の認定については反対します。

以上をもって反対討論を終了します。議員の皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

○**工藤武則議長** 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は議案第75号から議案第94号までの20件は認定、議案第95号及び議案第96号の2件は原案可決であります。

ただいまの委員長報告のうち、議案第75号及び議案第90号に反対討論がありましたので、原案について起立により採決をいたします。

まず、議案第75号 平成23年度五所川原市一般会計歳入歳出決算の認定について、本件を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○**工藤武則議長** 起立多数であります。

よって、議案第75号は認定することに決しました。

次に、議案第90号 平成23年度五所川原市水道事業会計決算の認定について、本件を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○**工藤武則議長** 起立多数であります。

よって、議案第90号は認定することに決しました。

次に、ただいま認定された2件を除く20件については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**工藤武則議長** 御異議なしと認めます。

よって、20件については委員長報告のとおり決しました。

◎日程第31 発議第6号

○**工藤武則議長** 次に、日程第31、発議第6号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確

保・充実する仕組み」の構築を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、提案理由説明、委員会付託及び質疑等を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○工藤武則議長 御異議なしと認めます。

よって、本件は提案理由説明等を省略し、直ちに採決することに決しました。採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○工藤武則議長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって今定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

◎市長挨拶

○工藤武則議長 市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

市長。

○平山誠敏市長 一登壇一

閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本定例会も工藤議長を初め、三瀬予算決算特別委員長並びに各常任委員長、また議員各位の御協力によりまして全議案とも滞りなく議決を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会で認定いただいた平成23年度一般会計歳入歳出決算は、9億3,000万円余りの黒字決算となっており、引き続き適正な財政運営に努めていくほか、審議の過程において賜りました御意見、御提言などにつきましては十分これを尊重し、検討いたしまして、今後の市政運営に反映してまいり所存であります。

さて、昨年、東日本大震災の発生から1年6カ月余りが経過し、本県並びに東北各県では復興への取り組みが懸命に続けられております。9月15、16日には、新青森駅前にて、青森から東北の元気を発信し、観光振興と地域経済の活性化を目的に、青森県内10市が連携し、あおもり10市大祭典が開催され、五所川原立佞武多も参加し、大変好評を博したところであります。

市といたしましては、これまでの首都圏や韓国ソウル市への情報発信に加え、今後は西日本や北海道へ向けて、元気で魅力的な五所川原の情報を発信し、東北の復興の一助となるよう取り組んでまいりますので、議員各位には倍旧の御支援をいただきますよう

お願い申し上げます。

終わりに、出来秋を迎え、朝夕めっきり涼しくなってきました。議員各位におかれましては、健康に十分留意され、市勢伸展のためますます御活躍されますよう祈念いたして、閉会の御挨拶といたします。

◎閉会宣告

○工藤武則議長 これにて平成24年五所川原市議会第3回定例会を閉会いたします。

午前10時36分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成24年9月21日

五所川原市議会議長 工 藤 武 則

五所川原市議会副議長 磯 辺 勇 司

五所川原市議会議員 木 村 慶 憲

五所川原市議会議員 成 田 和 美

五所川原市議会議員 吉 岡 良 浩